官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境四）　一
○国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一五三）　一〇

〔法規的告示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示（厚生労働三八九）　三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三九〇）　一五
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同三九一）　一七

〔その他告示〕
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一七一〇）　四〇

〔官庁報告〕
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第二十六条第四項及び第五項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づく意見陳述の通知の件（公安審査委員会告示配五）　四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五〇
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等関係　一〇三
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一〇九

省　令

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十二日

総務大臣　藤井比早之
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（地域経済牽引事業計画の承認の申請）	（地域経済牽引事業計画の承認の申請）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第十三条第三項第四号に掲げる事項を記載する場合には、地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法	（新設）

律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。次条第二項第三号において同じ。）による水の供給の見込みがあることを証する書類

四　法第十三条第三項第七号に掲げる事項を記載する場合には、補助金等交付財産（同号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第四号において同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。次条第二項第四号において同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

五　（略）

3　（略）

4　都道府県知事は、法第十三条第四項の規定により地域経済牽引事業計画の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項の申請書を提出した者に通知しなければならない。

5　主務大臣は、法第十三条第八項の規定により地域経済牽引事業計画の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項の申請書を提出した者に通知するものとする。

6　前二項の通知は、様式第一の二による承認通知書に第一項の申請書の写しを添えて行うものとする。

三　法第十三条第三項第五号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産（同号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。次条第二項第三号において同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

四　（略）

3　（略）

（新設）

（新設）

（地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請）

第三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　法第十三条第三項第四号に掲げる事項に変更があった場合には、当該変更に係る地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水道事業者による水の供給の見込みがあることを証する書類

四　法第十三条第三項第七号に掲げる事項に変更があった場合には、当該変更に係る補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

五　（略）

3　都道府県知事は、法第十四条第四項において準用する法第十三条第四項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項の申請書を提出した者に通知しなければならない。

4　主務大臣は、法第十四条第四項において準用する法第十三条第八項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項の申請書を提出した者に通知するものとする。

5　前二項の通知は、様式第二の二による承認通知書に第一項の申請書の写しを添えて行うものとする。

（地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請）

第三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三　法第十三条第三項第五号の事項に変更があった場合には、当該変更に係る補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

四　（略）

（新設）

（新設）

様式第１を次のように改める。

様式第１（第２条第１項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第１３条第１項の規定に基づき、別紙１の計画について承認を受けたいので、別紙２と併せて申請します。

（備考）

１　地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

３　地域経済牽引事業を行おうとする者が造船法第１１条第１項の認定（同法第１２条第１項の規定による変更の認定を含む。）又は地球温暖化対策の推進に関する法律第２２条の２第３項の認定（同法第２２条の３第１項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者である場合には、それぞれ、本申請書の記載事項のうち造船法第１２条第２項に規定する認定事業基盤強化計画又は地球温暖化対策の推進に関する法律第２２条の３第３項第１号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

（別紙１）

地域経済牽引事業計画

Ⅰ　必須記載事項

１　地域経済牽引事業の内容及び実施期間

（１）地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

（同意基本計画の名称）

（活用する地域の特性及びその活用戦略）

（２）地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項

申請者（代表者）	
	①名称、　②住所、　③代表者名、　④資本金、　⑤従業員数、　⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割（地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合）
地域経済牽引事業を共同して行おうとする者	
	①名称、　②住所、　③代表者名、　④資本金、　⑤従業員数、　⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割
1	
2	

（３）地域経済牽引事業として行う事業の内容
（事業名）

（関連する業種）

（地域経済牽引事業の内容）

（活用を予定する支援措置）

（その他）

（４）地域経済牽引事業を行う主な実施場所
（地域経済牽引事業を行う主な実施場所）

（法第１２条の３第２項に規定する承認地域経済牽引事業用地整備計画に従って整備された土地において地域経済牽引事業を行う場合には、その旨及び当該土地の所在）

（５）地域経済牽引事業の実施期間
（実施期間）
年　月　日　～　年　月　日
（実施スケジュール）

取組事項	年度	年度	年度	年度	年度
	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～
①					
②					
③					

２　地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法
事業者ごとに別表１－１に記載

３　地域経済牽引事業の実施による経済的効果

（１）付加価値創出額
（見込み）

（算定根拠）

区分		事業開始前	事業開始後				
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
		年　月～	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～
①売上高							
費用総額	②売上原価						
	③販売費及び一般管理費						
	④計（②＋③）						
⑤給与総額							
⑥租税公課							
⑦付加価値額（①－④＋⑤＋⑥）							

（２）経済的効果
（見込み）

（算定根拠）

（注）地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果（取引額、売上げ、雇用者数又は給与総額）を達成する見込みであることを記載すること。

Ⅱ　任意記載事項

１　地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項
別表１－２に記載

２　地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
別表１－２に記載

３　地域経済牽引事業用工場等が法第１８条の２第１項に定められた工場立地法の特例の適用を受ける場合の事項
（１）地域経済牽引事業用工場等の所在地

（２）地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項
（工場立地法の特例の適用を受ける地域経済牽引事業用工場等を用いて行う事業の実施期間）

（緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合）
緑地　　％以上
環境施設　　％以上

（周辺の地域の生活環境の状況）

（周辺の地域における生活環境の保持についての適正な配慮に関する措置内容）

４　地域経済牽引事業用情報処理施設に水を供給する工業用水道事業者が法第１８条の４に定められた工業用水道事業法の特例の適用を受ける場合の事項
（１）地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地

（２）地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水道事業者による水の供給の見込みに関する事項
（工業用水道事業法の特例の適用を受ける工業用水道事業者による水の供給を受けて行う事業の実施期間）

（水の供給を受ける工業用水道事業者の名称及び所在地）

（水の供給を受ける工業用水道事業の名称）

（地域経済牽引事業用情報処理施設における水の主たる用途）

（地域経済牽引事業用情報処理施設における水の１日当たりの最大見込み使用量）

５　特定事業者が法第１９条第３項、第２８条又は第２９条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項
（１）承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称
（承継等特定事業者の名称）

（被承継等特定事業者の名称）

（２）事業承継等の内容及び実施時期
（事業承継等の内容）

（実施時期）

（３）法第１９条第３項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合は、直前の事業年度における以下の事項
①　純資産の額が零を超えること
純資産合計額＝　　円　＞　０

②　EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること
EBITDA 有利子負債倍率＝　　倍　≦　10

〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

借入金・社債（　　）円　―　現預金（　　）円
営業利益（　　）円　＋　減価償却費（　　）円

６　一般社団法人が法第２３条第１項又は第２項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項
（１）一般社団法人の名称及び所在地

（２）一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

（３）法第２３条第１項又は第２項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

７　補助金等交付財産の活用に関する事項

８　法第２５条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

別表１－１　地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者名：

（単位：千円）

年度	調達／費用	借入金	自己資金	その他　※１	合計	備考　※２
	土　地					
	建　物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小　計					
	土　地					
	建　物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小　計					
合計	土　地					
	建　物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小　計					

※１　都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※２　株式会社日本政策金融公庫による融資制度等の利用を希望する場合は、その旨を備考欄に記載すること。
また、金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度の利用を希望するときは、その旨を備考欄に記載すること。

別表１－２　地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項、地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

施設の概要	土地の所在	地番	地目		面積	備考
			登記簿	現況		

※　「土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は都市計画法に規定する市街化調整区域に含まれているかを記載すること。

（別紙２）

地域経済牽引事業計画の公表

可	
	不可

（注）地域経済牽引事業計画が承認された場合、事業者の名称、住所、法人番号、事業名、地域経済牽引事業計画の承認日及び地域経済牽引事業計画を承認した者の名称を経済産業省のホームページにおいて公表することについて、可又は不可のいずれかに○を付けること。

様式第一の次に次の一様式を加える。

様式第１の２（第２条第６項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく地域経済牽引事業計画の承認通知書

年　　月　　日

殿

都道府県知事等　名

年　　月　　日付けで申請のあった地域経済牽引事業計画について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第１３条（第４項／第８項）の規定に基づき、承認しましたので通知します。

記

１　承認地域経済牽引事業名

２　承認地域経済牽引事業者の名称

３　地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和２年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第２号）第１ハ（２）に基づき同意基本計画において指定された業種への該当の有無

４　承認地域経済牽引事業の実施期間

５　法第１８条の２第１項に定められた工場立地法の特例の適用を受ける地域経済牽引事業用工場等を用いて行う事業の実施期間

６　法第１８条の４に定められた工業用水道事業法の特例の適用を受ける工業用水道事業者による水の供給を受けて行う事業の実施期間

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

（記載要領）「都道府県知事等　名」は、第２条第４項の規定による場合には都道府県知事名とし、同条第５項の規定による場合には主務大臣名とする。

様式第二の次に次の一様式を加える。

様式第２の２（第３条第５項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく地域経済牽引事業計画の変更の承認通知書

年　　月　　日

殿

都道府県知事等　名

年　　月　　日付けで申請のあった地域経済牽引事業計画の変更について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第１４条第４項において準用する法第１３条（第４項／第８項）の規定に基づき、承認しましたので通知します。

記

１　変更事項

変　更　前	変　更　後

２　変更の趣旨及び理由

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

（記載要領）「都道府県知事等　名」は、第３条第３項の規定による場合には都道府県知事名とし、同条第４項の規定による場合には主務大臣名とする。

様式第三を次のように改める。

様式第３（第４条第１項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく　　年度における承認地域経済牽引事業計画の実施状況報告書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで承認を受けた地域経済牽引事業計画の　　年度の実施状況を別紙のとおり報告します。

（備考）

１　地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

１　実施した地域経済牽引事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容

２　実施した地域経済牽引事業の経済的効果の状況

（１）付加価値創出額

（実績）

（算定根拠）

区分		事業開始前	事業開始後				
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
		年　月～	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～
①売上高							
費用総額	②売上原価						
	③販売費及び一般管理費						
	④計（②＋③）						
⑤給与総額							
⑥租税公課							
⑦付加価値額（①－④＋⑤＋⑥）							

（注）付加価値創出額の実績は、当該年度の付加価値額から承認地域経済牽引事業開始前の付加価値額を差し引いた額を記載すること。

（２）経済的効果

（実績）

（算定根拠）

３　実施した地域経済牽引事業の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する実績

４　実施した地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する措置の実績

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令第二条第四項から第六項まで及び第三条第三項から第五項までの規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第一項の承認（同法第十四条第一項の変更の承認を含む。以下同じ。）の申請について適用し、施行日前にされた同法第十三条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百五十三号

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の四第三項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条第八項及び第十六条の四第二項並びに介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の三第十項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額介護合算療養費の支給申請等）	（高額介護合算療養費の支給申請等）
第二十七条の二十六　基準日において市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等である者（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を当該申請者が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、計算期間において申請者が当該市町村又は組合の被保険者として受けた療養に係る高額介護合算療養費の支給を受けようとするときであつて、当該申請者が基準日において当該市町村又は組合の被保険者でないときは、この限りでない。	**第二十七条の二十六**　基準日において市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等である者（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を当該申請者が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、計算期間において申請者が当該市町村又は組合の被保険者として受けた療養に係る高額介護合算療養費の支給を受けようとするときであつて、当該申請者が基準日において当該市町村又は組合の被保険者でないときは、この限りでない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　申請者及び基準日世帯員が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。次項及び第二十七条の二十九において同じ。）の名称及びその加入期間	四　申請者及び基準日世帯員が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。次項において同じ。）の名称及びその加入期間
五　（略）	五　（略）
2～7　（略）	2～7　（略）
（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等）	（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等）
第二十七条の二十七　（略）	**第二十七条の二十七**　（略）
（高額介護合算療養費の支給申請に係る特例）	（新設）
第二十七条の二十八　市町村は、世帯主による高額介護合算療養費の支給申請に関する手続について、第二十七条の二十六の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。	（新設）
第二十七条の二十九　前条の規定による別段の定めにより、支給申請に関する手続が省略された場合には、市町村は申請者又はその世帯員の属する介護保険者に、その旨を通知しなければならない。	

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　後期高齢者医療制度 第一節・第二節　（略） 第三節　後期高齢者医療給付 第一款・第二款　（略） 第三款　高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（第六十一条―第七十一条の十二） 第四款・第五款　（略） 第四節～第七節　（略） 第三章・第四章　（略） 附則 （令第十四条の三の年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等） **第七十条の六**　（略） （高額療養費の支給申請に係る特例） **第七十条の七**　後期高齢者医療広域連合は、被保険者による高額療養費の支給申請に関する手続について、第七十条、第七十条の二、第七十条の四及び第七十条の五の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。 （高額介護合算療養費の支給の申請） **第七十一条の九**　法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日被保険者（以下この条及び第七十一条の十一において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村をいう。次項及び第七十一条の十二において同じ。）の名称及びその加入期間 （高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等） **第七十一条の十**　（略） （高額介護合算療養費の支給申請に係る特例） **第七十一条の十一**　後期高齢者医療広域連合は、申請者による高額介護合算療養費の支給申請に関する手続について、第七十一条の九の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。 **第七十一条の十二**　前条の規定による別段の定めにより、支給申請に関する手続が省略された場合には、後期高齢者医療広域連合は申請者の属する介護保険者に、その旨を通知しなければならない。	目次 第一章　（略） 第二章　後期高齢者医療制度 第一節・第二節　（略） 第三節　後期高齢者医療給付 第一款・第二款　（略） 第三款　高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（第六十一条―第七十一条の十） 第四款・第五款　（略） 第四節～第七節　（略） 第三章・第四章　（略） 附則 （令第十四条の三の年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等） **第七十条の六**　（略） （新設） （高額介護合算療養費の支給の申請） **第七十一条の九**　法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村をいう。次項において同じ。）の名称及びその加入期間 （高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等） **第七十一条の十**　（略） （新設） （新設）

（介護保険法施行規則の一部改正）

第三条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） **第八十三条の四の四**　（略） ２～５　（略） ６　第一項の申請書は、医療保険者を経由して提出することができる。ただし、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の二十八又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第七十一条の十一の規定による別段の定めにより医療保険者において支給申請に係る手続が行われた場合にあっては、第一項の申請書は当該医療保険者を経由して提出がされたものとみなす。 ７　前項の規定により医療保険者を経由して申請書の提出を受けた場合（同項の規定により医療保険者を経由して申請書が提出されたものとみなされた場合を含む。）において、当該申請書の提出を受けた市町村は、当該医療保険者に対し、第一項第三号に掲げる事項並びに第二項第二号及び第三号に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。 ８　（略） （匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等） **第百四十条の七十二の九**　（略） ２　（略） ３　提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。	（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） **第八十三条の四の四**　（略） ２～５　（略） ６　第一項の申請書は、医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた市町村は、当該医療保険者に対し、同項第三号に掲げる事項並びに第二項第二号及び第三号に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。 （新設） ７　（略） （匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等） **第百四十条の七十二の九**　（略） ２　（略） ３　提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第一項に規定する提供の申出
（略）	（略）

４～７　（略）

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出
（略）	（略）

４～７　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百八十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

注１～３　（略）

第１部～第11部　（略）

第12部　追補　(8)

内用薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）		
イコタイド錠200mg	200mg１錠	5,930.40
イノフィード配合経腸用液	10mL	14.30
エキスコプリ錠12.5mg	12.5mg１錠	129.60
エキスコプリ錠50mg	50mg１錠	345.20
エキスコプリ錠100mg	100mg１錠	563.50
エキスコプリ錠200mg	200mg１錠	919.80
エトカマ錠75mg	75mg１錠	55,103.60
オジェンダ錠100mg	100mg１錠	299,851.40
オジェンダドライシロップ300mg	300mg１瓶	990,880.40
オラデオ顆粒分包72mg	72mg１包	81,651.00
オラデオ顆粒分包96mg	96mg１包	108,868.00
オラデオ顆粒分包108mg	108mg１包	122,476.50
オラデオ顆粒分包132mg	132mg１包	149,693.50
（ま）		
モデーソカプセル125mg	125mg１カプセル	439,549.20

注射薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）		
アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液40mg／mL「ＳＣＤ」	２mg0.05mL１瓶	77,531
アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液40mg／mL「ＣＴ」	２mg0.05mL１瓶	77,531
アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット40mg／mL「ＳＣＤ」	２mg0.05mL１筒	67,959
アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット40mg／mL「ＣＴ」	２mg0.05mL１筒	67,959

改正前

別表

注１～３　（略）

第１部～第11部　（略）

（新設）

ウステキヌマブＢＳ点滴静注130mg「Ｆ」	130mg26mL１瓶	97,928
ウステキヌマブＢＳ点滴静注130mg「ニプロ」	130mg26mL１瓶	97,928
ウステキヌマブＢＳ点滴静注130mg「ＹＤ」	130mg26mL１瓶	97,928
エラヒア点滴静注100mg	100mg20mL１瓶	502,832
オンスイク注ミリオペン総量1500単位	1,500単位１キット	7,071
（か）		
ガミファント点滴静注液50mg	50mg10mL１瓶	2,249,071
キイジェクト配合皮下注395mg	2.4mL１瓶	368,613
キイジェクト配合皮下注790mg	4.8mL１瓶	728,172
キャップバックス筋注シリンジ	0.5mL１筒	10,507
クライジェファ皮下注300mgオートインジェクター	300mg２mL１キット	909,041
クライジェファ皮下注300mgシリンジ	300mg２mL１筒	907,922
（さ）		
シービーパック持続的血液浄化液	2,000mL１キット	1,687
スキリージ皮下注55mgシリンジ0.37mL	55mg0.37mL１筒	191,593
（た）		
トシリズマブＢＳ皮下注162mgオートインジェクター「ＣＴ」	162mg0.9mL１キット	17,125
トシリズマブＢＳ皮下注162mgシリンジ「ＣＴ」	162mg0.9mL１筒	17,125
（は）		
ビエプチ点滴静注100mg	100mg１mL１瓶	116,508
ペグフィルグラスチムＢＳ皮下注3.6mg「ＧＲＰ」	3.6mg0.36mL１筒	54,623
（ら）		
リブロファズ配合皮下注22mL	22mL１瓶	1,096,551
レケンビ皮下注250mgペン	250mg1.25mL１キット	27,141

外　用　薬

品名	規格単位	薬価 円
（は）		
ブイタマークリーム0.5%	0.5％１ｇ	289.10

第二条　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注１～３　（略）	**別表** 注１～３　（略）

第１部　（略）

第２部　注射薬	規格単位	薬価（円）
（あ）～（く）　（略）		
（け）		
（略）		
ケサンラ点滴静注液350mg	350mg20mL１瓶	64,315
（略）		
（こ）～（わ）　（略）		

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第三条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

第１部　（略）

改正後		
第２部　注射薬	規格単位	薬価（円）
（あ）～（く）　（略）		
（け）		
（略）		
ケサンラ点滴静注液350mg	350mg20mL１瓶	66,948
（略）		
（こ）～（わ）　（略）		

改正後	
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬	
（略）	
ベピロビルセンナトリウム製剤	
ゲフルリマブ製剤	
レカネマブ製剤	

改正前	
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬	
（略）	
ベピロビルセンナトリウム製剤	
（新設）	
（新設）	

附　則

この告示は、令和八年十一月十三日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和九年二月一日から適用する。

○厚生労働省告示第三百九十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十一月十三日から適用する。

令和八年十一月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等
一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬	一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬
インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ	インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ

製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ２製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ２遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン

製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ２製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ２遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン

製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シバグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロベグテリパラチド製剤、アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤、ベピロビルセンナトリウム製剤、ゲフルリマブ製剤及びレカネマブ製剤

‖　（略）

別表第１

第１部～第４部　（略）

第５部　追　補　⑵

内　用　薬

	品名	規格単位
	（あ）	
	アセトアミノフェンＤＳ小児用20%「タカタ」	20%１ｇ
局	アテレック錠20	20mg１錠
	アトモキセチン錠５mg「タカタ」	５mg１錠
	アトモキセチン錠10mg「タカタ」	10mg１錠
	アトモキセチン錠25mg「タカタ」	25mg１錠
	アトモキセチン錠40mg「タカタ」	40mg１錠
	アマルエット配合錠１番「ケミファ」	１錠
	アマルエット配合錠１番「ＤＳＥＰ」	１錠
	アマルエット配合錠２番「ケミファ」	１錠
	アマルエット配合錠３番「ケミファ」	１錠
	アマルエット配合錠４番「ケミファ」	１錠
	アムバロ配合錠「ＪＧ」	１錠
局	アムロジピン錠10mg「ＣＨ」	10mg１錠
	アラセプリル12.5mg錠	12.5mg１錠
	アラセプリル25mg錠	25mg１錠
	アラセプリル50mg錠	50mg１錠
	アリピプラゾール１％細粒	１％１ｇ
	アルプラゾラム錠0.8mg「アメル」	0.8mg１錠
	アルボ錠100mg	100mg１錠
	アレジオン錠10	10mg１錠
	アンブロキソール塩酸塩徐放カプセル45mg「トーワ」	45mg１カプセル
	（い）	
	イトラコナゾールカプセル50mg「ＳＷ」	50mg１カプセル
麻	イーフェンバッカル錠50μg	50μg１錠

製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シバグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロベグテリパラチド製剤、アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤及びベピロビルセンナトリウム製剤

‖　（略）

別表第１

第１部～第４部　（略）

（新設）

㊻	イーフェンバッカル錠100μg	100μg１錠
㊻	イーフェンバッカル錠200μg	200μg１錠
㊻	イーフェンバッカル錠400μg	400μg１錠
㊻	イーフェンバッカル錠600μg	600μg１錠
㊻	イーフェンバッカル錠800μg	800μg１錠
局	イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＪＧ」	10mg１錠
局	イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＰＨ」	10mg１錠
局	イルアミクス配合錠ＨＤ「サンド」	１錠
	（え）	
	ＨＭ散	１ｇ
	エックスフォージ配合ＯＤ錠	１錠
	エトドラク錠100mg「ＳＷ」	100mg１錠
	エナラプリルマレイン酸塩細粒１％「アメル」	１％１ｇ
局	エパルレスタット錠50mg「タカタ」	50mg１錠
	エピナスチン塩酸塩内用液0.2％「ＮＩＧ」	0.2％１mL
	Ｍ・Ｍ配合散	１ｇ
	（お）	
	オランザピンＯＤ錠５mg「タカタ」	５mg１錠
	オランザピン細粒１％「タカタ」	１％１ｇ
	オランザピン細粒１％「ＤＳＥＰ」	１％１ｇ
	オランザピン錠５mg「トーワ」	５mg１錠
	（か）	
	カリジノゲナーゼ錠25単位「日医工」	25単位１錠
	カルケンスカプセル100mg	100mg１カプセル
	カレトラ配合内用液	１mL
局	カンデサルタン錠12mg「ＤＳＥＰ」	12mg１錠
	（く）	
局	クエチアピン細粒50％「タカタ」	50％１ｇ
局	クロピドグレル錠50mg「ＴＣＫ」	50mg１錠
	（け）	
	ゲフィチニブ錠250mg「サンド」	250mg１錠
局	ゲフィチニブ錠250mg「ＪＧ」	250mg１錠
	ケルロング錠５mg	５mg１錠
	ケルロング錠10mg	10mg１錠
	（さ）	
	サクコルチン配合錠	１錠
	ザジテンドライシロップ0.1％	0.1％１ｇ
局	サルポグレラート塩酸塩錠100mg「ＪＧ」	100mg１錠

	（し）	
	ジエノゲストＯＤ錠１㎎「キッセイ」	１㎎１錠
局	次硝酸ビスマス「メタル」	１ｇ
	シプロキサン錠100㎎	100㎎１錠
	ジラゼプ塩酸塩錠100㎎「サワイ」	100㎎１錠
	ジルテックドライシロップ1.25％	1.25％１ｇ
	シンメトレル錠100㎎	100㎎１錠
	（す）	
	スナイリンドライシロップ１％	１％１ｇ
	スプラタストトシル酸塩カプセル50㎎「ＪＧ」	50㎎１カプセル
	スプラタストトシル酸塩カプセル100㎎「ＪＧ」	100㎎１カプセル
局	スプレンジール錠2.5㎎	2.5㎎１錠
局	スプレンジール錠５㎎	５㎎１錠
	スマトリプタン錠50㎎「ＳＰＫＫ」	50㎎１錠
	スマトリプタン内用液50㎎「タカタ」	50㎎２mL１包
	（せ）	
局	セタプリル錠25㎎	25㎎１錠
局	セチリジン塩酸塩錠５㎎「日医工」	５㎎１錠
局	セチリジン塩酸塩錠10㎎「日医工」	10㎎１錠
局	セフジトレンピボキシル小児用細粒10％「ＣＨ」	100㎎１ｇ
	セレコキシブ錠200㎎「三笠」	200㎎１錠
	（そ）	
	ゾルピデム酒石酸塩内用液５㎎「タカタ」	５㎎１mL１包
	ゾルピデム酒石酸塩内用液10㎎「タカタ」	10㎎２mL１包
	（た）	
	タガメット錠200㎎	200㎎１錠
	タズベリク錠200㎎	200㎎１錠
	タダラフィル錠2.5㎎ＺＡ「あすか」	2.5㎎１錠
	タダラフィル錠５㎎ＺＡ「あすか」	５㎎１錠
局	タルチレリン錠５㎎「ＪＧ」	５㎎１錠
	炭酸ランタン顆粒分包250㎎「ＪＧ」	250㎎１包
	炭酸ランタン顆粒分包500㎎「ＪＧ」	500㎎１包
	（て）	
	ティーエスワン配合顆粒Ｔ20	20㎎１包（テガフール相当量）
	ティーエスワン配合顆粒Ｔ25	25㎎１包（テガフール相当量）
	ディオバンＯＤ錠20㎎	20㎎１錠

	ディオバンＯＤ錠40mg	40mg１錠
	ディオバンＯＤ錠80mg	80mg１錠
	ディオバンＯＤ錠160mg	160mg１錠
	テオフィリン徐放カプセル50mg「サンド」	50mg１カプセル
	テオフィリン徐放カプセル100mg「サンド」	100mg１カプセル
	テオフィリン徐放カプセル200mg「サンド」	200mg１カプセル
	（と）	
	トアラセット配合錠「サンド」	１錠
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「タカタ」	３mg１錠
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「タカタ」	５mg１錠
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「タカタ」	10mg１錠
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「日医工」	３mg１錠
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「日新」	３mg１錠
局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「日新」	５mg１錠
局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「日新」	10mg１錠
	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー３mg「日医工」	３mg１個
	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー５mg「日医工」	５mg１個
	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー10mg「日医工」	10mg１個
局	トライコア錠53.3mg	53.3mg１錠
局	トライコア錠80mg	80mg１錠
	トランドラプリル錠0.5mg「サワイ」	0.5mg１錠
	（な）	
	ナボールＳＲカプセル37.5	37.5mg１カプセル
	（は）	
	ハイチオール散32％	32％１ｇ
局	パロキセチン錠５mg「ニプロ」	５mg１錠
局	パロキセチン錠10mg「オーハラ」	10mg１錠
局	パロキセチン錠10mg「タカタ」	10mg１錠
局	パロキセチン錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg１錠
局	パロキセチン錠10mg「ニプロ」	10mg１錠
局	パロキセチン錠20mg「オーハラ」	20mg１錠
局	パロキセチン錠20mg「タカタ」	20mg１錠
局	パロキセチン錠20mg「ＤＳＥＰ」	20mg１錠
局	パロキセチン錠20mg「ニプロ」	20mg１錠
局	ハロペリドール細粒１％「ヨシトミ」	１％１ｇ
	（ひ）	
	ビタダン配合錠	１錠
	（ふ）	
	ファムシクロビル錠250mg「ＫＭＰ」	250mg１錠
	ファムシクロビル錠250mg「タカタ」	250mg１錠

局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「ＴＣＫ」	30mg１錠
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「明治」	30mg１錠
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「明治」	60mg１錠
	フェノテロール臭化水素酸塩ＤＳ小児用0.5%「タカタ」	0.5%１ｇ
	ブスコパン錠10mg	10mg１錠
	ブラダロン錠200mg	200mg１錠
局	プラバスタチンNa錠10mg「チョーセイ」	10mg１錠
局	プラバスタチンNa錠10mg「ＴＣＫ」	10mg１錠
局	フルツロンカプセル200	200mg１カプセル
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「タカタ」	50mg１錠
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「トーワ」	50mg１錠
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「トーワ」	75mg１錠
	プレガバリンＯＤ錠50mg「武田テバ」	50mg１錠
	プレガバリンＯＤ錠50mg「日医工」	50mg１錠
	プレタール散20%	20%１ｇ
	ブロナンセリン錠８mg「ＤＳＥＰ」	８mg１錠
	ブロナンセリン錠８mg「ニプロ」	８mg１錠
	（へ）	
局	ベザトールＳＲ錠100mg	100mg１錠
局	ベザトールＳＲ錠200mg	200mg１錠
	ペリアクチン錠４mg	４mg１錠
	（ほ）	
	ポリスチレンスルホン酸Ca顆粒89.29%分包5.6ｇ「三和」	89.29%１ｇ
	ホリナートカルシウム25mg錠	25mg１錠
	ボンゾール錠100mg	100mg１錠
	ボンゾール錠200mg	200mg１錠
	（み）	
	ミケランＬＡカプセル15mg	15mg１カプセル
	ミケラン錠５mg	５mg１錠
	ミルタザピン錠15mg「ＴＣＫ」	15mg１錠
	ミルタザピン錠30mg「ＪＧ」	30mg１錠
	ミルタザピン錠30mg「ＴＣＫ」	30mg１錠
	ミルラクト細粒50%	50%１ｇ
	（め）	
局	メチルエフェドリン散10%「フソー」	10%１ｇ
	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル錠2.5mg「トーワ」	2.5mg１錠
局	メフルシド錠25mg「日医工」	25mg１錠
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「クラシエ」	５mg１錠

	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「タカタ」	５mg１錠
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「クラシエ」	10mg１錠
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「タカタ」	10mg１錠
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠15mg「クラシエ」	15mg１錠
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠20mg「タカタ」	20mg１錠
	メマンチン塩酸塩５mg錠	５mg１錠
	（も）	
	モービック錠５mg	５mg１錠
	モービック錠10mg	10mg１錠
局	モンテルカスト錠５mg「ＳＮ」	５mg１錠
局	モンテルカスト錠５mg「ＣＥＯ」	５mg１錠
局	モンテルカスト錠10mg「フェルゼン」	10mg１錠
局	モンテルカスト錠10mg「ＹＤ」	10mg１錠
	（ら）	
	ラキソベロン錠2.5mg	2.5mg１錠
	ラベプラゾールNa錠５mg「ＡＡ」	５mg１錠
	ラベプラゾールNa錠10mg「ＡＡ」	10mg１錠
	ラベプラゾールNa錠20mg「ＡＡ」	20mg１錠
	（り）	
局	リシノプリル錠20mg「サワイ」	20mg１錠
局	リスペリドン錠３mg「トーワ」	３mg１錠
局	リスペリドン内用液１mg／mL「タカタ」	0.1％１mL
	硫酸バリウム散97.5％「ホリイ」	97.5％10ｇ
	硫酸バリウム散98.8％「ホリイ」	98.8％10ｇ
	（れ）	
	レグパラ錠12.5mg	12.5mg１錠
	レグパラ錠25mg	25mg１錠
	レグパラ錠75mg	75mg１錠
	レバミピド顆粒20％「タカタ」	20％１ｇ
	レボセチリジン塩酸塩ドライシロップ0.5％「日本臓器」	0.5％１ｇ
局	レボフロキサシン錠250mg「イワキ」	250mg１錠（レボフロキサシンとして）
局	レリフェン錠400mg	400mg１錠
	（ろ）	
	ロカルトロールカプセル0.25	0.25μg１カプセル
	ロカルトロールカプセル0.5	0.5μg１カプセル
局	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩徐放カプセル37.5mg「サワイ」	37.5mg１カプセル
局	ロサルタンカリウム錠50mg「ケミファ」	50mg１錠
局	ロサルタンカリウム錠50mg「ＤＫ」	50mg１錠

局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＥＰ」	１錠
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＥＰ」	１錠
局	ロートエキス散〈ハチ〉	１ｇ
	ロペミン小児用細粒0.05％	0.05％１ｇ
	ロペラミド塩酸塩錠１mg「あすか」	１mg１錠
	（わ）	
	ワゴスチグミン散（0.5％）	0.5％１ｇ

注　射　薬

品名	規格単位
（あ）	
アイリーア８mg硝子体内注射液114.3mg／mL	８mg0.07mL１瓶
アクトヒブ	10μg１瓶（溶解液付）
アリナミンＦ25注	25mg10mL１管
アリナミンＦ50注	50mg20mL１管
アリナミンＦ100注	100mg20mL１管
麻 アルチバ静注用２mg	２mg１瓶
麻 アルチバ静注用５mg	５mg１瓶
アロフィセル注	４瓶１組
（い）	
局 イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg「ＳＵＮ」	40mg２mL１瓶
イリノテカン塩酸塩100mg５mL注射液	100mg５mL１瓶
（え）	
エスポー注射液750	750国際単位0.5mL１管
エタネルセプトＢＳ皮下注10mgシリンジ1.0mL「ＴＹ」	10mg１mL１筒
エタネルセプトＢＳ皮下注25mgシリンジ0.5mL「ＴＹ」	25mg0.5mL１筒
エタネルセプトＢＳ皮下注50mgシリンジ1.0mL「ＴＹ」	50mg１mL１筒
エタネルセプトＢＳ皮下注50mgペン1.0mL「ＴＹ」	50mg１mL１キット
局 エダラボン点滴静注バッグ30mg「ＮＳ」	30mg100mL１キット
局 エダラボン点滴静注30mgバッグ「タカタ」	30mg100mL１キット
エルカトニン筋注10単位「ＴＢＰ」	10エルカトニン単位１mL１管
エルカトニン筋注20単位「ＴＢＰ」	20エルカトニン単位１mL１管
エルカトニン注40単位「ＴＢＰ」	40エルカトニン単位１mL１管
（お）	
局 大塚糖液５％ＴＮ	５％50mL１キット
局 大塚糖液５％ＴＮ	５％100mL１キット
局 オキサリプラチン点滴静注液50mg「ＤＳＥＰ」	50mg10mL１瓶

局	オキサリプラチン点滴静注液100mg「ＤＳＥＰ」	100mg20mL１瓶
局	オキサリプラチン点滴静注液200mg「ＤＳＥＰ」	200mg40mL１瓶
局	オキサリプラチン点滴静注液200mg「ニプロ」	200mg40mL１瓶
	（か）	
局	カルボプラチン点滴静注液50mg「サンド」	50mg５mL１瓶
局	カルボプラチン点滴静注液150mg「サンド」	150mg15mL１瓶
局	カルボプラチン点滴静注液450mg「サンド」	450mg45mL１瓶
	ガンマガード静注用５ｇ	５ｇ96mL１瓶（溶解液付）
	（く）	
	グラニセトロン塩酸塩３mg50mLキット	３mg50mL１袋
	クラフォラン注射用0.5ｇ	500mg１瓶
	クラフォラン注射用１ｇ	１ｇ１瓶
	グリセレブ配合点滴静注	200mL１袋
	グリセレブ配合点滴静注	300mL１袋
	グリセレブ配合点滴静注	500mL１袋
	（し）	
	ジノプロスト注射液2000μg「Ｆ」	２mg２mL１管
	（せ）	
	セスデン注7.5mg	0.75％１mL１管
	セレブロテックキット	１回分
	（そ）	
	ゾレア皮下注用150mg	150mg１瓶
	（て）	
	テイコプラニン点滴静注用400mg「トーワ」	400mg１瓶
	（と）	
	ドグマチール筋注50mg	50mg１管
	ドグマチール筋注100mg	100mg１管
	ドブトレックスキット点滴静注用200mg	0.1％200mL１袋
	ドブトレックスキット点滴静注用600mg	0.3％200mL１袋
	ドブトレックス注射液100mg	100mg１管
	（に）	
	ニトログリセリン注25mg／50mLシリンジ「テルモ」	25mg50mL１筒
	（は）	
局	パズクロス点滴静注液300mg	300mg100mL１キット
局	パズクロス点滴静注液500mg	500mg100mL１キット
局	パズクロス点滴静注液1000mg	1,000mg200mL１キット
	ハルトマンＤ液「フソー」	500mL１瓶

（ひ）

	ヒシセオール配合点滴静注	500mL１袋
	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa静注液100mg「ＡＦＰ」	100mg２mL１管
	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa静注液500mg「ＡＦＰ」	500mg10mL１瓶
	ピペラシリンナトリウム１ｇ注射用	１ｇ１瓶
	ピペラシリンナトリウム２ｇキット	２ｇ１キット（生理食塩液100mL付）
	ピペラシリンナトリウム２ｇ注射用	２ｇ１瓶
㊎	ヒューマリンＮ注100単位／mL	100単位１mLバイアル
㊎	ヒューマリン３／７注100単位／mL	100単位１mLバイアル

（ふ）

	ファスジル塩酸塩点滴静注液30mg「ＫＣＣ」	30.8mg２mL１管
㊎	ファモチジン注射用10mg「オーハラ」	10mg１管
㊎	ファモチジン注射用10mg「タカタ」	10mg１管
㊎	ファモチジン注射用20mg「タカタ」	20mg１管
	プロチレリン酒石酸塩注射液１mg「サワイ」	１mg１mL１管

（へ）

	ペメトレキセド点滴静注用500mg「ヤクルト」	500mg１瓶

（ま）

	マイオザイム点滴静注用50mg	50mg１瓶
	マキサカルシトール静注透析用2.5μg「ニプロ」	2.5μg１mL１管
	マキサカルシトール静注透析用５μg「ニプロ」	５μg１mL１管
	マキサカルシトール静注透析用10μg「ニプロ」	10μg１mL１管
	マスブロン注１mg	１mg１管

（み）

	ミダゾラム注10mg「サンド」	10mg２mL１管
	ミルリノン注22.5mgバッグ「タカタ」	22.5mg150mL１袋

（り）

	リドカイン塩酸塩注射液0.5%「ＶＴＲＳ」	0.5%５mL１管
	リドカイン塩酸塩注射液0.5%「ＶＴＲＳ」	0.5%10mL１管
	リドカイン塩酸塩注射液１%「ＶＴＲＳ」	１%５mL１管
	リドカイン塩酸塩注射液１%「ＶＴＲＳ」	１%10mL１管
	リドカイン塩酸塩注射液２%「ＶＴＲＳ」	２%５mL１管
	リドカイン塩酸塩注射液２%「ＶＴＲＳ」	２%10mL１管

（れ）

	レスカルミン注	５mL１管

外用薬

	品名	規格単位
	（あ）	
	アコニップパップ70mg	10cm×14cm１枚
局	アスタット外用液１％	１％１mL
	アダパレンゲル0.1％「テイコク」	0.1％１ｇ
	アニスーマ坐剤	１個
	（い）	
	イソコナゾール硝酸塩膣錠300mg「Ｆ」	300mg１個
	インサイドパップ70mg	10cm×14cm１枚
	（え）	
	エクラークリーム0.3％	0.3％１ｇ
	エクラー軟膏0.3％	0.3％１ｇ
	エクラーローション0.3％	0.3％１ｇ
	エポセリン坐剤125	125mg１個
	エポセリン坐剤250	250mg１個
	ＭＳ温シップ「タカミツ」	10ｇ
	ＭＳ冷シップ「タイホウ」	10ｇ
	ＭＳ冷シップ「タカミツ」	10ｇ
	エリザスカプセル外用400μg	400μg１カプセル
	（お）	
	オルセノン軟膏0.25％	0.25％１ｇ
	（く）	
	グリメサゾン軟膏	１ｇ
	クロバインＡ	0.5％10mL
	（け）	
	ケトプロフェン坐剤75mg「ＪＧ」	75mg１個
	ケンブラン吸入粉末溶解用100mg	100mg１瓶
	（さ）	
	ザジテン点眼液0.05％	3.45mg５mL１瓶
局	※酸化亜鉛（山善）	10ｇ
	（せ）	
	セクタークリーム３％	３％１ｇ
	セクターゲル３％	３％１ｇ
	ゼスタッククリーム	１ｇ
	（つ）	
局	ツロブテロールテープ１mg「タカタ」	１mg１枚
局	ツロブテロールテープ２mg「タカタ」	２mg１枚

（と）	
㊎ トロンビン経口・外用剤５千「Ｆ」	5,000単位１瓶
㊎ トロンビン経口・外用剤１万「Ｆ」	10,000単位１瓶
（な）	
ナボールパップ70mg	７㎝×10㎝１枚
（は）	
パタノール点眼液0.1％	0.1％１mL
（ふ）	
㊏ フェンタニル1.38mg貼付剤	1.38mg１枚
㊏ フェンタニル2.75mg貼付剤	2.75mg１枚
㊏ フェンタニル5.5mg貼付剤	5.5mg１枚
㊏ フェンタニル8.25mg貼付剤	8.25mg１枚
㊏ フェンタニル11mg貼付剤	11mg１枚
フルチカゾン点鼻液50μg「三和」28噴霧用	2.04mg４mL１瓶
フルチカゾン点鼻液50μg「三和」56噴霧用	4.08mg８mL１瓶
（へ）	
ベトネベートＮクリーム	１g
ベトネベートＮ軟膏	１g
ベトネベートクリーム0.12％	0.12％１g
ベトネベート軟膏0.12％	0.12％１g
ベロテックエロゾル100	20mg10mL１瓶
（ほ）	
㊎ ボレースプレー１％	１％１mL
（め）	
メプチンキッドエアー５μg吸入100回	0.0143％2.5mL１キット
（も）	
モメタゾン点鼻液50μg「タカタ」56噴霧用	５mg10g １瓶
モメタゾン点鼻液50μg「タカタ」112噴霧用	９mg18g １瓶
（や）	
ヤクバンテープ60mg	15cm×14cm１枚
（ら）	
㊎ ラミシール外用液１％	１％１g
（れ）	
㊎ レボフロキサシン点眼液0.5％「タカタ」	0.5％１mL

○厚生労働省告示第三百九十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
1から35まで	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）
（略）						
247から252まで	（略）	（略）	（略）	（略）	ラブリズマブ（ガンリルマブ（エクリズマブ（遺伝子組換え）を有効成分とする注射剤に限る。）、エフガルチギモド（アルファ・エフガルチギモド（遺伝子組換え）を有効成分とする注射剤に限る。）、アルファ・ボルヒアルロニダーゼ（遺伝子組換え）を有効成分とする注射剤に限る。）、ジルコプランナトリウム、ロザノリキシズマブ（遺伝子組換え）を有効成分とする注射剤に限る。）、ガンマグロブリン、J039、6005、J045なし	（略）
（略）						
316から318まで	（略）	（略）	（略）	（略）	ニボルマブ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）、アベルマブ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）、化学療法、放射線療法、J045なし	（略）
（略）						
380から403まで	（略）	（略）	（略）	（略）	ジヌツキシマブ（遺伝子組換え）、ボロファラン（10B）、セツキシマブ（遺伝子組換え）、サロタロカンナトリウム、ニボルマブ（遺伝子組換え）、アベルマブ（遺伝子組換え）、セツキシマブ／ベラヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）、化学療法、放射線療法、6005、J045なし	（略）
（略）						

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
1から35まで	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）
（略）						
247から252まで	（略）	（略）	（略）	（略）	ラブリズマブ（ガンリルマブ（エクリズマブ（遺伝子組換え）を有効成分とする注射剤に限る。）、エフガルチギモド（アルファ・エフガルチギモド（遺伝子組換え）を有効成分とする注射剤に限る。）、アルファ・ボルヒアルロニダーゼ（遺伝子組換え）を有効成分とする注射剤に限る。）、ジルコプランナトリウム、ロザノリキシズマブ（遺伝子組換え）を有効成分とする注射剤に限る。）、ガンマグロブリン、J039、6005、J045なし	（略）
（略）						
316から318まで	（略）	（略）	（略）	（略）	ニボルマブ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）、アベルマブ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）、化学療法、放射線療法、J045なし	（略）
（略）						
380から403まで	（略）	（略）	（略）	（略）	ジヌツキシマブ（遺伝子組換え）、ボロファラン（10B）、セツキシマブ（遺伝子組換え）、サロタロカンナトリウム、ニボルマブ（遺伝子組換え）、アベルマブ（遺伝子組換え）、セツキシマブ／ベラヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）、化学療法、放射線療法、6005、J045なし	（略）
（略）						

470から512まで												
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

930から945まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）	（略）
946から978まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）	（略）
979から1016まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）	（略）

930から945まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）	（略）
946から978まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）	（略）
979から1016まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	（略）	（略）

1017から1036まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	アテゾリズマブ+ベバシズマブ，デュルバルマブ+トレメリムマブ，ペムブロリズマブ，ペムブロリズマブ／ペラヒアルロニダーゼ　アルファ，デュルバルマブ，ラムシルマブ，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1037から1052まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ペムブロリズマブ，ペムブロリズマブ／ペラヒアルロニダーゼ　アルファ，デュルバルマブ，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		
1053から1076まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu），ペムブロリズマブ，ペムブロリズマブ／ペラヒアルロニダーゼ　アルファ，イリノテカン塩酸塩　リポソーム製剤，ストレプトゾシン，パクリタキセル（アルブミン懸濁型），フルオロウラシル+レボホリナートカルシウム+イリノテカン塩酸塩+オキサリプラチン，化学療法　放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1313から1324まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ペムブロリズマブ，アテゾリズマブ，ペムブロリズマブ／ペラヒアルロニダーゼ　アルファ，トラベクテジン，エリブリンメシル酸塩，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1474から1478まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，ペムブロリズマブ／ペラヒアルロニダーゼ　アルファ，イピリムマブ，ダブラフェニブメシル酸塩+トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物，エンコラフェニブ+ビニメチニブ，インターフェロン，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
1479から1484まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	アベルマブ，ペムブロリズマブ，ニボルマブ，ペムブロリズマブ／ペラヒアルロニダーゼ　アルファ，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
（略）											

1017から1036まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	アテゾリズマブ+ベバシズマブ，デュルバルマブ+トレメリムマブ，ペムブロリズマブ，デュルバルマブ，ラムシルマブ，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1037から1052まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ペムブロリズマブ，デュルバルマブ，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		
1053から1076まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu），ペムブロリズマブ，イリノテカン塩酸塩　リポソーム製剤，ストレプトゾシン，パクリタキセル（アルブミン懸濁型），フルオロウラシル+レボホリナートカルシウム+イリノテカン塩酸塩+オキサリプラチン，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1313から1324まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ペムブロリズマブ，アテゾリズマブ，トラベクテジン，エリブリンメシル酸塩，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1474から1478まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，イピリムマブ，ダブラフェニブメシル酸塩+トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物，エンコラフェニブ+ビニメチニブ，インターフェロン，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
1479から1484まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	アベルマブ，ペムブロリズマブ，ニボルマブ，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
（略）											

1505から1507まで	（略）	（略）	（略）					なし	J041-2，スペソリマブ，ウステキヌマブ，セクキヌマブ，ブロダルマブ，イキセキズマブ，グセルクマブ，リサンキズマブ，チルドラキズマブ，ビメキズマブ，イコトロキンラ塩酸塩，インフリキシマブ，アダリムマブ，セルトリズマブ　ペゴルなし		
								（略）	（略）		
（略）											
1524から1546まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ペムブロリズマブ，アテゾリズマブ，サシツズマブ　ゴビテカン，ダトポタマブ　デルクステカン，ニボルマブ，ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，トラスツズマブ　エムタンシン，トラスツズマブ　デルクステカン，ツカチニブ　エタノール付加物，ペルツズマブ，ペルツズマブ／トラスツズマブ／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ，ペバシズマブ，パクリタキセル（アルブミン懸濁型），トラスツズマブ，エリブリンメシル酸塩，ゲムシタビン塩酸塩，シクロホスファミド+エピルビシン塩酸塩，パクリタキセル，ドセタキセル，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
（略）											
1551から1560まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ペムブロリズマブ，ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，ダブラフェニブメシル酸塩+トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物，エンコラフェニブ+ビニメチニブ，ヒトチロトロピン　アルファ，セルペルカチニブ，バンデタニブ，レンバチニブメシル酸塩，ソラフェニブトシル酸塩，Ｉ１３１内用療法，化学療法，放射線療法なし		
								（略）	（略）		
1561から1564まで	（略）	（略）	（略）					なし	ペムブロリズマブ，ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，化学療法，放射線療法なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1592から1598まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ジヌツキシマブ，ペムブロリズマブ，ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，化学療法，放射線療法なし		
								（略）	（略）		
（略）											

1505から1507まで	（略）	（略）	（略）					なし	J041-2，スペソリマブ，ウステキヌマブ，セクキヌマブ，ブロダルマブ，イキセキズマブ，グセルクマブ，リサンキズマブ，チルドラキズマブ，ビメキズマブ，インフリキシマブ，アダリムマブ，セルトリズマブ　ペゴルなし		
								（略）	（略）		
（略）											
1524から1546まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ペムブロリズマブ，アテゾリズマブ，サシツズマブ　ゴビテカン，ダトポタマブ　デルクステカン，ニボルマブ，トラスツズマブ　エムタンシン，トラスツズマブ　デルクステカン，ツカチニブ　エタノール付加物，ペルツズマブ，ペルツズマブ／トラスツズマブ／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ，ペバシズマブ，パクリタキセル（アルブミン懸濁型），トラスツズマブ，エリブリンメシル酸塩，ゲムシタビン塩酸塩，シクロホスファミド+エピルビシン塩酸塩，パクリタキセル，ドセタキセル，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
（略）											
1551から1560まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ペムブロリズマブ，ダブラフェニブメシル酸塩+トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物，エンコラフェニブ+ビニメチニブ，ヒトチロトロピン　アルファ，セルペルカチニブ，バンデタニブ，レンバチニブメシル酸塩，ソラフェニブトシル酸塩，Ｉ１３１内用療法，化学療法，放射線療法なし		
								（略）	（略）		
1561から1564まで	（略）	（略）	（略）					なし	ペムブロリズマブ，化学療法，放射線療法なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1592から1598まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ジヌツキシマブ，ペムブロリズマブ，化学療法，放射線療法なし		
								（略）	（略）		
（略）											

1649から1658まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	イピリムマブ，アベルマブ，ニボルマブ，ペムブロリズマブ，ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，テムシロリムス，パゾパニブ塩酸塩，スニチニブリンゴ酸塩，エベロリムス，カボザンチニブリンゴ酸塩，アキシチニブ，ソラフェニブトシル酸塩，化学療法，放射線療法，インターフェロン，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1659から1661まで	（略）	（略）	（略）					なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，アベルマブ，ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，化学療法，放射線療法なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1664から1672まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ペムブロリズマブ，ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1673から1685まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ペムブロリズマブ，アベルマブ，ニボルマブ，ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，エンホルツマブ　ベドチン，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1686から1702まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ペムブロリズマブ，アベルマブ，ニボルマブ，ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，エンホルツマブ　ベドチン，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1703から1722まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu），ペムブロリズマブ，ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，M004（3のに限る。），カバジタキセル　アセトン付加物，アビラテロン酢酸エステル，エンザルタミド，アパルタミド，ダロルタミド，ドセタキセル，化学療法，塩化ラジウム（223Ra），放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1723から1729まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ペムブロリズマブ，ニボルマブ，ペムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
（略）											

1649から1658まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	イピリムマブ，アベルマブ，ニボルマブ，ペムブロリズマブ，テムシロリムス，パゾパニブ塩酸塩，スニチニブリンゴ酸塩，エベロリムス，カボザンチニブリンゴ酸塩，アキシチニブ，ソラフェニブトシル酸塩，化学療法，放射線療法，インターフェロン，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1659から1661まで	（略）	（略）	（略）					なし	ニボルマブ，ペムブロリズマブ，アベルマブ，化学療法，放射線療法なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1664から1672まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ペムブロリズマブ，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1673から1685まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ペムブロリズマブ，アベルマブ，ニボルマブ，エンホルツマブ　ベドチン，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1686から1702まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ペムブロリズマブ，アベルマブ，ニボルマブ，エンホルツマブ　ベドチン，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1703から1722まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu），ペムブロリズマブ，M004（3のに限る。），カバジタキセル　アセトン付加物，アビラテロン酢酸エステル，エンザルタミド，アパルタミド，ダロルタミド，ドセタキセル，化学療法，塩化ラジウム（223Ra），放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1723から1729まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ペムブロリズマブ，ニボルマブ，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
（略）											

1809から1824まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ベムブロリズマブ，ベムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，ベバシズマブ，ドキソルビシン塩酸塩　リポソーム製剤，カルボプラチン+ドセタキセル，カルボプラチン+パクリタキセル，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1825から1840まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ベムブロリズマブ，セミプリマブ，チソツマブ　ペドチン，デュルバルマブ，ベムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，ベバシズマブ，トラベクテジン，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
1841から1845まで	（略）	（略）	（略）			（略）	（略）	なし	ニボルマブ，ベムブロリズマブ，アベルマブ，ベムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
1846から1849まで	（略）	（略）	（略）					なし	ニボルマブ，ベムブロリズマブ，アベルマブ，ベムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
1850から1853まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ベムブロリズマブ，ベムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，化学療法なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1964から1969まで	（略）	（略）	（略）					なし	ニボルマブ，ベムブロリズマブ，ベムブロリズマブ／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ，ブレンツキシマブ　ベドチン，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		

1809から1824まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ベムブロリズマブ，ベバシズマブ，ドキソルビシン塩酸塩リポソーム製剤，カルボプラチン+ドセタキセル，カルボプラチン+パクリタキセル，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
1825から1840まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ベムブロリズマブ，セミプリマブ，チソツマブ　ペドチン，デュルバルマブ，ベバシズマブ，トラベクテジン，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
1841から1845まで	（略）	（略）	（略）			（略）	（略）	なし	ニボルマブ，ベムブロリズマブ，アベルマブ，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
1846から1849まで	（略）	（略）	（略）					なし	ニボルマブ，ベムブロリズマブ，アベルマブ，化学療法，放射線療法，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
1850から1853まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ベムブロリズマブ，化学療法なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1964から1969まで	（略）	（略）	（略）					なし	ニボルマブ，ベムブロリズマブ，ブレンツキシマブ　ペドチン，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表１

改正後			
薬剤		番号	
（略）			

別表１

改正前			
薬剤		番号	
（略）			

5	イプタコパン塩酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1761から1784まで
	イプタコパン塩酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1761から1784まで
（略）		
44	イネビリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	456、1239から1251まで、1262から1270まで、1445から1452まで、1761から1784まで及び1802から1807まで
	イネビリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	247から252まで
（略）		
54	アミバンタマブ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	481から483まで、494、504及び505
	アミバンタマブ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	481から483まで、494及び504から506まで
	アミバンタマブ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	481から483まで、494及び504から506まで

5	イプタコパン塩酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年５月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1761から1784まで
	（新設）	（新設）
（略）		
44	イネビリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	456、1239から1251まで、1262から1270まで、1445から1452まで、1761から1784まで及び1802から1807まで
	（新設）	（新設）
（略）		
54	アミバンタマブ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	481から483まで、494、504及び505
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

（略）		
64	トラスツズマブ　デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４から６まで、14、15、25、26、317、383から385まで、394、395、402、458から460まで、463、515、516、520、660、894から897まで、901から904まで、909、925、932から934まで、940、941、948、949、957、958、967、975、982から984まで、993、994、1000、1012、1021から1023まで、1030、1040、1044、1047、1056、1057、1063、1068、1069、1296、1299、1301、1303、1304、1308、1309、1311、1312、1314、1315、1320、1321、1475、1480、1481、1484、1552、1553、1562、1564、1593、1596、1600、1650、1651、1655、1658、1660、1665、1668、1670、1672、1676、1677、1681、1685、1688、1689、1694、1698、1699、1707、1710、1717、1724、1725、1727、1728、1811、1812、1818から1820まで、1824、1828、1833、1834、1840、1842、1843、1847、1848、1851、2445及び2447

（略）		
64	トラスツズマブ　デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４から６まで、14、15、25、26、317、383から385まで、394、395、402、458から460まで、463、515、516、520、660、894から897まで、901から904まで、909、925、932から934まで、940、941、948、949、957、958、967、975、982から984まで、993、994、1000、1012、1021から1023まで、1030、1040、1044、1047、1056、1057、1063、1068、1069、1296、1299、1301、1303、1304、1308、1309、1311、1312、1314、1315、1320、1321、1475、1480、1481、1484、1552、1553、1562、1564、1593、1596、1600、1650、1651、1655、1658、1660、1665、1668、1670、1672、1676、1677、1681、1685、1688、1689、1694、1698、1699、1707、1710、1717、1724、1725、1727、1728、1811、1812、1818から1820まで、1824、1828、1833、1834、1840、1842、1843、1847、1848、1851、2445及び2447

	トラスツズマブ　デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1534
（略）		
89	チスレリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年６月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	913から915まで及び921から923まで
	チスレリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	383から389まで、394から397まで及び402
（略）		
91	テクリスタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年６月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2011及び2019
	テクリスタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2011及び2019
（略）		
107	エプコリタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2003及び2004
108	パルボシクリブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1540

	（新設）	（新設）
（略）		
89	チスレリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年６月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	913から915まで及び921から923まで
	（新設）	（新設）
（略）		
91	テクリスタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年６月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2011及び2019
	（新設）	（新設）
（略）		
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

109	カミゼストラント（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年６月19日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1526から1531まで、1533及び1537から1540まで	（新設）	（新設）	（新設）
110	トボラフェニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４から６まで、14、15、25、26、1296、1299及び1301	（新設）	（新設）	（新設）
111	ドルダビプロン塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４から６まで、14、15、25、26、1296、1299及び1301	（新設）	（新設）	（新設）
112	ベロトラルスタット塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2077	（新設）	（新設）	（新設）
113	エプチネズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	306	（新設）	（新設）	（新設）
114	エマパルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1445から1449まで、1452及び2069から2071まで	（新設）	（新設）	（新設）
115	ミルベツキシマブ　ソラブタンシン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1811、1812、1818から1820まで及び1824	（新設）	（新設）	（新設）
116	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）／ベラヒアルロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年９月16日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	403、511、512、515から517まで及び520	（新設）	（新設）	（新設）

附　則

この告示は、令和八年十一月十三日から適用する。

その他告示

○農林水産省告示第千七百十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十一月十二日　　農林水産大臣　武部　　新

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31993号 令和８年11月12日	Limonium Mill.	FK17-7	35	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	令和４年２月21日
第31994号 令和８年11月12日	〃	FK17-18	〃	〃	〃
第31995号 令和８年11月12日	〃	FKマルチーズP	〃	〃	〃
第31996号 令和８年11月12日	〃	FK18-10	〃	〃	令和４年12月22日
第31997号 令和８年11月12日	〃	FK18-31	〃	〃	〃
第31998号 令和８年11月12日	〃	FKA19-16	〃	〃	〃
第31999号 令和８年11月12日	〃	ブルースプレンダー	〃	ティー・エス・メリクロン株式会社 山梨県北杜市小淵沢町8098	令和５年５月19日
第32000号 令和８年11月12日	〃	KL1727S21	〃	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	令和５年６月８日
第32001号 令和８年11月12日	〃	アネーロオレンジ	〃	住化アグリテック株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	令和５年９月25日
第32002号 令和８年11月12日	〃	エレノアピンク	〃	〃	〃
第32003号 令和８年11月12日	〃	FKL17-17	〃	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	令和５年11月15日
第32004号 令和８年11月12日	〃	FKL18-28	〃	〃	〃
第32005号 令和８年11月12日	〃	FKL18-45	〃	〃	〃
第32006号 令和８年11月12日	Lolium perenne L.	PN324	〃	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	令和６年５月20日
第32007号 令和８年11月12日	Oryza sativa L.	とよめき環1号	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和４年９月８日
第32008号 令和８年11月12日	〃	萌えみのり環1号	〃	〃	〃
第32009号 令和８年11月12日	〃	ちほみのり環1号	〃	〃	〃
第32010号 令和８年11月12日	〃	祝2号	〃	京都府 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	令和４年９月29日
第32011号 令和８年11月12日	〃	新福1号	〃	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号 国立大学法人新潟大学 新潟県新潟市西区五十嵐二の町8050番地	令和５年２月９日

				国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	
第32012号 令和８年11月12日	〃	あおもりっこ	〃	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	令和５年２月21日
第32013号 令和８年11月12日	x Petchoa J. M. H. Shaw	SAKPXC033	〃	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	令和４年１月20日
第32014号 令和８年11月12日	Petunia Juss.	YG-01	〃	山下透 兵庫県丹波市山南町西谷403番地	令和５年７月19日
第32015号 令和８年11月12日	〃	KEIPEMOKOHOS	〃	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	令和５年11月15日
第32016号 令和８年11月12日	〃	MYPET031	〃	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	令和５年12月26日
第32017号 令和８年11月12日	〃	MYPET032	〃	〃	〃
第32018号 令和８年11月12日	〃	TX982	〃	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	令和５年12月19日
第32019号 令和８年11月12日	〃	Surf Saihasi	〃	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	令和６年２月22日
第32020号 令和８年11月12日	〃	SHIROTAE	〃	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１	〃
第32021号 令和８年11月12日	〃	BBTUN10102	〃	WinGen, L.L.C. 6834 Old Lockhart Hwy, Mustang Ridge, Texas 78610, USA	令和６年３月19日
第32022号 令和８年11月12日	〃	BBTUN22503	〃	〃	〃
第32023号 令和８年11月12日	〃	WNPESVJAZ	〃	〃	令和６年６月17日
第32024号 令和８年11月12日	Phalaenopsis Blume	イートンMU301	〃	有限会社ヒカル・オーキッド 和歌山県有田市千田2041番地	令和６年４月22日
第32025号 令和８年11月12日	Prunus avium (L.) L.	クリスタルイエロー	40	株式会社天香園 山形県東根市中島通り１丁目34号	令和３年11月24日
第32026号 令和８年11月12日	Scaevola aemula R. Br.	Bonsc 16100	35	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	令和４年６月20日
第32027号 令和８年11月12日	Triticum aestivum L.	モチハルカ	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 熊本製粉株式会社 熊本県熊本市西区花園１丁目25―１	令和４年３月14日
第32028号 令和８年11月12日	〃	ちくだい1号	〃	国立大学法人北海道国立大学機構 北海道帯広市稲田町西２線11番地	令和５年11月15日

第32029号 令和８年11月12日	Vigna angularis (Willd.) Ohwi & H. Ohashi	紫（むらさき）さやか	〃	株式会社バイオテック 北海道河西郡芽室町東芽室基線15番４号 株式会社御座候 兵庫県姫路市阿保甲611番地の１	平成30年９月19日
第32030号 令和８年11月12日	〃	きたいろは	〃	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８	令和５年７月19日
第32031号 令和８年11月12日	Zinnia L.	TZ1063	〃	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	〃
第32032号 令和８年11月12日	〃	TZ1064	〃	〃	〃
第32033号 令和８年11月12日	〃	TZ1065	〃	〃	〃
第32034号 令和８年11月12日	〃	TZ1066	〃	〃	〃
第32035号 令和８年11月12日	〃	TZ1067	〃	〃	〃
第32036号 令和８年11月12日	〃	TZ1068	〃	〃	〃
第32037号 令和８年11月12日	〃	TZ1069	〃	〃	〃

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31993号 令和８年11月12日	Limonium Mill.	FK17-7	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31994号 令和８年11月12日	〃	FK17-18	〃	〃	〃
第31995号 令和８年11月12日	〃	FKマルチーズP	〃	〃	〃
第31996号 令和８年11月12日	〃	FK18-10	〃	〃	〃
第31997号 令和８年11月12日	〃	FK18-31	〃	〃	〃
第31998号 令和８年11月12日	〃	FKA19-16	〃	〃	〃
第32000号 令和８年11月12日	〃	KL1727S21	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	〃	〃
第32001号 令和８年11月12日	〃	アネーロオレンジ	住化アグリテック株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	〃	〃

第32002号 令和８年11月12日	〃	エレノアピンク	〃	〃	〃
第32003号 令和８年11月12日	〃	FKL17-17	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	〃	〃
第32004号 令和８年11月12日	〃	FKL18-28	〃	〃	〃
第32005号 令和８年11月12日	〃	FKL18-45	〃	〃	〃
第32007号 令和８年11月12日	Oryza sativa L.	とよめき環1号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第32008号 令和８年11月12日	〃	萌えみのり環1号	〃	〃	〃
第32009号 令和８年11月12日	〃	ちほみのり環1号	〃	〃	〃
第32010号 令和８年11月12日	〃	祝2号	京都府 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	〃	〃
第32011号 令和８年11月12日	〃	新福1号	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号 国立大学法人新潟大学 新潟県新潟市西区五十嵐二の町8050番地 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第32012号 令和８年11月12日	〃	あおもりっこ	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	〃	〃
第32013号 令和８年11月12日	x Petchoa J. M. H. Shaw	SAKPXC033	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	〃	〃
第32015号 令和８年11月12日	Petunia Juss.	KEIPEMOKOHOS	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	〃	〃
第32016号 令和８年11月12日	〃	MYPET031	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	〃	〃
第32017号 令和８年11月12日	〃	MYPET032	〃	〃	〃
第32019号 令和８年11月12日	〃	Surf Saihasi	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	〃	〃
第32020号 令和８年11月12日	〃	SHIROTAE	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１	〃	〃
第32024号 令和８年11月12日	Phalaenopsis Blume	イートンMU301	有限会社ヒカル・オーキッド 和歌山県有田市千田2041番地	〃	〃
第32026号 令和８年11月12日	Scaevola aemula R. Br.	Bonsc 16100	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	〃	〃

第32027号 令和８年11月12日	Triticum aestivum L.	モチハルカ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
			熊本製粉株式会社 熊本県熊本市西区花園１丁目25－１		
第32028号 令和８年11月12日	〃	ちくだい1号（ごう）	国立大学法人北海道国立大学機構 北海道帯広市稲田町西２線11番地	〃	〃
第32030号 令和８年11月12日	Vigna angularis (Willd.) Ohwi & H. Ohashi	きたいろは	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第32010号 令和８年11月12日	Oryza sativa L.	祝2号（いわいごう）	京都府 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	京都府	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第32012号 令和８年11月12日	〃	あおもりっこ	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	青森県	〃
第32030号 令和８年11月12日	Vigna angularis (Willd.) Ohwi & H. Ohashi	きたいろは	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８	北海道	〃

官庁報告

公安審査委員会告示配第五号

令和八年十一月二日、公安調査庁長官田野尻猛から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第十二条第一項後段の規定に基づき、左記第一記載の団体に対する処分の請求があったので、同法第二十六条第三項の規定に基づき意見陳述の機会を付与することとし、同法第二十六条第四項及び第五項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づき、左記第二記載のとおり公示する。

令和八年十一月十二日

公安審査委員会委員長　圍藤　丈士

記

第一　被請求団体

一　名称

平成十二年一月二十八日、公安審査委員会（以下「公安審」という。）によって、三年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定（以下「本件観察処分決定」という。）を受け、平成十五年一月二十三日、平成十八年一月二十三日、平成二十一年一月二十三日、平成二十四年一月二十三日、平成二十七年一月二十三日、平成三十年一月二十二日、令和三年一月六日及び令和六年一月十二日に、本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下「本団体」という。）

二　組織概要

本団体については、「人格のない社団Aleph」の名称を用いる団体（令和六年一月十五日、「Aleph」から改称。以下「「Aleph」」という。）、平成二十七年一月に「Aleph」を離れて活動を開始した元「Aleph」幹部構成員の山田美砂子（以下「山田」という。）を中心とする団体（以下「「山田らの集団」」という。）及び上祐史浩（以下「上祐」という。）が平成十九年五月に設立した「ひかりの輪」の名称を用いる団体（以下「「ひかりの輪」」という。）が、主要な団体として活動している。

前記各団体の組織概要は、以下のとおりである。

1　「Aleph」

(一)　主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市北越谷一丁目二十番六号

「さくらマンション」一〇一号室

(二)　代表者（本団体の主幹者）

氏名　高橋利通

昭和三十三年七月二十三日生（当六十八年）

職業　団体役員

住所　大阪府大阪市生野区新今里三丁目十番十三号

2　「山田らの集団」

(一)　主たる事務所の所在地

石川県金沢市昌永町十三番四号

(二)　代表者（本団体の主幹者）

氏名　山田美砂子

昭和二十七年四月二十二日生（当七十四年）

職業　団体役員

住所　石川県金沢市昌永町十三番四号

3　「ひかりの輪」
(一)　主たる事務所の所在地
東京都世田谷区南烏山六丁目三十番十九号
「ＧＳハイム烏山」二〇一号室
(二)　代表者（本団体の主幹者）
氏名　上祐史浩
昭和三十七年十二月十七日生（当六十三年）
職業　団体役員
住所　東京都世田谷区南烏山六丁目三十番十九号
「ＧＳハイム烏山」二〇一号室

第二　通知事項
一　更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項
公安調査庁長官の観察に付する処分
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項
二　更新の理由となる事実
1　本団体の現況
(一)　組織概況
本団体は、現在、日本国内に約千六百名（出家した構成員約二百五十名、在家の構成員約千三百五十名）の構成員を擁し、ロシア連邦内にも構成員を擁していると認められ、また、現在、拠点施設として、十四都道府県下に二十九施設を確保している。
(二)　活動概況
(1)　前記第一・二で述べたとおり、本団体においては、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」（以下、これらの団体をまとめて「主要三団体」という。）が、主要な団体として活動しているほか、その周辺にも麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）に帰依しながら活動を続けている者が存在する。
(2)　「Aleph」及び「山田らの集団」は、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動を、「ひかりの輪」は、真実は、麻原に絶対的に帰依しながら、観察処分を免れて本団体を存続させるために、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う仮装工作である、いわゆる「麻原隠し」を、それぞれ行っているが、いずれにしても、主要三団体を中心とする本団体は、公安審による令和六年一月十二日付け観察処分の期間更新決定（以下「第八回期間更新決定」という。）の後も、麻原に対する絶対的帰依を堅持し、麻原を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的として活動しているものと認められる。
(3)　法務大臣は、平成三十年七月、いわゆる松本サリン事件及び地下鉄サリン事件（以下「両サリン事件」という。）を始めとするオウム真理教関連事件に関与した麻原（殺人、殺人未遂等の罪で平成十八年九月十五日に死刑判決が確定）ら死刑確定者十三名の刑を執行したが、その後も、本団体において、麻原に対する絶対的帰依やそれに基づく活動の状況等に特段の変化は認められない。
2　観察処分の対象とされた団体が複数の団体に分派又は分裂しても、分派・分裂後の新団体において、当初の団体との同一性を有し、かつ、期間更新の要件を満たす限り、観察処分の効力が及ぶこと
法は、観察処分の期間更新決定が、当初の観察処分から相当期間が経過した後に行われることも当然に予定しており、その間、観察処分の対象とされた団体の構成員の入れ替わりや内部の意見対立等によって団体の名称の変更、離合集散等が生じたり、規制を潜脱する目的で、頻繁に分派又は分裂し、新団体の設立等を行うことも容易に想定されるのであるから、このような場合においても、それら分派・分裂後の新団体が、人的属性や活動実態等に照らし、当初の観察処分の対象とされた団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情がない限り、分派・分裂後の新団体を引き続き観察処分下に置かなければ、「無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止する」（法第一条）との法の目的を達成することができないことは明らかである。
したがって、分派・分裂後の新団体については、当初の観察処分の対象とされた団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情がなければ、当初の団体と「同一性を有する団体」と認められるのであって、かつ、法所定の期間更新の要件を満たす限り、当初の団体に対する観察処分の効力が及ぶと解するのが相当である。
以下、各団体について詳述する。
3　「Aleph」について
(一)　本団体と「同一性を有する団体」であると認められること
「Aleph」は、「オウム真理教」の名称を用いて活動していた本団体が、四度の名称変更を経るなどして現在に至った団体で、本団体の組織形態・運営・構成員等を維持したまま活動している、主要三団体のうちで最大の規模を有する団体である。「Aleph」は、現在も、麻原を組織の頂点に位置付けて絶対的に帰依し、麻原が創設した位階制度や出家制度に基づく組織構造を継承して、麻原の意思を推し量りながら活動しており、麻原が推奨した修行等を実践している上、後述するとおり、本団体の教義において最重視され、両サリン事件をじゃっ起した根源というべき「タントラ・ヴァジラヤーナ」を含む麻原が説いた教義を保持し続けていることは明らかであるから、「Aleph」が本団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情はない。
そして、これらを踏まえると、「Aleph」は、多数人の構成員により組織され、個人を離れて、麻原の説いた教義を広めるなど、麻原の意思を実現することを目的として継続的に活動していることは明らかであるから、特定の共同目的を有する継続的結合体である「団体」（法第四条第二項）に該当する。
以上によれば、「Aleph」は、本団体と「同一性を有する団体」であると認められる。
(二)　法第五条第一項第一号、第四号及び第五号の要件該当性
(1)　法第五条第一項第一号の要件（無差別大量殺人行為の首謀者が団体の活動に影響力を有していること）該当性
麻原は、無差別大量殺人行為である両サリン事件の首謀者であるところ、「Aleph」については、主要三団体のうちで最大の規模を有する団体であり、これに加えて、
ア　麻原を、同人が創設した位階制度において最高位に位置付けられた「尊師」又は「グル」と尊称し、麻原を組織の頂点に位置付けている上、幹部である出家した構成員から末端の在家の構成員に至るまで、麻原への絶対的帰依を示していること
イ　「師」以上の位階にある出家した構成員が組織運営に係る事項等を決定し、出家した構成員を管理下の施設に集団居住させて団体の活動に従事させるなど、麻原が創設した位階制度や出家制度に基づく組織構造を継承していること
ウ　幹部構成員の説法等により、構成員に対し、麻原の意思を推し量りながら活動し、それを実現することの重要性を強調する指導を行っていること
エ　管理下の施設において、麻原の著書や麻原の説法映像等を収録したＤＶＤ等を多数保管し、麻原の肖像写真等を掲示した上で、麻原が推奨していた修行等を実践したり、麻原が「神秘的な効果をもたらす」ものとして摂取を推奨していた「修法物」（麻原の唱えるマントラを電気信号化したデータを用いた独自の儀式により「修法」したとする飲食物）を構成員に摂取させたりしていること
などの各事実が認められる。
以上によれば、「Aleph」においては、無差別大量殺人行為の首謀者たる麻原の過去の言動が、現在も団体の方向性を左右する力、あるいはその内容に変化を生じさせる力を有していると容易に認められるから、麻原が現在も「Aleph」の活動に絶対的な影響力を有していることは明らかであり、「Aleph」は、法第五条第一項第一号の要件に該当する。

(2) 法第五条第一項第四号の要件（団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める「綱領」を保持していること）該当性

ア　本団体の教義が殺人を勧める内容を含み、両サリン事件が同教義にのっとって敢行されたこと

(ア) 本団体の教義は、最終目的たる「衆生救済」に至る最速の道とする秘密金剛乗（「タントラ・ヴァジラヤーナ」）の実践を最重視しているところ、麻原が「タントラ・ヴァジラヤーナ」の具体的規範として説いた「五仏の法則」は、「悪業とされる殺生も他に対して善業となるならば行ってよい」（「アクショーブヤの法則」）、「結果のためには手段を選ぶ必要はない」（「アモーガシッディの法則」）などを含むもので、これらが殺人（「ポア」又は「ポワ」）を勧める内容を含んでいることは明らかである。

また、麻原が「タントラ・ヴァジラヤーナ」の根本として説いた「苦の詞章」（「自己の苦しみを喜びとし、他の苦しみを自己の苦しみとする」との文言）についても、同文言を背景として殺人（「ポア」又は「ポワ」）が正当化されていたと認められる。

(イ) 本団体は、その教義に沿った理想郷の建設を目的とする「日本シャンバラ化計画」を打ち出し、さらには、その具体的・世俗的側面を有する「麻原を独裁者とする祭政一致の専制国家体制を樹立する」旨の「政治上の主義」が、本団体の教義と密接不可分に結び付いて、その枢要な一部として内包されるに至っていた。

そして、両サリン事件は、「政治上の主義」の実現を動機とし、麻原の説く「タントラ・ヴァジラヤーナ」及びその具体的規範である「五仏の法則」にのっとり、その実践のための修行とされた「マハームドラーの修行」（弟子が自己の意思を捨てて、絶対的な存在である麻原が課した試練を乗り越える修行。同修行及び解脱の達成を思念することにより、麻原と合一するとされた。）の一環として敢行されたものである。

すなわち、本団体の教義は、「衆生救済」に至るには、結果のために手段を選ばず、殺人を行うことも正当化され、構成員は自己の意思を捨てて、麻原の考え方と合一化させ、麻原の課した試練や苦しみを喜びとして乗り越えるというものであり、これが、本団体が無差別大量殺人行為に及んだ危険性の本質であった。

なお、両サリン事件は、「政治上の主義」の実現を動機としているが、「本団体の教義に沿った理想郷の建設」という目的の達成にとっては、麻原の生存が絶対条件であるとは解されず、「Aleph」が現在も麻原の意思を推し量りながら活動していることなどからすると、麻原の死亡により「政治上の主義」が失われたとは考え難い。

イ　「Aleph」が現在も本団体の教義を維持し、殺人を勧める「綱領」を保持していること

「Aleph」は、主要三団体のうちで最大の規模を有する団体であり、麻原の死亡から一定期間を経た現在も、従前と同様に麻原への絶対的な帰依を前面に押し出し、その活動実態等に特段の変化は認められないから、そのことのみからしても、本団体の教義が維持され、殺人を勧める「綱領」が保持され続けていることが強く推認される。

そして、「Aleph」は、現在も、構成員に対し、教材等を用いるなどして、両サリン事件をじゃっ起した根源というべき「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践を促す指導を現に行ったり、「日本シャンバラ化計画」に係る指導を行い得る環境を維持したりしている。

なお、こうした指導を受けた構成員においても、「タントラ・ヴァジラヤーナ」やこれに基づく殺人（「ポア」又は「ポワ」）を肯定するなど、その教えを受け入れているという事情もある。

以上によれば、「Aleph」は、現在も、本団体の教義を維持し、殺人を勧める「綱領」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第四号の要件に該当する。

(3) 法第五条第一項第五号の要件（他に団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること）該当性

ここにいう「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性」とは、同行為に及ぶ蓋然性の程度である「おそれ」を問題とするものではなく、現時点において、同行為に関する危険な「要素」を保持しているかどうかを問題とするものである。

そして、「Aleph」については、

ア　複数回にわたる名称変更を経つつも、麻原が創設した上命下服の位階制度を組織運営の根本として、出家した構成員を管理下の施設に集団居住させ、生活環境を管理統制したり、法に基づく立入検査に対し、組織ぐるみで対抗措置を講じ、実態を明らかにしようとしないなどのあからさまな非協力姿勢を徹底したりするなどしてきたところ、平成二十六年頃からは、麻原が後継者として位置付けた麻原の二男が、組織運営に関する事項について幹部構成員等に自らの意向等を伝達し、幹部構成員等によって構成される合同会議を通じて当該意向等に沿った決定が行われており、かつ、そのような麻原の二男の存在や地位を秘匿するなど、本団体が両サリン事件の計画・準備を組織的かつ秘密裏に進めることを可能にしたのと同様の、麻原を頂点とする上命下服の閉鎖社会を維持していること

イ　本団体が引き起こした一連の事件等に関与して検察官に事件送致された者や両サリン事件当時に構成員であった者を構成員として多数擁しているほか、ロシア連邦内での活動を禁止されたロシア人構成員が同国内において活動を継続していること

ウ　若年者を中心的な対象者として勧誘活動を行うに当たり、団体名を秘匿し、偽装サークルの勉強会において関係を深め、本団体の両サリン事件等への関与を否定する陰謀論を扶植するなどした上で、入会に応じると判断して団体名を明かす際には、強い口調で詰め寄るなど、勧誘対象者が断りづらい精神状態に追い込むというような意思決定を操作するマインド・コントロールの手法を用いた欺もう的な勧誘活動を組織的に展開してきており、その手法や方針を維持していること。また、このような勧誘手法は、両サリン事件等をじゃっ起した当時の組織体質と実質的に変わらない上、そのような勧誘手法により、相当数の新規構成員を獲得してきたこと

エ　法に基づき公安調査庁長官に対し報告すべき事項（以下「要報告事項」という。）について、意図的に一部不報告に及び、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことなどから、令和五年三月以降、八度にわたる再発防止処分を課されたのに、それでもなお一部不報告を続けており、取り分け、「役職員」及び「構成員」に関して、無差別大量殺人行為の首謀者たる麻原の親族である麻原の二男及び麻原の妻が役職員及び構成員として活動していることを十年以上の長期間にわたり秘匿してきたことや、「団体の資産及び負債」に関して、「Aleph」の預貯金及び「Aleph」が実質的に経営する収益事業の資産等を報告しないのみならず、資産を収益事業に順次移転させるなどの資産隠しを行っていること

オ　いわゆる「陰謀論」を唱えるなどして、本団体の両サリン事件等への関与を否定しようとしている上、被害賠償を行わないなど、両サリン事件等を真摯に受け止める姿勢がないこと

カ　二十歳未満の構成員に対して、麻原への絶対的帰依を扶植する指導を行い、麻原の教義の固定化と次世代の構成員の育成を図っていること

キ　諸外国において、本団体がテロ組織として認定され、活動の禁止や資産凍結等の規制が実施されていること

などの各事実が認められる。

以上によれば、「Aleph」は、現在も、団体の属性として、無差別大量殺人行為に関連性を有する危険な「要素」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第五号の要件に該当する。

4

「山田らの集団」について

㈠　本団体と「同一性を有する団体」であると認められること

「山田らの集団」は、「Aleph」から分派・分裂した団体であるところ、その背景は、麻原の二男の「Aleph」への復帰をめぐる「Aleph」内の意見対立にすぎず、本団体の教義の受容自体には何ら変化はない。また、現在も、麻原に対する絶対的帰依を隠さず、麻原が創設した位階制度や出家制度に基づく組織構造を維持しながら、麻原の著書や説法映像等を多数保管し、これらを用いて構成員を指導するなど、麻原の意思を実現することを目的として活動している上、本団体の教義において最重視され、両サリン事件をじゃっ起した根源というべき「タントラ・ヴァジラヤーナ」を含む麻原の説いた教義を保持し続けていることは明らかであり、「山田らの集団」が本団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情はない。

そして、「山田らの集団」は、令和八年七月末時点の構成員として二十一名（出家した構成員二名、在家の構成員十九名）を報告し、二都県下に二施設を確保し、出家した構成員の指導の下、複数の在家の構成員を管理下の施設に出入りさせて修行を行わせている上、物品販売等を行う収益事業を営み、施設内に会計帳簿を備え置いていることなどを踏まえると、「山田らの集団」は、複数人により組織され、個人を離れて、麻原の説いた教義を広めるなど、麻原の意思を実現することを目的として継続的に活動していることは明らかであるから、特定の共同目的を有する継続的結合体である「団体」（法第四条第二項）に該当する。

以上によれば、「山田らの集団」は、本団体と「同一性を有する団体」であると認められる。

㈡　法第五条第一項第一号、第四号及び第五号の要件該当性

⑴　法第五条第一項第一号の要件（無差別大量殺人行為の首謀者が団体の活動に影響力を有していること）該当性

麻原は無差別大量殺人行為である両サリン事件の首謀者であるところ、「山田らの集団」については、

ア　「Aleph」元構成員である山田ら出家した構成員二名はもとより、在家の構成員に至るまで、麻原に対して絶対的に帰依していること

イ　麻原が創設した位階制度において、「師長補」の位階にある山田が「山田らの集団」の代表者であり、「師補」の位階にあるもう一人の出家した構成員が、上位者である山田を補佐する役割を担いながら、両名共に管理下の施設に居住するなど、麻原が創設した組織構造の根幹たる位階制度及び出家制度を維持していること

ウ　管理下の施設に麻原の肖像写真を掲示し、麻原の著書や説法映像等を収録したＤＶＤ等を多数保管しており、これらを用いて在家の構成員を組織的に指導したり、麻原が摂取を推奨していた「修法物」を構成員に摂取させたりしていること

などの各事実が認められる。

以上によれば、「山田らの集団」においては、無差別大量殺人行為の首謀者たる麻原の過去の言動が、現在も団体の方向性を左右する力、あるいはその内容に変化を生じさせる力を有していると容易に認められるから、麻原が現在も「山田らの集団」の活動に絶対的な影響力を有していることは明らかであり、「山田らの集団」は、法第五条第一項第一号の要件に該当する。

⑵　法第五条第一項第四号の要件（団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める「綱領」を保持していること）該当性

ア　本団体の教義が殺人を勧める内容を含み、両サリン事件が同教義にのっとって敢行されたこと

前記３・㈡・⑵・アで述べたとおりである。

イ　「山田らの集団」が現在も本団体の教義を維持し、殺人を勧める「綱領」を保持していること

前記㈠で述べたとおり、「山田らの集団」は、麻原の二男の「Aleph」への復帰をめぐる「Aleph」内の意見対立に起因して、「Aleph」から分派・分裂した団体であり、本団体の教義の受容自体に何ら変化はなく、一貫して麻原に対する絶対的な帰依を隠さず、麻原の意思を実現することを目的として活動していると認められるから、これらのことのみによっても、「山田らの集団」において、現在も本団体の教義が維持され、殺人を勧める「綱領」が保持され続けていることが強く推認される。

さらに、「山田らの集団」は、現在も、管理下の施設において、「タントラ・ヴァジラヤーナ」の根本とされる「苦の詞章」を掲示するとともに、両サリン事件をじゃっ起した根源というべき麻原の説く「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践を促す内容、その実践のための修行とされた「マハームドラーの修行」の重要性について説く内容、両サリン事件の動機に関連する「日本シャンバラ化計画」につながる内容が記載された教本や、同教本の内容に関する試験問題及び解答用紙を整然と保管しており、これらを用いて構成員を組織的に指導し、構成員もこれを受け入れていると認められる。

以上によれば、「山田らの集団」は、現在も、本団体の教義を維持し、殺人を勧める「綱領」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第四号の要件に該当する。

⑶　法第五条第一項第五号の要件（他に団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること）該当性

前記３・㈡・⑶で述べたとおり、「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性」とは、現時点において、同行為に関する危険な「要素」を保持しているかどうかを問題とするものであるところ、「山田らの集団」については、

ア　麻原が創設した上命下服の位階制度に基づく組織運営の根本に従い、出家した構成員二名を管理下の施設に居住させたり、立入検査に対し、組織ぐるみで対抗措置を講じ、実態を明らかにしないなどの非協力姿勢を示したりするなど、本団体が両サリン事件の計画・準備を組織的かつ秘密裏に行うことを可能にしたのと同様の、麻原を頂点とする上命下服の閉鎖社会を維持していること

イ　山田ら出家した構成員二名を始め、両サリン事件当時から本団体の構成員である者や「Aleph」に所属していた構成員を擁していること

ウ　構成員を集めて修行を行うイベントを秘密裏に行うなど、組織活動を殊更に密行化させていると認められること

エ　設立当時から、自分たちの宗教的理念に賛同する者を受け入れる旨の意思を明示し、実際に「Aleph」を離脱した構成員を受け入れ、その後も「Aleph」からの構成員の受皿となる意思を持ち続け、現在においても、「Aleph」の出家した構成員であった者と関係を維持していることがうかがわれること。また、施設内に麻原の写真を掲げ、麻原の説法を記載した教材等を使用し、「修法物」を摂取するなど、基本的な生活様式や修行内容等について「Aleph」との共通性が多く、「Aleph」の構成員にとって、「山田らの集団」の活動に参加しやすい環境が整えられていることから、今後、「Aleph」の構成員を自らの団体に取り込むことも考えられ、そうした受皿化が進んだ場合には、「山田らの集団」が、本団体における一大勢力となるおそれがあること

オ　前記３・㈡・⑶・キで述べたとおり、諸外国において、本団体がテロ組織として認定され、活動の禁止等の規制が実施されていること

などの各事実が認められる。

以上によれば、「山田らの集団」は、現在も、団体の属性として、無差別大量殺人行為に関連性を有する危険な「要素」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第五号の要件に該当する。

5

「ひかりの輪」について

㈠　本団体と「同一性を有する団体」であると認められること

「ひかりの輪」は、「脱麻原」を標ぼうし、外形的には、従来のオウム真理教の教義を採用していないかのように装っている。しかし、「ひかりの輪」は、観察処分を免れて本団体を存続させるための手段として、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う別個の団体を設立しつつ、実際には、麻原の教えを実質的に広めていくという「麻原隠し」をする意図で、麻原の高弟である上祐が設立した団体である。

すなわち、かつて、麻原は、本団体の存続のため、本団体の本体の存続が困難となった場合に構成員の受皿となる「別団体」の設立等を指示していたところ、それを受けた上祐も、自らの説法等において、外形的に麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」をした団体を設立する考えを表明するとともに、麻原の発言を引用するなどして、それが麻原の意思に沿うものである旨説明し、構成員の受皿となり得る別個の団体の設立が必要であることを説いていたものである。

このように、「ひかりの輪」は、上祐が、それまでの活動形態を変更してでも麻原の意思を実現することこそが重要であり、それが麻原に対する真の帰依であるとの信念に基づき、真実は、麻原に絶対的に帰依し、麻原の説いた教義を広め、これを実現することを目的としながら、外形的に麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」をするために設立した団体であり、今なお、上祐が代表の地位にあり続けつつ、「麻原隠し」を続けている。このような団体の設立経緯と、別団体を設立して「麻原隠し」をするという当初の意思決定に従い、現在も「麻原隠し」を続けているということのみをもってしても、「ひかりの輪」が本団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情はないといえる。

これに加え、「ひかりの輪」が、現在も、後記のとおり、麻原が創設した位階制度及び出家制度を根本とする組織構造を継承し、本団体の教義と麻原から習得した修行体系の基礎的ないし本質的部分を維持し、麻原崇拝を継続しており、さらに、構成員も麻原への帰依心を吐露していること、両サリン事件当時に本団体の「役員」であり、麻原の高弟である上祐が一貫して「ひかりの輪」の「役員」であること、両サリン事件をじゃっ起した根源というべき「タントラ・ヴァジラヤーナ」を維持していること、両サリン事件当時の構成員を多数擁していることが明らかであり、「ひかりの輪」が「脱麻原」を標ぼうしているとしても、本団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情はない。

そして、「ひかりの輪」は、多数人の構成員により組織され、個人を離れて、麻原の説いた教義を広めるなど、麻原の意思を実現することを目的として継続的に活動していることは明らかであるから、特定の共同目的を有する継続的結合体である「団体」（法第四条第二項）に該当する。

以上によれば、「ひかりの輪」は、本団体と「同一性を有する団体」であると認められるのであり、このことは、近時の観察処分の期間更新決定やその取消訴訟の判決においても、これと同様の考え方により肯定されていることからも明らかである。

㈡　法第五条第一項第一号、第三号、第四号及び第五号の要件該当性

(1)　法第五条第一項第一号の要件（無差別大量殺人行為の首謀者が団体の活動に影響力を有していること）該当性

麻原は無差別大量殺人行為である両サリン事件の首謀者であるところ、「ひかりの輪」については、

ア　麻原が、本団体の存続のため、「別団体」を設立するよう指示したことを踏まえ、上祐自身が、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」の構想を練った上で、麻原の意思を実現するために設立した団体であり、また、その「麻原隠し」を今なお継続するなど麻原の意思を推し量りながら活動しているものであること

イ　麻原が創設した位階制度において最高位の「尊師」に次ぐ「正大師」である上祐が一貫して代表者であり続け、位階制度における「師」以上の位階又はこれに準ずる位階を有する者が「役職員」の全てを占めており、上祐の絶対的な権限の下で、上命下服による組織運営を行うとともに、出家した構成員の私有財産や、一般社会との関わりを事実上制限するなど、麻原が創設した位階制度及び出家制度を根本とする組織構造を継承し、現在に至るまで、これを維持していること

ウ　その修行体系について、麻原が確立した修行体系との間に、同一性・共通性が色濃く認められ、麻原から習得した修行体系の基礎的ないし本質的部分を維持していること

エ　崇拝の対象をなくした旨主張しながらも、麻原及び麻原が自身をその化身と位置付けたシヴァ神を投影した崇拝対象を一貫して保持し、その崇拝対象と深い関係があるとする場所などを訪問する「聖地巡り」などを通じて、麻原及びシヴァ神に対する信仰を維持していること

オ　構成員が、麻原に対する帰依心を有し、中には、その心情を吐露する者がいることなどの各事実が認められる。

以上によれば、「ひかりの輪」においては、「脱麻原」を標ぼうしているものの、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」の取組を行っているにすぎないことは明らかである。「ひかりの輪」の設立経緯、組織構造、修行体系、崇拝対象については、いずれも麻原の存在抜きには到底説明できず、「ひかりの輪」の存在、代表者である上祐の地位、活動等については、結局のところ、それら全てが根本的に麻原に由来するものというほかないところ、取り分け、麻原による「別団体」設立の指示を踏まえ、上祐も、それが麻原の意思に沿うものである旨説明するなどし、「ひかりの輪」が設立され、麻原が創設等した組織構造、修行体系、崇拝対象が継承・維持されており、これらの点で、今なお、麻原の意思を推し量りながら活動を続けていることに加え、麻原に対する帰依心を有し、その心情を吐露する構成員らがいることなどを踏まえれば、無差別大量殺人行為の首謀者である麻原の過去の言動が、現在も団体の方向性を左右する力、あるいはその内容に変化を生じさせる力を有していると容易に認められる。

したがって、麻原が現在も「ひかりの輪」の活動に絶対的な影響力を有していることは明らかであり、「ひかりの輪」は、法第五条第一項第一号の要件に該当する。このことは、近時の観察処分の期間更新決定やその取消訴訟の判決においても、これと同様の考え方により肯定されていることからも明らかである。

(2)　法第五条第一項第三号の要件（無差別大量殺人行為が行われた時に団体の役員であった者が現在も役員であること）該当性

上祐は、両サリン事件当時、「正大師」の高位階にあり、「ロシア支部大臣」という要職にあるなど、本団体の意思決定に関与し得る立場でその事務に従事する「役員」であったところ、「ひかりの輪」の設立時から現在に至るまで「ひかりの輪」の代表者の地位にあり、組織運営において中心的役割を担い続けていることから、「ひかりの輪」においても、その意思決定に関与し、その事務に従事する「役員」であることは明らかである。

したがって、「ひかりの輪」は、法第五条第一項第三号の要件に該当する。

(3)　法第五条第一項第四号の要件（団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める「綱領」を保持していること）該当性

ア　本団体の教義が殺人を勧める内容を含み、両サリン事件が同教義にのっとって敢行されたこと

前記３・㈡・(2)・アで述べたとおりである。

イ　「ひかりの輪」が現在も本団体の教義を維持し、殺人を勧める「綱領」を保持していること

「ひかりの輪」においては、第八回期間更新決定後も、上祐が、その説法の中で「タントラ・ヴァジラヤーナ」にあえて言及した上で肯定的に評価したり、「タントラ・ヴァジラヤーナ」の根本とされる「苦の詞章」の重要性を繰り返し説いたりしているほか、「タントラ・ヴァジラヤーナ」に関する教材を管理下の施設内に整然と保管したりしている。

また、「ひかりの輪」は、本団体において、両サリン事件の動機に関連する「日本シャンバラ化計画」の具体的内容として掲げられた「ロータス・ヴィレッジ構想」（全てが真理に基づいた生活を送ることのできる本団体の村を建設すること）と実質的に同内容である「ＳＣＥＨＮ構想」を提唱しており、実質的に「日本シャンバラ化計画」を提持しているといえる。

そして、第八回期間更新決定後も、構成員が、「タントラ・ヴァジラヤーナ」及び殺人（「ポアー」又は「ポワ」）を肯定する発言をしているという事情も認められる。

以上によれば、「ひかりの輪」は、現在も、本団体の教義を維持し、これに含まれる殺人を勧める「綱領」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第四号の要件に該当する。

(4)　法第五条第一項第五号の要件（他に団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること）該当性

前記３・(二)・(3)で述べたとおり、「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性」とは、現時点において、同行為に関する危険な「要素」を保持しているかどうかを問題とするものであるところ、「ひかりの輪」については、麻原の指示を踏まえて「別団体」として設立され、麻原が創設等した組織構造、修行体系及び崇拝対象を継承・維持しており、これらの点で、今なお、麻原の意思を推し量りながら活動を続けているものであることなどの事情が認められることに加え、

ア　前記(1)・イ、ウ及びエで述べた組織構造や修行体系等の基礎的ないし本質的部分を維持しているにもかかわらず、「脱麻原」を標ぼうし、上祐がトークイベント等においてあえて本団体との同一性を否定するかのような発言をするなど、その活動手法が欺まん的で巧妙であること

イ　上命下服の組織運営を行い、管理下の施設に出家した構成員を居住させ、その生活を管理統制しているほか、地域住民と融和せず隔絶した生活をするなど、本団体が両サリン事件の計画・準備を組織的かつ秘密裏に行うことを可能にしたのと同様の上命下服の閉鎖的な組織構造を維持していること

ウ　本団体による「炭疽菌事件」や「サリン量産プラント建設事件」などで重要な役割を果たした上祐が一貫して代表者の地位にあり続けている上、本団体が引き起こした一連の事件により検察官に事件送致された者や両サリン事件当時に構成員であった者を構成員として多数擁していること

エ　麻原の意思・指示に従い、設立当初から「Aleph」構成員の受皿となることを目的とし、「Aleph」構成員の脱会支援と称しながら、同構成員の取り込みを図っており、今後、順調に受皿化が進んだ場合には、更に有力な勢力となるおそれがあること

オ　前記３・(二)・(3)・キで述べたとおり、諸外国において、本団体がテロ組織に認定され、活動の禁止等の規制が実施されていること

などの各事実が認められる。

以上によれば、「ひかりの輪」は、現在も、団体の属性として、無差別大量殺人行為に関連性を有する危険な「要素」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第五号の要件に該当する。

6　法第五条第四項の要件（引き続き団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められること）該当性

本団体については、

(一)　現在も、閉鎖性・欺まん性が顕著であること

(1)　「Aleph」の閉鎖性・欺まん性が顕著であること

ア　「Aleph」は、出家した構成員を管理下の施設に集団居住させ、地域住民との交流や接触をほとんど行わず、親族との縁を絶つことの重要性や外部の情報を遮断する必要性を強調しており、また、立入検査に対しては、組織ぐるみで対抗措置を講じ、あからさまな非協力姿勢を徹底している上、施設への立入りそのものを拒むなど、閉鎖性が顕著であること

イ　要報告事項の一部を報告せず、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことなどから、令和五年三月以降、八度にわたる再発防止処分を課されただけでなく、当該処分下においても、なお一部不報告を繰り返すとともに、当該処分を潜脱しようとする行為もみられたほか、構成員が当該処分違反行為等に及び、刑事告発を受けるなど、欺まん性が顕著であること

(2)　「山田らの集団」の閉鎖性・欺まん性が顕著であること

ア　「山田らの集団」は、山田ら出家した構成員を管理下の施設に居住させ、地域住民との接触を避けるなど外部に活動状況を秘匿しており、立入検査に対しては、組織ぐるみで対抗措置を講じ、非協力姿勢を徹底するなど、閉鎖性が顕著であること

イ　観察処分から免れることを企図して活動目的を偽ろうとしたり、「役職員」を始めとする要報告事項について一部不報告を続けたりするなど、欺まん性が顕著であること

(3)　「ひかりの輪」の閉鎖性・欺まん性が顕著であること

ア　「ひかりの輪」は、出家した構成員を管理下の施設に居住させ、私有財産を制限しているほか、地域住民と融和せず隔絶した生活を送り、また、立入検査に対し組織ぐるみで対抗措置を講じて非協力姿勢を示すなど、閉鎖性が顕著であること

イ　外形上、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」の推進はもとより、勧誘活動につながる「Aleph」の構成員の脱会支援と称する活動、崇拝対象をなくし「思想哲学を学ぶ教室」であるとの主張、独立性に疑問がある「監査委員」が行うとされる「外部監査」の取組など、対外的に偽りの姿を示して社会を欺こうとしており、また、「構成員」等の要報告事項の一部不報告を続けるなど、欺まん性が取り分け顕著であること

(二)　前記３・(二)・(3)・キで述べたとおり、諸外国において、本団体がテロ組織として認定され、活動の禁止等の規制が実施されていること

(三)　本団体と同一性を有する団体の一部につき観察処分の期間更新がされなかった場合、そのような団体が期間更新された団体から流出した構成員の受皿となれば、それにより勢力を拡大した団体の活動状況や危険性の有無等の把握が困難となるところ、「山田らの集団」は、「Aleph」からの分派・分裂の際、自分たちの宗教的理念に賛同する者を受け入れる旨の意思を明示しており、また、「ひかりの輪」は、麻原の意思・指示を受けて、「Aleph」の構成員の受皿となる意思を持って設立され、観察処分を免れて、本団体を存続させるために、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う「麻原隠し」を続けながら、現実に「Aleph」の構成員の取り込みを企図しているのであるから、「山田らの集団」又は「ひかりの輪」について観察処分の期間を更新しなかった場合には、勢力を拡大したこれら団体の活動状況や危険性の有無等の把握が困難となるおそれが大きいこと

(四)　本団体の活動が、両サリン事件の被害者及びその遺族や、管理下の施設の地域住民の理解を全く得られておらず、これらの者から不安の声が多く寄せられ、そうしたことも理由として、関係地方公共団体等が観察処分の期間更新等を強く求めていること

などの各事実が認められる。

以上によれば、主要三団体は、いずれも、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認められ、法第五条第四項の要件に該当する。

三

1　陳述書の提出先

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号
中央合同庁舎六号館赤れんが棟
公安審査委員会

2　陳述書の提出期限

令和八年十一月三十日正午

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第３１８号

千葉県印西市吉高1886番地115
債務者　営繕さき家株式会社
代表者代表取締役　佐々木義明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　　剛
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時

千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第３２３号

千葉県富里市日吉台二丁目５番１号
債務者　株式会社アイ・ビー・エー
代表者代表取締役　中條　和憲
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時

千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第７５７１号

東京都渋谷区代官山町20―23　Ｆｏｒｅｓｔ　ｇａｔｅＤａｉｋａｎｙａｍａＭＡＩＮ棟３Ｆ
債務者　株式会社ＭＹＡＲＴ
代表者代表取締役　高橋　子竜
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　俊彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５９５号

東京都中野区大和町４丁目50番29号
債務者　株式会社Ｒｏｏｔｓ　ｏｆ　Ｃｒｅａｔｉｏｎ
代表者代表取締役　小泉　健太
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　一志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６３５号

東京都江戸川区平井７―17―33、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区小松川３丁目２番１―214号
債務者　株式会社竹弁
代表者代表取締役　岩崎　竹子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　悟志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６３６号

東京都中野区中野６丁目30番18号　永和ビル１階
債務者　株式会社Ｅｌｌｉｅｓ
代表者代表取締役　宇佐美　琢
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　恵太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月26日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６３８号

沖縄県沖縄市中央１丁目７－８
債務者　津梁貿易株式会社
代表者代表取締役　金城　拓真
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前山　暁子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６４６号

東京都足立区六月２丁目33番２号
債務者　ティーボーン株式会社
代表者代表取締役　樋口　達也
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　哲史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６８１号

東京都千代田区二番町９番地３
債務者　コネクテッドコマース株式会社
代表者代表取締役　中村　武治
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　恵子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６８２号

東京都墨田区菊川３―22―16　野尻ハイム１階、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区江東橋１丁目３番５―205号
債務者　株式会社マルヒデ
代表者仮代表取締役　佐藤　高章
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衛本　豊樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６８３号

東京都大田区蒲田５丁目46番11号　蒲燃ビル203号
債務者　株式会社ネオスクエア
代表者代表取締役　遠藤　好昭
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横川　勇樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６８５号

東京都中野区本町４―30―16　ヴェルビュ新中野706、商業登記簿上の本店所在地愛知県名古屋市守山区幸心１丁目511番地　リバティハイツ新守山302号
債務者　株式会社ＳＥＡ　ＳＩＤＥ
代表者代表取締役　関本　貴紀
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　昌裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６８７号

東京都千代田区隼町２番12号
債務者　株式会社北北西
代表者代表取締役　池田　玲子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本幸太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６８８号
東京都千代田区隼町２番12号
債務者　株式会社アイ・スペシャル
代表者代表取締役　池田　玲子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本幸太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９３号
東京都目黒区五本木３丁目30番11号
債務者　株式会社カワセ
代表者代表取締役　河瀬　聡志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　智子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７１４号
東京都中央区銀座１丁目22番11号　銀座大竹ビジデンス２Ｆ
債務者　合同会社Ａｉｓｔｙｌｅ
代表者代表社員　有田　真志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯澤　　聡
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７３７号
東京都中野区大和町２丁目41番16号
債務者　株式会社アクティブデザイン
代表者代表取締役　崎山　昌子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　武志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７４１号
東京都渋谷区渋谷３丁目10番14号
債務者　株式会社コノハナサクヤ
代表者代表取締役　加藤　知佳
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　宏平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７４４号
東京都渋谷区本町１丁目20―２　パルムハウス初台306
債務者　ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社
代表者代表取締役　佐野　雄大
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大胡　　誠
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７７１号
神奈川県横浜市保土ヶ谷区東川島町35―68、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区内神田１丁目９番12号
債務者　株式会社ソキエ
代表者代表取締役　小池　廣史
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　裕章
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７７７号
東京都千代田区有楽町１丁目５番２号　東宝日比谷プロムナードビルディング11階
債務者　Ａｌｃｈｅｍｉｓｔ　Ｍａｔｅｒｉａｌ株式会社
代表者代表取締役　鈴木　達則
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　健一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７７９号
神奈川県横浜市中区石川町１丁目54番地２
債務者　株式会社ＷＡＴＡＮＡＢＥアセットマネジメント
代表者代表取締役　渡邊　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相羽　利昭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７８１号
東京都中央区銀座１丁目12番４号　Ｎ＆ＥＢＬＤ．６階
債務者　株式会社宇佐美温泉開発
代表者代表取締役　小堀　憲一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小暮　典子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７８２号
東京都世田谷区玉川田園調布２丁目13番18号
債務者　ミンナトリエ株式会社
代表者代表取締役　山上　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　香織
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７８６号
東京都豊島区西巣鴨１丁目８番３―206号
債務者　株式会社キューコンテニウム
代表者代表取締役　新里　正章
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　洋平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７９１号
東京都品川区西中延１―９―18　ホワイトアビタシオン403
債務者　合同会社アイジー企画
代表者代表社員　福田　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７９４号
東京都港区虎ノ門３丁目８番21号
債務者　ｉｎＱｓ株式会社
代表者代表取締役　白井　克彦
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　　誠
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８４４号
千葉市若葉区大宮町2843―４
債務者　株式会社ＤＯ
代表者代表取締役　小川　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　豊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時20分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１９７号
福島県二本松市本町二丁目91番地
債務者　有限会社クラブアリラン
代表者代表取締役　高野　知典
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時15分
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２４５号
長野市浅川西条383番地27
債務者　株式会社浅川薬品
代表者代表取締役　曽根原光茂
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一由　貴史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３２４号
千葉県佐倉市井野1586番地25Ａ棟109号
債務者　デジタルマート株式会社
代表者代表取締役　山岡　大晶
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川さやか
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２６８２号
横浜市戸塚区上矢部町2137番地１
債務者　株式会社美装建
代表者代表取締役　堀田　弘行
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　数規
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０１号
千葉県君津市人見999番地
債務者　株式会社日創
代表者代表取締役　吉浜　三男
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　東生
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第５７８８号
千葉県船橋市大穴北８丁目41番１号
債務者　医療法人社団三松会
代表者理事長　黒須　克志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石健太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６９３号
東京都港区芝浦４丁目22番１号27階
債務者　株式会社フローリッシュ
代表者代表取締役　魚谷真佐美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野島　達也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月８日午前11時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６９４号
東京都港区芝浦４丁目22―１―2713
債務者　魚谷　栄司
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野島　達也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月８日午前11時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２２４号
東京都大田区萩中３丁目17―16―105、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区大森北２－３－16
債務者　エンザイム株式会社
特別代理人　井倉　浩文
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　省二
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１８２７号
埼玉県新座市野火止三丁目16番30号
債務者　白陽コンピューターフォーム株式会社
代表者代表取締役　伊藤　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　裕也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１９３号
和歌山県岩出市山19番地の１
債務者　株式会社　一期一会
代表者代表取締役　山本　敏之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　惣谷　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時15分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２７０号
神戸市西区白水一丁目11番24号
債務者　株式会社明翔
代表者代表取締役　東條　正茂
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　知識　弘恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時40分
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２５３９号
愛知県北名古屋市徳重吉原65番地５
債務者　ＣＯＳＹ　Ｈｏｍｅｓｔｙｌｅｓ株式会社
代表者代表取締役　村里　和孝
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣井　雅治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８１号
福岡県鞍手郡小竹町大字南良津1621番地１
債務者　有限会社小竹古森組
代表者代表取締役　栗林　初美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　休場　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時30分
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第５４６４号
大阪府高槻市北大樋町３番14号101
債務者　株式会社Ｇｒａｃｅ　Ａ　Ｈｏｍｅ
代表者代表取締役　千原　雄太
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中津慶太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１５号
大分県中津市一ツ松162番地１
債務者　合同会社アクア
代表者代表社員　石川のどか
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西畑　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７８号
静岡市駿河区向手越１丁目７番５号
債務者　株式会社やぶさん工務店
代表者代表取締役　藪下　秀之
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時10分
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６０３号
静岡市葵区栄町２番地の５アークビル３Ｆ
債務者　株式会社ＶＥＮＴＩＬ
代表者代表取締役　相原　義信
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３４号
名古屋市北区上飯田北町２丁目65番地
債務者　株式会社グロースＥＳＨ
代表者代表取締役　今井　直弥
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒山　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６０号
青森市富田３丁目４番１号　ビレッジハウス相野１―303
債務者　田中　資美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１５８号
広島県安芸郡府中町山田２丁目12番２号
債務者　興和電工株式会社
代表者代表取締役　宮本　彰
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時30分
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２１号
福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山国有林194林班
債務者　横向高原リゾート株式会社
代表者代表取締役　平山　秀雄
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後３時
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第５７５号
兵庫県尼崎市久々知一丁目14番13号
債務者　株式会社ハナイチ
代表者代表取締役　長野　健司
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時15分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３４３号
奈良県天理市下仁興町1554番地
債務者　株式会社奥田工務店
代表者代表取締役　奥田　源幸
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１１４号
大阪府羽曳野市はびきの四丁目10番３号
債務者　ミート・オトノ有限会社
代表者代表取締役　武島　満幸
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１６２３号
横浜市港南区日野中央１丁目16番６号
債務者　フェイスメカニックス有限会社
代表者代表取締役　長谷川　聡
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　浩人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時50分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３１０号
香川県高松市北浜町13番14号
債務者　株式会社明田祭禮
代表者仮代表取締役　明田　　郁
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　朋樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時30分
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０１４号
札幌市中央区南４条西４丁目12―１　すずらんビル別館４Ｆ
債務者　たか松食品有限会社
代表者代表取締役　髙松　康晃
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増川　純人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３１４号
徳島県阿波市市場町香美字住吉本195番地１
債務者　有限会社クリアライフ
代表者取締役　妹尾憲一郎
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　順也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前10時
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５８６号
名古屋市瑞穂区井の元町62番地
債務者　株式会社ＯＺＡＸＥ
代表者代表取締役　小澤　卓実
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５８７号
名古屋市瑞穂区井の元町62番地
債務者　ＯＺ　Ｃｌｅａｎｉｎｇ株式会社
代表者代表取締役　小澤　卓実
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７４号
東京都新宿区西新宿三丁目３番13号西新宿水間ビル６階
債務者　株式会社メディウェイズ
代表者代表取締役　小林　　靖
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　俊行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７４号
山口県岩国市今津町一丁目６―９
債務者　めだか工業株式会社
代表者代表取締役　岩本　雄大
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前11時30分
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第３８６号
静岡県沼津市大諏訪33番地の18
債務者　東秀架設株式会社
代表者代表取締役　鈴木　秀明
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮山克己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１６６号
愛知県豊川市豊川元町54番地
債務者　株式会社セリエス
代表者代表取締役　藤木　　暁
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩月　吉央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３１６号
石川県白山市乾町46番地３、商業登記簿上の本店所在地石川県白山市乾町46番地３
債務者　ディレクト株式会社
代表者代表取締役　四方　和昭
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山腰　茂広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月26日午前10時
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８８１号
さいたま市緑区原山三丁目２番10号
債務者　株式会社アズマ
代表者代表取締役　小川　大介
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月１日午後３時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６０９２号
東京都港区虎ノ門１丁目23―２―4402
債務者　匂坂　友亮
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６０９３号
東京都港区白金１丁目２―１―Ｅ1205
債務者　鎌田光一郎
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後２時45分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６０９４号
東京都新宿区市谷本村町２―６―1402
債務者　杉山　　剛
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１９８号
福島県二本松市本町一丁目６番地20
債務者　高野　知典
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２６９号
茨城県土浦市藤沢3482番地１
債務者　片岡　三郎
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　直人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２５０号
茨城県那珂郡東海村大字船場741番地19、前住所茨城県那珂郡東海村大字石神内宿1166番地２
債務者　金澤久美子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月２日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２４９２号
神奈川県海老名市中新田２丁目８番５―303号
債務者　有賀　真樹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉伸一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月12日午前11時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４６４号
神奈川県藤沢市遠藤2008番地の29　ブリーズ106
債務者　米村　羅一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田丸　明子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２６０号
横浜市磯子区森が丘１丁目18番24号
債務者　石田　　眞
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　泰朗
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９００号
東京都小金井市東町４丁目41番５号〇Ｚ壱番街Ｂ棟102
債務者　有馬　靖了
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　淳子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９５２号
東京都八王子市元本郷町３丁目14番地市営団地１号棟202号室、住民票上の住所東京都八王子市元本郷町２丁目19番７号
債務者　清水　祐麻
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　正晃
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７５９１号
東京都世田谷区上北沢５丁目24―７―103
債務者　富樫健太郎
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場乃里子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６４０号
東京都文京区関口１丁目13―６―202
債務者　白井　芳枝
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　大門
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６７０号
東京都江東区北砂６丁目13―４―102
債務者　大塚　舞
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新森　圭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６７１号
東京都世田谷区玉堤１丁目９―22―207
債務者　高村　公介
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　岳人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６７９号
東京都葛飾区西新小岩１丁目２―５―505
債務者　溝尻　旬
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部陽平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９５号
東京都葛飾区新小岩２丁目８―15―501
債務者　磯部　武志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　嵩之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２７号
埼玉県さいたま市緑区東浦和３丁目17―26―201
債務者　徳田　真矢
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　康由
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７８８号
東京都文京区千石３丁目31―７―304
債務者　横山亜友美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　慎一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９９４号
東京都八王子市散田町５丁目18番１号ヒルバレーめじろ台207号
債務者　シンプソンなお美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩島のり子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７５８６号
東京都杉並区方南２丁目29―42―201
債務者　清川　恵理
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　裕和
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６３１号
神奈川県川崎市川崎区本町２丁目10―10―606
債務者　松谷　和哉
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　敏嗣
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６４４号
埼玉県朝霞市本町２丁目15―１―302
債務者　水野　真湖
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　政平　亨史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６４５号
東京都中野区東中野３丁目21―５
債務者　田中健太郎
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　凜太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０９号
東京都世田谷区弦巻５丁目15―３
債務者　小川　桂
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下紗耶佳
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２９号
東京都江戸川区船堀１丁目５―12―208
債務者　角田　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　幹司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７４６号
東京都江戸川区東葛西６丁目１―17　第６カネ長ビル503
債務者　中西　光雄
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　明
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０１５号
東京都多摩市愛宕１丁目１番地２―404
債務者　利根川勝明
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　圭輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３２５号
千葉県佐倉市井野1490番地５　ダイアパレス勝田台402号室、前住所千葉県佐倉市井野1586番地25　Ａ棟109号
債務者　山岡　大晶
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川さやか
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第７６３９号
東京都文京区弥生２丁目14―８―104
債務者　金城　拓真
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前山　暁子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６４２号
東京都大田区大森中１丁目11―５―403
債務者　常盤　　勤
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野沢　俊憲
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６７６号
東京都新宿区原町３丁目37　第二村田ビル202
債務者　佐々木ゆりえ
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲條　真以
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６８９号
宮崎県宮崎市大淀３丁目２―38
債務者　池田　玲子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本幸太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９１号
東京都江東区平野３丁目８―11―207
債務者　小金丸典子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雪丸　真吾
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７１５号
東京都新宿区大京町12―10―306
債務者　有田　真志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯澤　　聡
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７６０号
東京都江戸川区中葛西５丁目４―14―205
債務者　西村　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　悴田　美生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７９２号
東京都品川区西中延１丁目９―18―403
債務者　福田　　豊（旧姓松岡）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５９６号
東京都中野区大和町４丁目50―29
債務者　小泉　健太
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　一志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６８４号
東京都大田区蒲田４丁目40―13―402
債務者　遠藤　好昭
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横川　勇樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６８６号
東京都中野区本町４丁目30―16―706
債務者　関本　貴紀
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　昌裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７４２号
東京都渋谷区本町４丁目９―１―202
債務者　加藤　知佳（旧姓松本）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　宏平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７４３号
東京都渋谷区本町４丁目９―１―202
債務者　加藤　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　宏平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７６８号
東京都中野区東中野４丁目20―19―404
債務者　野村　武弘
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　千花
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７６９号
東京都中野区東中野４丁目20―19―404
債務者　野村　泰寛
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　千花
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７９７号
東京都中野区本町６丁目22―25―203
債務者　川村　光史
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蟹江鬼太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７７５号
埼玉県志木市館二丁目４番８―904号
債務者　小林　　靖
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　俊行
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月10日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３１９号
千葉県印西市吉高1886番地115
債務者　佐々木義明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　　剛
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１２４号
富山県高岡市上黒田381番地84、前住所広島市安芸区矢野南一丁目７番10号
債務者　高柴　光子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　敏彦
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第７１１号
栃木県鹿沼市口粟野913番地
債務者　樽見　正衛
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　真道
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７７８７号
東京都豊島区西巣鴨１丁目８－３－206
債務者　新里　正章
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　洋平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５７２号
東京都世田谷区下馬５丁目19―７　ソラシアレジデンス学芸大学Ⅱ102
債務者　高橋　子竜
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　俊彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６６７号
東京都文京区湯島３丁目18―10―310
債務者　井上　裕之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　淳
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７８０号
神奈川県横浜市中区石川町１丁目54―２
債務者　渡邊　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相羽　利昭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１６号
静岡県浜松市浜名区細江町中川2441番地の１　ルネ・シャリオＡ103号室
債務者　松田志保実
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根木　孝久
4　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２４５７号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町262番地　ウインドヒルズ101号室
債務者　常岡美惠子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　泰樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６８３号
横浜市南区二葉町２丁目17番地31
債務者　堀田　弘行
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　数規
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月17日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７６７２号
東京都大田区西六郷１丁目10―５　ソニア２Ｆ
債務者　秋元　政人
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　健司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６７７号
東京都荒川区東尾久４丁目５－１－201
債務者　守田　友則
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松久　僚成
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７１３号
東京都板橋区栄町20－９－202
債務者　石山しづか
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　公悟
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６２６号
東京都江戸川区中葛西６丁目12－９－102
債務者　依田みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　将貴
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月19日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７６３号
東京都練馬区上石神井１丁目31－29　ヒルントヒルズ上石神井Ａ　104
債務者　瀬波　真紀
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　康博
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月25日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６３７号
東京都新宿区高田馬場１丁目28－７－1008
債務者　宇佐美　琢
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　恵太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月26日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６６９号
東京都板橋区高島平８丁目16－８－403
債務者　小沼　智恵
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮島　哲子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年３月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年３月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５６号
東京都荒川区荒川１丁目８－２
債務者　大山　莉歩
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　貴裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年３月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９９号
東京都板橋区徳丸７丁目２－７－201
債務者　ホアン　ディン　タイ
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷貝　彰紀
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年３月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年３月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２３号
栃木県宇都宮市宝木本町1246番地７　アムールアドニスⅠ－102
債務者　小宅　正浩
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　幹哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第８３３号
北九州市門司区黄金町２番24―702号
債務者　友村加津江
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７１号
兵庫県西脇市高嶋町208番地の１
債務者　梅本　健次
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡瀬　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第６４号
香川県綾歌郡宇多津町2805番地11（ガーデン・スクエアＴ・Ａ－Ⅱ－103）、前住所香川県丸亀市本島町泊34番地２
債務者　山内　　彩
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第６７号
福岡県大牟田市萩尾町２丁目86番地２
債務者　松永工務店こと松永　雄一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉垣　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第４２１号
福岡県中間市鍋山町５番15号　タウニィー大久保Ａ　202号、前住所福岡県中間市桜台１丁目11番１号
債務者　梶原　京子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４２２号
福岡県中間市鍋山町５番15号　タウニィー大久保Ａ　202号、前住所福岡県中間市桜台１丁目11番１号
債務者　梶原　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８３０号
北九州市八幡東区帆柱１丁目10番22―406号
債務者　北川　博章
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梁　　智元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８５号
函館市青柳町15番６号
債務者　大浅　正和
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　元熙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第７８６号
北九州市小倉北区神岳１丁目１番55号、前住所北九州市小倉南区下曽根３丁目９番16号
債務者　山田　太一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天久　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７８７号
北九州市小倉北区神岳１丁目１番55号、前住所北九州市小倉南区下曽根３丁目９番16号
債務者　山田　由香
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天久　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８３６号
北九州市八幡西区本城１丁目６番18号
債務者　松永　純果
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１３８８号
宮城県塩竈市藤倉一丁目19番１号
債務者　菅浪　昌平
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時５分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０９５号
仙台市若林区一本杉町７番１号
債務者　橋浦　道子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　　響
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１４０号
仙台市泉区松陵２丁目１番地の２　県営松陵住宅１―205、従前の住所仙台市宮城野区幸町３丁目５番４―407号
債務者　岩佐　昌泰
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１３５号
茨城県常総市水海道本町2571番地２　ベースマリーナ202号室
債務者　篠崎　孝行
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江村　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１５７号
滋賀県彦根市野良田町340番地８（303号）
債務者　山口　優介
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第５４４号
岡山市東区吉井88番地
債務者　徳田　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東川　芳美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５５号
岡山市東区西大寺松崎248番地190　サンエイト102号
債務者　政森　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　佳奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０９４号
広島市西区南観音２丁目２番41―517号
債務者　三浦　　康
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺西　環江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０８号
広島市西区打越町10番12―402号
債務者　栗栖　勝弘
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田憲太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１６号
大分県中津市沖代町２丁目７番41号
債務者　石川のどか（旧姓漆島）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西畑　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２６５号
福島県郡山市東原２―76、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚209番地30
債務者　山崎　洋平
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第３２９号
茨城県那珂郡東海村大字須和間1373番地
債務者　松本　育実
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２０３号
茨城県水戸市元山町１丁目２番59号　リズムビル312号、前住所千葉県富里市日吉倉24番地（成田プリンスハイツ208号）
債務者　伊藤かおり
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　義信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２５８号
茨城県水戸市城東３丁目２番73号　コーポ蓮池Ｂ棟102号
債務者　小澤　圭梧
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　雅子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第５６２１号
大阪市旭区清水３丁目32番16号　ピースフルコート　401
債務者　山岡　淳次
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和　義章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２５号
神戸市西区竜が岡２丁目15番地の７　ＲＹＵ’Ｓマンション104号
債務者　石川　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　佳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
和歌山県岩出市安上192番地の10（106号）、前住所和歌山県岩出市西国分558番地の13
債務者　ＡＴＬＡＮＴＩＳ　ＣＩＴＲＯＮこと山本敏之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　惣谷　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８０６号
北九州市小倉北区上到津２丁目４番８号（菜摘館202）
債務者　花野　泉美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２７９１号
大阪市中央区谷町７丁目２番７―1101号
債務者　樋口紗耶香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木元起
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４６５号
大阪府高槻市辻子３丁目69番21号
債務者　千原　雄太
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中津慶太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６１号
高知市桟橋通４丁目１番15号　アーバンスクエア406、旧住所神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢東町８番14号　ヒルサイド横浜ＰＡＲＴⅠ・102号
債務者　小松　隆二
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７８５号
代替住所Ａ（旧住所　北九州市八幡西区上の原２丁目２番17―101）
債務者　前畑　まや
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村里　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１６１８号
埼玉県川口市領家１丁目16番８号　１階１号
債務者　創美プランニングこと　進藤　昭浩
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯野　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６０９号
千葉市中央区富士見１丁目５番12―508号
債務者　福田　匡記
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７４８号
千葉県浦安市当代島３丁目５番６―202号　第２早川マンション
債務者　澤田　　晃（旧姓成田）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　達矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５７６号
兵庫県尼崎市潮江１丁目20番１―804号
債務者　からからこと　長野　健司
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９号
兵庫県洲本市炬口２丁目２番32号
債務者　矢持　典子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　拓哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第８２号
福岡県田川市大字糒1700番地314
債務者　栗林　初美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　休場　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第１９０号
群馬県高崎市高関町318番地１　ポレスター高崎テラス1402号
債務者　兵藤　彩花（旧姓勝山）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　翔也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第３９０号
埼玉県深谷市東方4273番地１　リハウス＃Ａ棟
債務者　小髙　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３１１号
福井市灯明寺２丁目1602番地
債務者　加藤　善弘
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時25分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４９８４号
大阪府豊中市西泉丘３丁目11番５―305号
債務者　岸　　義之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　健男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９５０号
神戸市北区道場町日下部675番地
債務者　ＮＥＶＥＲ　ＤＥＳＩＧＮこと　上垣　政理
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３６５号
奈良市西ノ京町１番地の43
債務者　山口　　峻
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市ノ木山朋矩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６８９号
千葉県市川市新井３丁目５番１―1412号（オーパスホームズ南行徳）
債務者　内山　茂幸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７４７号
千葉県八千代市高津1196番地７　グリーンハイツ石井Ｄ―509
債務者　峯友奈津子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五月女智昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８３５号
愛知県岩倉市下本町真光寺221番地７
債務者　今井　直弥
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒山　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６８３号
栃木県日光市足尾町上間藤９番23号
債務者　神山　修一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮尾　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５８３号
名古屋市中区栄５丁目10番14号　ルイ栄501号、受任通知上の住所愛知県一宮市今伊勢町馬寄字山島16番地１　セントレア今伊勢２―Ｄ
債務者　宮元　楓己
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　知行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５２７９号
大阪府東大阪市寿町３丁目10番３号　ＹＯＵハイム寿　305号
債務者　Ｎａｌｕ建装こと高島法寛こと　高　法寛
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳田　清史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６１号
盛岡市みたけ三丁目30番39号
債務者　佐々木忠弘
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝浦のぞみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１４６号
茨城県稲敷市江戸崎甲4705番地７
債務者　山﨑　　晃
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大関　太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１８０２号
千葉県船橋市緑台２丁目11番５棟101号
債務者　松本　優未
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２６３４号
神奈川県海老名市柏ケ谷１丁目12番32―101号
債務者　高橋　有希（旧姓高風）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大城　基樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２９８号
奈良市帝塚山中町１番６号
債務者　江本　達夫
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸城　杏奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２４号
大阪府寝屋川市八坂町24番６―203号　ロイヤルライフ八坂、申立時の住所奈良市南京終町755番地の７
債務者　戎　　凱斗
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　恒平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４４号
奈良県天理市下仁興町1554番地
債務者　奥田　源幸
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１７号
沖縄県中頭郡北谷町字砂辺301番地４　サンセットスナベ301
債務者　松田　寛文
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　修太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１６６７号
千葉市花見川区千種町337番地１　千種台ハイツＢ棟204号
債務者　酒井祐里佳
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中間　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７８８号
千葉県習志野市屋敷３丁目12番30号
債務者　佐野あゆむ
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒坂あやの
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２４７７号
愛知県弥富市鎌島８丁目1005番地４
債務者　土肥　嵩史
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７６２号
埼玉県入間市大字仏子1035番地15　仏子団地８－106
債務者　磯口　直博
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門倉　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８１１号
埼玉県所沢市東新井町121番地の３　セルサスハイム201
債務者　徳冨　実里（旧姓近藤）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前園　進也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１１８０号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町１番地メゾン嵯峨203号
債務者　岩本　早苗
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　茉実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４３号
京都府京丹後市大宮町河辺1048番地の２　ハル・フォーレⅡ　102号
債務者　中村　正孝
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　英紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第２３８号
長崎県長崎市石神町35番13号
債務者　前畑　行伸
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　孝聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０１５号
札幌市中央区南23条西９丁目３番２－２号ラフィネ山鼻Ｓ23－403号
債務者　髙松　康晃
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増川　純人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２０７号
札幌市南区南35条西10丁目９番13号
債務者　山﨑　真実（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　拓哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８号
北海道帯広市西16条南６丁目22番11号
債務者　坪倉　孝介（旧姓石舘）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第５９４号
兵庫県西宮市生瀬東町35－10、住民票上の住所兵庫県西宮市生瀬武庫川町２番４－607号
債務者　吉井　寿和
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嘉藤　憲暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１５０９号
千葉市美浜区浜田１丁目４番地　日神パレステージ海浜幕張709号
債務者　石井　範道（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　拓朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６４３号
千葉県船橋市西習志野２丁目９番17号　アタミハイツⅡ－102号
債務者　池田　邦浩
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　園子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６０４号
静岡市葵区瀬名６丁目29番36号　バーンズＤ－202、旧住所静岡市葵区瀬名３丁目46番30－203号
債務者　相原　義信
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９８号
栃木県栃木市大森町439番地２　ひばりガーデンＡ102、前住所神奈川県三浦郡葉山町一色1319番地　ロスピック葉山Ａ201
債務者　稲葉　浩之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第２５８８号
名古屋市東区葵１丁目９番24号　オープンレジデンシア葵フォレスト1201号
債務者　小澤　卓実
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５７４号
愛知県豊田市大林町11丁目７番地10　ビラ・モツアルト301号
債務者　かさい美創こと　河西　邦彦
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　真紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時25分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７０５号
埼玉県所沢市所沢新町2521番地の６　グリーンビレッジ101
債務者　番匠　知彦
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７４９号
埼玉県飯能市仲町10番27号
債務者　森　　純平
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　達人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５８８号
横浜市栄区長沼町618番地２　長沼熊谷ハイツ201
債務者　長谷川　聡
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　浩人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０号
長野県伊那市狐島4367番地１　ＲＡＮＵＮＣＵＬＵＳ101
債務者　春日　雅治
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　明良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第３８８号
静岡県沼津市山王台８番11号　山王台シルクマンション503号
債務者　小松　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重光　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第７５４号
埼玉県越谷市東越谷２丁目７番地６　エクシード東越谷202号
債務者　増田　　篤
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　侑樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２５２号
愛知県豊橋市草間町字平南31番地　タウンハイツ平南303
債務者　森　　篤史
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第６７４号
栃木県小山市大字立木1873番地１、前住所栃木県栃木市平柳町３丁目11番８号　プランドールＴＮＩ　105
債務者　麺蔵あつおこと　小林　篤雄
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓬田　一穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３４８号
盛岡市安倍館町１番１―803号、前住所盛岡市向中野字鶴子６番地２　ボンソレイユ202号
債務者　多田　大翼
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺泰明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第５５９号
愛知県西尾市一色町味浜中長割１番地１
債務者　稲垣　飛彰
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大見　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和９年２月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８７号
北海道北見市留辺蘂町宮下町１番地４
債務者　山内　　登
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第２４５号
群馬県安中市東上秋間1944番地
債務者　磯貝　　翔
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１７５７号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―19―409
債務者　田代　幸秀
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８３６号
埼玉県川口市中青木４丁目20番６―305号　センチュリー川口
債務者　吉田　利宏
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８３９号
さいたま市緑区東浦和５丁目14番地１　Ｓｙｌｐｈｉｄｅ205
債務者　山崎　歩里（旧姓石井）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４００号
埼玉県春日部市大衾573番地５　アネックスＳＥＫＩＮＥ205
債務者　中司満寿美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４８１号
埼玉県草加市谷塚上町398番地　パナハイツ杉Ｎｏ．１－102号
債務者　石井久美子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第８１５号
埼玉県入間市大字新久439番地27
債務者　大渕　和雄
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３３０号
埼玉県児玉郡神川町大字元原81番地１　みのり荘Ａ－１
債務者　堀川　郵政
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３５６号
埼玉県羽生市大字桑崎906番地１
債務者　千島　純也
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３９２号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目２番地11　ハイツユートピア103号、旧住所埼玉県白岡市高岩1771番地７
債務者　小野　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１１９４号
札幌市北区あいの里３条６丁目５番39号　ルアナⅢ101号
債務者　富樫　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８７０号
札幌市白石区本郷通４丁目南１番６－205号
債務者　港　　智久
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９６５号
北海道石狩市花川南２条５丁目148番地
債務者　濵島　　悠
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７７号
札幌市中央区北13条西15丁目４番１－201号
債務者　小沼　千夏（旧姓若山）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９８２号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番９－303号
債務者　関根　　司（旧姓太田）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９８９号
札幌市北区北31条西11丁目１番１－106号
債務者　藤田　孝代
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２００４号
札幌市豊平区平岸４条６丁目３番11号　２号
債務者　齊藤　知美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０２６号
北海道江別市大麻中町３番地　Ａ９－106
債務者　猪村　真樹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０６５号
札幌市北区麻生町１丁目７番９－403号
債務者　橋本　　堇
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０７１号
札幌市白石区中央３条５丁目４番30号
債務者　南江　昭子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１７６号
札幌市西区発寒３条１丁目６番19―406号
債務者　三浦　静流（旧姓山下）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１９５号
北海道石狩市花川南３条３丁目43番地　丸長第５マンション５号
債務者　小泉　章嗣
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９号
北海道士別市東２条北８丁目３番地　北部団地Ｄ－203
債務者　土屋千恵子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　旭川地方裁判所名寄支部

令和８年（フ）第２２４号
釧路市鶴野東５丁目24番１号、前住所北海道千歳市富士３丁目13番１号　ジーエムエー103号
債務者　梅田　健太
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
釧路市星が浦大通２丁目５番123号　ピュアライフＫａｉｙｏ　２－Ｃ、前住所北海道千歳市青葉３丁目12番８－502号　サジタリウス
債務者　仲田　若那
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３号
北海道標津郡中標津町東27条北１丁目１番地17
債務者　小野寺新一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第３６号
北海道根室市光洋町４丁目４－30、住民票上の住所北海道根室市歯舞４丁目98番地３
債務者　成田　弘辰
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第３５０号
岩手県奥州市江刺岩谷堂字新地野道下57番地
債務者　菅原　里子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２０４号
群馬県邑楽郡板倉町大字籾谷1460番地の１
債務者　柏崎　莉奈（旧姓　池田）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第５４０号
愛知県岡崎市福岡町字久後21番地１　グランドコーポ甲子園　101
債務者　浅井　和雄
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５５８号
愛知県高浜市湯山町五丁目２番地５　エクセレントリブＡ－201号
債務者　鈴木真太郎
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２５０号
奈良県大和郡山市額田部北町621番地１　グランドソレイユ203
債務者　陽本尚希こと　陳　　力也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１３号
奈良県生駒郡平群町椿台４丁目１番20号
債務者　中村　明広
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２５号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目９番13－413号
債務者　井上　政信
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８３号
高知県吾川郡いの町枝川5811番地２　町営住宅枝川団地105号、旧住所高知県吾川郡いの町八田558番地２
債務者　産田　　文
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８６号
高知市北本町１丁目４番10号
債務者　横井　秀明
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０２号
高知市神田337番地１　メゾン神田Ｂ棟101、旧住所高知市神田526番地49　杉本ハイム１階東号室
債務者　安岡眞由実
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２６号
岩手県滝沢市葉の木沢山368番地26、前住所石川県河北郡津幡町字庄リ57番地１　ボヌールＭⅡ　201号
債務者　渡邊　真恵
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１０２号
福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下784番地
デンファーレ103号室
債務者　倉戸　来喜
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１５００号
東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目１番地１ルイシャトレ国分寺イプセ309
債務者　茅根　尚美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８７５号
東京都羽村市羽西一丁目５番42号コーポサンフラワー106
債務者　佐々木教子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６２号
新潟県上越市大字土橋1803番地20　ハイツラベンデール　205号
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第２９０号
香川県高松市由良町804番地
債務者　安田　圭吾
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４５号
香川県三豊市豊中町比地大1786番地２　Ａｉハウス202号室
債務者　松岡　　賢
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第３５号
愛媛県大洲市徳森512番地30、旧住所兵庫県南あわじ市市十一ケ所10番地47　メゾンせせらぎⅡ　２Ｆ－１号
債務者　中須賀智也
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第７０６号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台六丁目１番地２家族の家ひまわり宝積寺207号、前住所栃木県宇都宮市南大通り１丁目７番７号　南大通りハイツ－301
債務者　小林　陽一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４１５号
千葉県船橋市坪井東５丁目６番11号　アルページュ201号
債務者　石原　麻実
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４２０号
千葉県船橋市高野台３丁目14番２棟108号
債務者　若本　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４２３号
千葉市稲毛区天台２丁目５番17－２号　アーク天台301号
債務者　西内由香里
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４８１号
千葉市中央区旭町４番18号　Ｒｅ　Ｌｉｆｅ旭町
債務者　野崎　政雄
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３５号
千葉市中央区松波２丁目15番８号　フォレスト西千葉１Ａ号
債務者　金子　良夫
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３６号
千葉市中央区松波２丁目15番８号　フォレスト西千葉１Ａ号
債務者　金子　五月
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４１号
千葉県市川市香取１丁目２番11―301号　（サンシャトレー）
債務者　風間　大哉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５７４号
千葉県市川市宝２丁目４番５－203号　（フローレンス宝）
債務者　鈴木　朱翔
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６４１号
千葉市美浜区幸町２丁目15番４棟207号
債務者　小川美佐子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６４６号
千葉県船橋市金堀町195番地　豊寿園
債務者　足立美惠子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６５０号
千葉県習志野市鷺沼台３丁目15番27号
債務者　秋山　智春
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６５３号
千葉県八千代市ゆりのき台４丁目１番地15
２棟903号
債務者　道振　政男
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６５６号
千葉市中央区千葉寺町692番地12　リーフ千葉寺102号
債務者　伊良皆　卓
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６７７号
千葉県船橋市三山５丁目45番１号　ビバハイツⅠ―202号
債務者　佐藤　　錬
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９３号
千葉市中央区大巌寺町188番地９　アスフォート201号
債務者　飯塚　勇樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９６号
千葉県習志野市本大久保５丁目３番10―302号
債務者　林　　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７００号
千葉県市川市香取２丁目７番24―202号（リバーサイドパレス）
債務者　玉城　奈々
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７０１号
千葉県船橋市本町４丁目20番１号
債務者　海老原将之
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７０３号
千葉市若葉区みつわ台５丁目２番13―３号
債務者　福田　貴久
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７０４号
千葉県習志野市藤崎１丁目９番16号　リリーフ習志野寮
債務者　谷口　利満
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７０６号
千葉市中央区大巌寺町343番地４　コーポ東台Ｂ棟206号
債務者　津田　朋宏
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１１号
千葉県市原市国分寺台中央２丁目15番地３
キャンパスほんごう広田204号
債務者　木村　謙治
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１４号
千葉市中央区寒川町３丁目67番地１　レオパレスハーバーサイドＥ棟107号
債務者　高井　紫帆
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１６号
千葉市稲毛区稲毛３丁目５番12号　ユニオンピア稲毛402号
債務者　高橋翔太郎
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７３２号
千葉市中央区千葉寺町1196番地４　サンモール千葉寺103号
債務者　中村　一明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７６８号
千葉県市川市東菅野４丁目28番２号　（マーガレットハイツ101）
債務者　大槻　省悟
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７８９号
千葉県八千代市八千代台南１丁目19番７号　モアハイツ１－Ｈ
債務者　袴田　　博
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４７７３号
大阪府吹田市原町２丁目14番24号　(303)
債務者　井上　耕二
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８３号
大阪市港区市岡１丁目19番２号　エスポワールＩ　301号
債務者　菅　　和子（旧姓松田・林）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３３号
大阪府大東市諸福６丁目３番15号　トワメゾン302号
債務者　岡村　孝広
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９５８号
大阪府守口市佐太中町６丁目52番８号、前住所大阪市旭区大宮１丁目４番７号
債務者　松山　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００５号
大阪市住吉区我孫子東１丁目６番４－208号
債務者　藤巻　　孝
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２９号
大阪市港区磯路２丁目22番20－205号、前住所和歌山県田辺市文里２丁目17番９－１号
債務者　遠藤　麻希
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１６５号
大阪市生野区巽北３丁目11番11号　メゾン北巽　402
債務者　亀谷　伸二
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１７０号
大阪市城東区永田１丁目２番８－1006号
債務者　梅ノ井奈津子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８３号
大阪府枚方市西牧野２丁目６番９－22号
債務者　渡邉　公彦
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２２３号
大阪市住吉区遠里小野１丁目９番２号　アビコハイツ　102号、前住所大阪市住吉区遠里小野５丁目10番35号
債務者　加藤　梨世（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３２号
大阪府枚方市高田２丁目２番12号、前住所大阪府門真市垣内町15番７号　ヴァンベール垣内107号
債務者　榎本　梨沙（旧姓杉本）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２５３号
大阪府門真市向島町13番30号
債務者　市川　敏彦
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７５号
大阪府東大阪市足代南１丁目６番10号　コーポサンクス　101号
債務者　山田　栄治
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４８０号
大阪市西成区北津守４丁目８番16号　ハイツレスト21　203号
債務者　上原　健一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４９１号
大阪市浪速区難波中３丁目16番11－307号
債務者　重田菜都乃（旧姓石村）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５３７号
大阪市都島区毛馬町５丁目４番25号　チェリーブロッサム　205号
債務者　藤方　　優
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７２９号
大阪市城東区今福西５丁目１番16号　アインス蒲生　６Ｅ
債務者　吉本　和則
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７３２号
大阪市城東区野江２丁目16番25―307号
債務者　阪東　忠晴
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７５６号
大阪市大正区小林西２丁目11番10号　201号
債務者　齊藤　美香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８３２号
大阪市西成区天下茶屋３丁目25番12号　ハイツ泉
債務者　土居　幸次
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６号
岩手県奥州市水沢台町６番16号　Ｓｔｒｅａｍ　Ｓｔｙｌｅ310　Ｂ棟　205号室
債務者　中川　　治
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第１２０３号
仙台市青葉区霊屋下７番６号　フローラルフラッツ103
債務者　仲田　弥生
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０１号
宮城県石巻市門脇字二番谷地13番地312　市営二番谷地復興住宅１―12号、前住所宮城県名取市植松四丁目10番15―101号　コーポ石橋Ｂ
債務者　近藤　麻璃
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第３４号
宮城県気仙沼市古町一丁目８番73号
債務者　須藤　麻紀
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第２７０号
茨城県つくば市松代３丁目18番地１　サンビレッジＡｂｂｅｙ　Ｂ棟203号
債務者　ジャンヤン（ＺＨＡＮＧ　ＹＡＮＧ）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２８９号
茨城県石岡市北府中三丁目１番５号
債務者　小松﨑美明
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２９１号
茨城県つくば市水守1598番地１
債務者　平塚　文夫
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１５７号
茨城県牛久市南５丁目14番地４（緑ヶ丘ハイツ101）
債務者　佐藤　勇太
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第７６号
茨城県神栖市日川245番地１　アルコ・イーリス104
債務者　伊藤　昇弥
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第１７８３号
東京都三鷹市井口２丁目16番２―102号
債務者　斉藤　　司
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５９号
東京都八王子市大船町231番地44
債務者　川島　航明
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８６４号
東京都小平市天神町３丁目１番７号スターハイム小平213号
債務者　金子　辰吉
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８７６号
東京都立川市富士見町６丁目48番31号第一ハイツ立川307号
債務者　島本　竜弥
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８９３号
東京都八王子市絹ケ丘３丁目53番11号コスモハイツユギ101号
債務者　林　　順子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５３５号
川崎市幸区小向町３番３号　アルテ小向108
債務者　藤本さち子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８３３号
川崎市川崎区川中島１丁目12番11―202号　サンウィスタリア
債務者　佐々木辰生
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８６５号
川崎市多摩区登戸1302番地　ロイヤルドーム1302　103
債務者　堅田ひろ子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３４６号
新潟市東区逢谷内４丁目４番14号　サザンハウス101号
債務者　大牟田祐希
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９７号
新潟市東区紫竹７丁目31番７号　リヴェールＵ202号
債務者　内山　香織
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６７号
新潟市江南区城山３丁目１番19号　グラスコート401号
債務者　永井　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９５号
長野県東御市羽毛山1108番地５
債務者　小泉　　廉
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第２１２号
長野県塩尻市大字洗馬2168番地
債務者　三溝志津香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２３６号
長野県松本市蟻ケ崎３丁目４番Ｅ―301号　県営住宅
債務者　秋野　朋代
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３８８号
岐阜市則武西２丁目23番10号（ハイツ神明Ｅ103号室）
債務者　伊藤　晴夫
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４５５号
岐阜市八坂町３番地１（山田ハイツ　Ａ―奥）
債務者　パドュア　ロナ　ドゥンガオ（ＰＡＤＵＡ　ＲＯＮＡ　ＤＵＮＧＡＯ）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４６４号
岐阜市西鶉４丁目84番地（メゾン・ド・伊藤Ⅲ　102号室）、前住所岐阜県大垣市綾野５丁目125番地156
債務者　中嶋　弘之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第８２号
三重県伊賀市緑ケ丘本町1667番地の１　ヤスマンションＢ203
債務者　松岡　真一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２７１号
三重県桑名市大字蓮花寺979番地31
債務者　須原　康裕
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２７６号
三重県四日市市中部12番６号　シティライフ四日市５Ｂ
債務者　一ノ宮浩昭
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
滋賀県彦根市稲部町48番地１（203号）
債務者　八丸　大祐
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１８５号
滋賀県彦根市平田町378番地１（203号）
債務者　福岡　一寿
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１１２１号
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地32棟203号
債務者　西村　裕貴
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１４２号
京都市右京区嵯峨苅分町26番地25
債務者　西井　一博
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２６０号
奈良市三条添川町２－８　ＫＢＫ三条ビル403、住民票上の住所奈良市大宮町二丁目３番４－1003号
債務者　田中　麻衣（旧姓萩原）
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０４号
奈良市佐保台西町98番地　コートヒルズ502号
債務者　濵崎美貴子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１７号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７－408
債務者　渋谷　正則
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６１３号
岡山市中区江並288番地３　フォブール萩原105号室
債務者　安藤由貴子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５７号
岡山市北区奉還町一丁目10番15号　ウェーブレジデンス岡山駅西口301号室
債務者　鍜治谷　寛
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９１号
愛媛県新居浜市西の土居町二丁目２番26号　メゾンドルミエールＢ201号
債務者　兵頭　はる奈（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第５２６号
大分県別府市大字内竈3017番地の１　ラインハイムＳＴ－Ａ
債務者　藏座　敬章
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２７号
大分県別府市野口中町14番26号　永生会母子ホーム
債務者　小田　智美
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３６号
宮崎市中村東１丁目１番19号　アネックス宮崎ビル401号、前住所宮崎県都城市平塚町2880番地６
債務者　水谷　遥花
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３７号
宮崎市吾妻町129番地１　リバーサイド河村206号、前住所宮崎市吉村町大町前甲2200番地４
債務者　川邊　章雄
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３８号
宮崎市江平中町４番地１　丸栄ビル402号
債務者　徳益孝一郎
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４５４号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名2807番地１、前住所宮崎市清武町今泉丙2614番地14　ホワイトテラスＳ301号
債務者　帖地　　健
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４５４号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目67番地５　ライオンズ首里石嶺408
債務者　金城　大耀
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３２４号
沖縄県うるま市みどり町三丁目６番15号　ビラパインビュー308
債務者　田原　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第９９６号
千葉市緑区古市場町474番地195　古市場団地４棟305号
債務者　市川　明子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４３号
千葉市稲毛区長沼町74番地８　ＬｉｂＬｉｆｅ長沼
債務者　江野澤一美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４６８号
千葉市稲毛区小深町123番地９　グループホームｔｅｔｏｔｅ小深町、旧住所千葉市稲毛区宮野木町1755番地70　スカイパレス宮野木101号
債務者　大橋　　晃
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４９９号
千葉県市原市玉前1314番地１　市営出津住宅２棟204号
債務者　長谷川寛美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５０１号
千葉県市原市ちはら台西５丁目５番地４　サンセール陽光・市原Ｂ―202
債務者　淺妻　菜美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１０号
千葉県市川市新田２丁目21番５―303号　（ＳＫビル・Ｉ）
債務者　花澤　有紀
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７３９号
千葉県市原市五井2223番地１　アゾラーレ五井205
債務者　畠山　明奈（旧姓金子）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７７６号
千葉県船橋市二宮１丁目19番15号　ペイトンプレイスＡ棟201号
債務者　太田　良平
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７８０号
千葉市若葉区千城台南３丁目２番７棟104号
債務者　尾本　政子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８１１号
千葉市緑区おゆみ野南５丁目24番地２　おゆみ野パークハウス３番館107号
債務者　東條　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３１０号
千葉県佐倉市大佐倉300番地３、前住所千葉県佐倉市大蛇町723―３カシータサクラ203号室、前々住所千葉県市原市五井西１丁目３番地２
債務者　市川　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１６２号
富山県高岡市京町14番23―101号　フレグランス芳仙、前住所富山県高岡市野村923番地４サンビューハイム野村105号
債務者　藤澤　千恵美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２９７号
金沢市入江１丁目225番地　セジュールヴィルＡ101号
債務者　梅﨑　朝香
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１０号
金沢市米泉町９丁目49番地４　プランドールＧ・Ｖ号、従前の住所神奈川県厚木市下荻野121番地１　ＤＵＰＬＥＸ　ＢＬＯＯＭ　Ｂ―103
債務者　船木　静穂
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９７号
福井県鯖江市屋形町１番４号
債務者　坪内　法光
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９８号
福井県鯖江市鳥羽３丁目１番10―34号、旧住所福井県鯖江市上野田町第１号２番地16
債務者　佐喜眞弥生
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０７号
福井市花堂北１丁目６番16号　エルシー花堂206、旧住所福井市江守中１丁目101番地　江守センタービル301号
債務者　市村　彰広
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１４号
長野市大字栗田713番地１　ワコー栗田Ｎ棟202
債務者　神田　江美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１７号
長野市大字稲葉2351番地26　ナガノ喜楽105
債務者　平出　一夫
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５９５号
兵庫県尼崎市口田中１丁目16番32号　近藤方
債務者　新海麻衣子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６３８号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目37番地の17　ＧＳハイム塚口　205号
債務者　長岡　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６５３号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目６番２―206号
債務者　奥野美佐枝
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６５９号
兵庫県西宮市石在町19番１―604号
債務者　辻井　葵
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２５５号
兵庫県明石市魚住町清水2373番地の４　鳥本マンション202号、前住所兵庫県明石市魚住町清水2096番地
債務者　竹内　賀則
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
広島県呉市音戸町波多見１丁目６番46号
債務者　仲里　麻美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１２１号
広島県呉市坪ノ内町９番１―802号
債務者　竹内　光惠
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２１８号
徳島県徳島市南二軒屋町一丁目２番55号、旧住所徳島県徳島市国府町南岩延859―15　日の出ビル506
債務者　岸　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９５号
徳島県徳島市国府町和田字表５番地の２　ギャラック国府２棟42号室
債務者　佐藤　晋
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９９号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田76番地１　レインボータウン名田　Ｊ号
債務者　榊　美紀
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１１号
徳島県徳島市北沖洲四丁目６番45―102号　ソワ・リヴィエール、旧住所大阪府大阪市東住吉区今川８丁目９番23号　ヴィーブル和みＡ―103号
債務者　高島　直輝
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８号
高知県宿毛市西町４丁目２番20の２号棟207号、前住所京都府京都市右京区太秦京ノ道町９番地１　ハイツ京の幸　401号
債務者　岡花　静音
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第３７８号
沖縄県那覇市田原１丁目10番地１　コーポふでかけ山102
債務者　大坪　美保
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第８４号
青森県五所川原市松島町八丁目９番地１
債務者　長尾　明美
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８５号
青森県北津軽郡板柳町大字常海橋字松枝６番地１
債務者　舘岡　　望
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８７号
青森県五所川原市字蓮沼14番地　市営住宅12―13
債務者　川嶋　憲男
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第２６１６号
横浜市青葉区奈良町2743番地　ヒルトップ玉川学園201号室
債務者　山崎　麻美
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６７０号
横浜市旭区さちが丘145番地２　オーバーヒルズ壱番館504
債務者　國方　知愛
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０４４号
広島市西区庚午中１丁目10番21―306号
債務者　加藤　明彦
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３号
福岡県直方市溝堀２丁目３番37号　ソレイユ・ドミール溝堀A101号
債務者　宮原　　修
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第８４号
福岡県直方市溝堀２丁目３番37号　ソレイユ・ドミール溝堀A101号
債務者　宮原　真理
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第１１２７号
広島市西区庚午中４丁目９番９―201号
債務者　光森　公心
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５７号
青森市南佃２丁目21番８号　ＭＡＣ青森コート305号
債務者　伊藤　純子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで　青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７７号
青森県むつ市南町11番12号
債務者　松本千賀子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで　青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７８号
千葉県木更津市本郷２丁目３番５号
債務者　小野　麻衣
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１８７号
千葉県木更津市本郷３丁目２番７号　11号
債務者　栄　　俊一
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第９２９号
神戸市北区ひよどり台５丁目８番地　55棟103号
債務者　濱本美惠子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３５号
山口県宇部市北小羽山町１丁目４番７―202号
債務者　竹谷　綾香
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１４０号
山口県宇部市文京台３丁目10番15号　グループホーム　ＫＯＨＡＫＵ、前住所山口県宇部市東平原１丁目５番21―６号
債務者　田中　耀晴
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第５５号
栃木県那須塩原市西三島２丁目169番地２
サンライズウエストタウン406号
債務者　小森　美佐子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第５８号
山口県周南市若宮町１丁目34番地の９　レジデンス松重203号
債務者　中岡千重美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第７７５１号
東京都豊島区千早２丁目５―11―202
債務者　岡本龍太郎
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７５９号
東京都大田区大森西３丁目28―５―702
債務者　前田真由美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７９８号
東京都足立区保木間３丁目37―13―402
債務者　タカハシ　ジャンディー
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７９９号
東京都練馬区田柄２丁目51―15―802
債務者　根本　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８００号
東京都新宿区北新宿２丁目２―10―201
債務者　佐藤　友紀
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０１号
東京都板橋区幸町53―５―101
債務者　中村　謙二
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０３号
東京都北区神谷３丁目13―７―308
債務者　塗木　忠久
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０５号
東京都足立区東和１丁目18―16　タカネ第二コーポ202
債務者　吉田　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０９号
東京都足立区舎人３丁目11―４　パルメゾンＡ棟202
債務者　藤川　翔子（旧姓喜友名）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８１０号
東京都江戸川区南小岩２丁目15―26―104
債務者　渡邊　定男
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８１１号
東京都練馬区石神井町８丁目45―14
債務者　池畑祐美子（旧姓豊田）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８１２号
東京都墨田区東向島１丁目28―１―103
債務者　藤原　　幸
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８３９号
東京都江戸川区西瑞江３丁目17―17　西瑞江クラブ
債務者　藤澤　俊郎
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８４０号
東京都江戸川区大杉５丁目５－３―202
債務者　岡野　雅美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８４１号
東京都練馬区早宮１丁目25―１―307
債務者　伊藤久美子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８４３号
東京都中央区佃２丁目５―13―201
債務者　尾崎あかね
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８４７号
東京都北区王子４丁目１―12―508
債務者　飛田　　咲
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８４８号
東京都板橋区東新町２丁目３―２―102
債務者　小堀みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８４９号
東京都荒川区南千住８丁目４―13―704
債務者　杉本　　匡
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５２号
東京都江戸川区西小松川町28―５
債務者　星　　玲里
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５８号
東京都調布市八雲台２丁目15―12―219
債務者　松坂有希乃
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８９３号
東京都品川区戸越１丁目21―13―103
債務者　板場　俊祐
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９１０号
東京都練馬区関町北２丁目30―９
債務者　森　　圭司
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９１２号
東京都板橋区双葉町22―８―101
債務者　江頭　直幸
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５１号
東京都練馬区西大泉５丁目９―28　大泉エスポアー１　301
債務者　西山　悠里
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５７号
東京都目黒区柿の木坂２丁目９―８―203
債務者　水沼　麗菜
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８９５号
東京都台東区三ノ輪２丁目15―５―401
債務者　福島サイサモンこと　フクシマサイサモン
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５９号
大阪市城東区東中浜８丁目５番26号
債務者　田中　俊子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７８９８号
東京都練馬区南田中４丁目７―21―206
債務者　佐藤由起子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和８年（フ）第４４１号
栃木県日光市今市1218番地21　ラフォーレシャイニング101、前住所栃木県大田原市浅香３丁目４番49号
破産者　川上　智勝
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４５９号
栃木県鹿沼市引田2073番地１　Ｂ棟　Ｂ－５、前住所北海道苫小牧市元町１丁目４番10号
破産者　西村　克也
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８０号
栃木県宇都宮市平松本町372番地２　メゾンライトピュア202、前住所栃木県宇都宮市雀の宮７丁目23番40号　サンロイヤルⅡ202
破産者　尾田　　訓
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７４０号
千葉県浦安市当代島３丁目10番28号　ニッセイハイツ（101）
破産者　村岡　歩奈
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０４９号
千葉県浦安市猫実５丁目14番11―303号　須賀ビル
破産者　中村　孝志
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０５８号
千葉県市川市妙典４丁目３番31―303号　（グレースコート妙典）
破産者　田中　弘平
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第９３号
宮城県亘理郡山元町小平字北27番地の１
破産者　東北コンパウンド株式会社
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第２５３号
茨城県桜川市真壁町田156番地３
破産者　株式会社マルタニ商事
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第１８７号
（最後の住所）茨城県結城郡八千代町大字平塚2051番地１
破産者　亡石塚衛相続財産
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第７６２号
千葉県市原市五井西４丁目27番地13　レオパレスエル・ソールＢ202
破産者　秋山　颯人
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７９５号
千葉県八千代市大和田新田464番地１　ＬａＳｕａＣａｓａ．ＹＩ102
破産者　宮崎　汐里（旧姓菅）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８１１号
千葉県船橋市宮本７丁目５番12号
破産者　山下　　稜
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８２９号
千葉市中央区都町８丁目５番29号　ベル・メゾン202号
破産者　切替　周斗
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９２７号
千葉県市原市西国分寺台１丁目４番地15　グリーンハイム101
破産者　伊藤　輝彦
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０４３号
千葉市稲毛区園生町468―656
破産者　有限会社目黒新聞舗
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０４４号
千葉市稲毛区園生町468番地656
破産者　目黒　大介
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２０１号
千葉県市原市ちはら台南６丁目27番地11
破産者　宮　　茂樹
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１号
大分県豊後大野市大野町田中2251番地１
破産者　株式会社ＫＳ　ＡＵＴＯ　ＥＸＰＯＲＴＳ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和７年（フ）第１９７０号
埼玉県川口市江戸袋一丁目14番18号
破産者　合同会社ＲＡＤＩＡＮＴ　ＳＴＡＲ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２６０号
さいたま市桜区道場一丁目５番10―203号
破産者　渡辺工業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０４９号
埼玉県川口市大字藤兵衛新田222番地の２リヴィエール綾瀬103号
破産者　合同会社拓食会
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０９９号
さいたま市見沼区春野一丁目６番９―506号
破産者　株式会社ＪＣＫ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１９７号
埼玉県新座市新堀三丁目５番７―808号
破産者　合同会社ＲＳカンパニー
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６１３号
神奈川県川崎市麻生区黒川80―１セントラルビル２Ｆ
破産者　株式会社ビーエムエフ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３７８号
埼玉県所沢市向陽町2156番地の６　プラネ向陽１―102、商業登記簿上の本店所在地埼玉県所沢市岩岡町640番地47
破産者　株式会社アートテクニカＰ．Ｒ．Ｂ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４５５号
埼玉県川越市大字中福18番地４
破産者　株式会社町田創建
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１１５号
千葉県四街道市吉岡613番地29　（株）Ｓｕｎｒｉｋｏ内
破産者　上野　　翔
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第１８１７号
東京都中央区日本橋人形町３丁目３番５号
破産者　ファンチーム株式会社
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１１１９号
東京都国分寺市北町五丁目５番地９めぞん・ド・ジュネス国分寺203、開始決定時の住所東京都小平市学園西町１丁目１番18―206号
破産者　山村　沙織
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８８号
東京都小金井市前原町４丁目９番33号グリーンタウン前原205
破産者　久永　翔也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４６８号
東京都西東京市南町１丁目14番13号梓ハイツ203号
破産者　加藤　静華
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３７号
名古屋市中村区佐古前町20番20号
破産者　株式会社ＡＧＥＲＡ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７５号
名古屋市西区比良１丁目311番地
破産者　株式会社誠和
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９号
北九州市小倉北区浅野二丁目10番13号　サンパティーク浅野10号
破産者　株式会社三九
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第３６８号
沖縄県浦添市内間一丁目14番18号　てだこヒルズ103号室、住民票上の住所沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目234番地12
破産者　木村　善明こと　車　　善明
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第８８号
茨城県つくば市安食2517番地16
破産者　株式会社つくば建設
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第４６号
栃木県那須塩原市東三島５丁目73番地15　メルベイユＢ―102号
破産者　鈴木　憲一
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１１１１号
東京都西東京市田無町２丁目１番１―1613号
破産者　石山　一子（旧姓池田）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７６号
東京都小平市大沼町４丁目25番６号
破産者　服部　穂香
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８２号
東京都多摩市鶴牧２丁目21番地の17アクシイズ唐木田212
破産者　佐々木　彩
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１８号
東京都清瀬市中清戸一丁目609番地３リリーベル205号
破産者　中尾　幸司
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５３５号
東京都東大和市蔵敷３丁目766番地芝中住宅イ４―301号
破産者　鷹觜　博哉
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２４０８号
横浜市南区前里町３丁目80番地
破産者　三栄土地株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３６９号
兵庫県尼崎市東園田町五丁目98番１―206号
破産者　有限会社吉田建装
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５２号
徳島県板野郡上板町椎本字亀ノ本171番地６
破産者　株式会社フェイステック
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３８号
徳島市南昭和町一丁目35番地１―705
破産者　有限会社ティーエムシー
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第２４１号
釧路市貝塚１丁目３番５号、前住所大阪市東住吉区駒川１丁目21番14号　サンフラワー駒川　405号
破産者　高橋　一仁
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５８号
北海道釧路郡釧路町北都２丁目14番地11　ノースパレスⅡ101号室、開始決定時の住所　北海道釧路郡釧路町雁来２番地55
破産者　ケイシン工業こと　計良　広勝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６５号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条南３丁目３番地99、前住所東京都府中市白糸台１丁目53番地の13　シャルムコート白糸台103
破産者　小林　　進
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７１号
釧路市阿寒町北新町２丁目７番９号
破産者　大城　　匠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８９号
北海道川上郡弟子屈町字奥春別259番地29
破産者　フードセラピー森のいえこと　佐藤　眞澄
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３５０号
青森市造道３丁目21番21号　桃源
破産者　工藤　一彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１７９号
青森県三戸郡三戸町大字同心町字同心町平39番地４
破産者　北上　雄二
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第５９号
宮城県白石市小原字明戸25番地
破産者　大浦　　梢
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第４２号
宮城県石巻市中浦１丁目１番57号　プレサス中浦Ａ205号、前住所宮城県仙台市青葉区宮町１丁目６番28号　プラザ・ドゥ・リブレ207
破産者　新谷　宰生
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２５号
福島県白河市大字大溜目山43番地229
破産者　奥村　健一
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
群馬県伊勢崎市宮子町3464番地20　レオパレスエス・ワイ201
破産者　塩浦　庸吉
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第２９３９号
神奈川県座間市東原１丁目11番10―１号
破産者　小田　昌弘
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９９４号
神奈川県綾瀬市深谷南４丁目４番22号　サブリナ306
破産者　淺羽　翔太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２３９号
神奈川県大和市渋谷１丁目７番地13　コスモスビル201
破産者　浅子　龍司
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３６９号
神奈川県藤沢市大庭5304番地の１　藤沢西部アパート１―14―404
破産者　兼松　加奈
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５７４号
横浜市港南区日野２丁目60番14号
破産者　神田　悠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０４号
横浜市神奈川区六角橋３―15―20　ラ・メゾン横浜104、住民票上の住所横浜市港北区新吉田東７丁目16番１号
破産者　樋之口隼一
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２６号
横浜市保土ケ谷区峰沢町325番地１　ラポール三ツ沢236号
破産者　小林　和子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３１号
横浜市戸塚区矢部町1283番地１　ｇｏｏｄ　ｒｏｏｍ　ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ戸塚244号
破産者　高橋　拓也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０８号
横浜市港北区新羽町2188番地１　エスポアール新羽Ａ　102号
破産者　池　　礼子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１号
神奈川県横須賀市汐入町４丁目56番地17
破産者　村上　果南
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第５３４号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷239番地13、前住所神奈川県平塚市東中原２丁目16番７号　メゾン内河202
破産者　青木　里佐
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３７４号
新潟県新発田市豊町１丁目５番20号
破産者　平松　和弘
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字道賀新田1047番地
破産者　水戸部光則
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第６７号
長野県上田市浦野21番地79
破産者　加藤　卓也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第２５９号
静岡県浜松市中央区中島三丁目16番14号、前住所静岡県浜松市中央区神田町1430番地　6206
破産者　新谷　勇弥
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２８９号
静岡県浜松市中央区東伊場一丁目８番３号　稲元ビル東伊場302号室、前住所静岡県浜松市中央区肴町312番地の10
破産者　齋藤　英嘉
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２９０号
静岡県浜松市中央区東伊場一丁目８番３号　稲元ビル東伊場302号室、前住所静岡県浜松市中央区肴町312番地の10
破産者　齋藤　博美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１１７９号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地　ＵＲ都市機構洛西境谷東団地　５棟202号室、破産手続開始決定時の住所京都市西京区御陵峰ケ堂町二丁目３番地16
破産者　木村　晋作
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６４号
京都市山科区西野山射庭ノ上町156番地
破産者　Ｆｒｅｅ―Ｓｑｕａｒｅこと　小林　聡彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３２１号
京都市伏見区深草西浦町八丁目２番地１　ローズフラット　202
破産者　中村　勇策
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３０号
京都府亀岡市大井町小金岐北浦16、住民票上の住所京都府京都市西京区大原野東境谷町一丁目１番地　14棟202号
破産者　真艸嶺　利明（法定代理人成年後見人　福満　賢一）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第７５７号
広島県東広島市八本松南７丁目25番６号
破産者　道岡興業こと　道岡　和雄
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９２号
広島県東広島市西条町寺家6704番地５　フローレンス西条寺西グランドアーク304号
破産者　桑原　　誠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４５号
愛媛県今治市矢田甲491番地、前住所愛媛県今治市玉川町長谷甲1030番地61、前々住所愛媛県今治市広紹寺町２丁目５番11号
破産者　曽川　直樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第３８号
福岡県直方市大字山部407番地４
破産者　瓜生　公明
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第４３号
長崎県佐世保市折橋町14番12号、旧住所佐賀県伊万里市山代町立岩1851
破産者　山北　大貴
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第８７号
佐賀県唐津市和多田西山４番10号　プチパレ１番館203号、前住所長崎県諫早市久山台89番地18
破産者　山口　貴三
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第５９号
佐賀県唐津市東唐津１丁目６番７号
破産者　佐々木誠二
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第６６号
長崎県長崎市小ケ倉町１丁目241番地
破産者　松尾　雅則
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９５号
長崎県西彼杵郡時津町浦郷466番地１
破産者　竹永　　俊
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２００号
長崎県長崎市宿町221番地１　市営宿町第２アパート13棟303号
破産者　松本　憂樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目６番15―601号　大興マンション第５
破産者　寺田美由紀
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２０２号
沖縄県那覇市字国場870番地１　アベニューこくば503
破産者　阿波根　堇
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４１８号
奈良市東九条町960番地　県住姫寺団地５―302号
破産者　大西　佐代
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０７号
宮城県岩沼市土ケ崎一丁目２番54号
破産者　菅野　銀次
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１０９号
茨城県常総市水海道高野町725番地９
破産者　松枝　義明
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１０号
茨城県猿島郡境町大字染谷1534番地１
破産者　馬場　達矢（旧姓根本）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第９０号
栃木県小山市花垣町１丁目１番30号　ジョージアマンション302号
破産者　髙橋　直也
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１２号
大分県豊後大野市大野町田中2251番地１、（旧住所）大分県別府市大字鉄輪686―２　アルシオン602号室
破産者　佐々木康士郎
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第６５０号
札幌市豊平区平岸１条６丁目２番７―401号
破産者　松本　篤師
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２４０号
北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ526番地の１　富士見団地　６棟　32号室
破産者　中村　栄宏
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１１０号
千葉県大網白里市みずほ台３―26―20　レオパレスメルズ201号室、開始決定時の住所茨城県神栖市太田402番地　恵日荘２－５
破産者　有岡　　太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第５１号
茨城県鹿嶋市大字平井1128番地223　ハピネスヒルⅢ101
破産者　坂本　　光
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４０８号
埼玉県東松山市山崎町14番地30　ドルチェビータⅢ　302、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市大字藤兵衛新田232番地の１グランメール綾瀬101号
破産者　小林　舞（破産手続開始決定時の氏篠原）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５６６号
埼玉県川口市大字里1021番地の１
破産者　井上　康男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７０９号
埼玉県川口市東領家２丁目15番４―ハ号
破産者　関根　大策
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８５２号
埼玉県川口市東川口６丁目12番24号　パレブラン201号
破産者　矢田部尚子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９７６号
さいたま市北区吉野町２丁目220番地35
破産者　平松　和之
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０５０号
埼玉県川口市大字藤兵衛新田222番地の２リヴィエール綾瀬103号
破産者　佐藤　拓也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１００号
さいたま市見沼区春野１丁目６番９―506号
破産者　河田　健吾
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１２７号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲408番地10
破産者　渡邊　史也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１５８号
さいたま市大宮区土手町１丁目117番地１レオネクストみやび大宮212号室
破産者　小川　藍人
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１６５号
埼玉県加須市串作134番地３
破産者　福田　明生
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１７９号
埼玉県川口市前上町27番21―302号　コスモ川口グランステージ
破産者　関口　　翼
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３７９号
香川県丸亀市中府町３丁目10―13　グランドステータスペイソルＫ２　101号、住民票上の住所埼玉県所沢市向陽町2156番地の６　プラネ向陽１―102
破産者　金田　　剛
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３８０号
埼玉県所沢市向陽町2156番地の６　プラネ向陽１―102
破産者　金田　久玲
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３８６号
埼玉県狭山市中央１丁目33番８号
破産者　澤田　侑希
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４２７号
東京都中野区白鷺２丁目13番３―407号
破産者　山田　泰之
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４５６号
埼玉県川越市大字中福18番地４
破産者　町田　義行
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１７０２号
神奈川県鎌倉市鎌倉山４丁目12番48号
破産者　藤村紗耶香（旧姓吉野）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０４２号
横浜市旭区さちが丘145番地２　オーバーヒルズ壱番館204号
破産者　中井　　晃
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９１号
川崎市中原区下沼部1928番地　トラッドワカシマⅡ　203
破産者　森本　悟史
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５２１号
川崎市高津区千年823番地１　フローラハイム　205
破産者　藤倉　審典
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５５４号
川崎市麻生区上麻生６丁目31番31号　グレース小川　205
破産者　久留　泰之
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８１号
川崎市川崎区貝塚１丁目12番３―202号　モンテリーブロ貝塚
破産者　坂本　慎介
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３２７１号
名古屋市瑞穂区南山町17番地の５　第２中央ビルディング508号
破産者　今泉　秀子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８号
広島県広島市南区楠那町11番20号、従前の住所名古屋市千種区今池５丁目17番19号　ブルームライフ今池1003号
破産者　西角慎太郎
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１６号
名古屋市中川区西日置１丁目３番８号　西一ビル602号
破産者　アイメイドこと則武　亜実
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８６０号
神戸市東灘区西岡本３丁目12番16号　フェリス西岡本　202号、従前の住所神戸市東灘区青木２丁目２番１―521号
破産者　中西　直樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０７号
神戸市垂水区舞子台８丁目16番１―1102号
破産者　谷村　正喜
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６８８号
大阪市福島区吉野４丁目24番８―705号、開始決定時の住所岡山市南区藤田241番地11
破産者　足立　悠太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７６２号
岡山県高梁市成羽町下原495番地１
破産者　高木　　誠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１号
岡山市中区国富二丁目５番43号　クレオハイツ国富102、開始決定時の住所岡山市中区沖元492番地
破産者　稲田　芳樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３１２号
広島市南区東雲本町１丁目５番19―301号
破産者　柿沢　愛子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０号
北九州市小倉北区浅野２丁目10番13―407号、前住所北九州市小倉北区三萩野１丁目１番22―1003号
破産者　柳津　　仁（旧姓磯島）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５５７号
北九州市八幡西区則松２丁目４番９―606号、前住所北九州市八幡西区永犬丸３丁目９番３号（103）
破産者　大山えつ子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５５号
沖縄県沖縄市中央３丁目21番13号　アベニューマンション204
破産者　上原　隆行
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第６３号
函館市昭和１丁目10番19号
破産者　松村　純生
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第２００号
宮城県大崎市田尻中目字大田57番地
破産者　佐々木健太
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１００号
宮城県石巻市前谷地字中埣63番地５　クラッシモ102号、前住所宮城県仙台市宮城野区高砂２丁目18番地の８　銀杏館103
破産者　佐藤　翔太
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２５号
山形県新庄市十日町6373番地の15
破産者　加藤美友紀
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第１７６号
茨城県つくば市酒丸51番地１、前住所茨城県つくば市松代１丁目21番地28
破産者　宇津木佑樹
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２０２号
茨城県石岡市総社二丁目８番24号
破産者　前野　雅彦
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１１３２号
横浜市青葉区しらとり台62番地１　Ｎｏｖｅｍしらとり台７号
破産者　高熊　千帆（旧姓船吉）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２１号
横浜市磯子区西町11番８―303号
破産者　裵　　炯烈
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７４７号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸３丁目８―25―１、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市共恵１丁目10番27号
破産者　中村　　剛
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８３号
横浜市保土ケ谷区上菅田町478番地１　グランデール204号
破産者　吉田　幸佑
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９３８号
横浜市南区日枝町３丁目75番地　藤和シティホームズ横浜吉野町301号
破産者　齊藤　政人
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５号
新潟県三条市塚野目３丁目９番45号
破産者　岡田　正郎
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第８４号
長野県上田市上田82番地３　コーポミナミ２号
破産者　與板　拓真
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１２４号
静岡県浜松市中央区上浅田一丁目９番29号しおかぜ浅田、前住所静岡県浜松市中央区大原町187番地　大原ケアハウス201
破産者　増井　政章
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１５７号
静岡県浜松市中央区葵西二丁目17番20号　マンションみずほＶ　303
破産者　森　　裕道
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第６５２号
京都市伏見区羽束師鴨川町232番地、前住所京都市伏見区久我森の宮町15番地139
破産者　牧　　弥生
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第５３０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目18番８号フォレ南武庫之荘ＷＥＳＴ201号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町６丁目６番23号富貴苑202
破産者　笠本理沙子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３７０号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目96番地の１　童人　504
破産者　吉田　　透
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４４２号
兵庫県尼崎市開明町１丁目68番地の１
破産者　ラナ　浩子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第３１５号
徳島県小松島市和田島町字遠見85番地の131
破産者　成川　恵美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４８号
徳島県徳島市鮎喰町２丁目４番地の12
破産者　黒上　真人
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５３号
徳島県板野郡板野町大寺字苅辺裏５番地１、旧住所徳島県板野郡上板町椎本字亀ノ本171番地６
破産者　村上　　正
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３９号
徳島県徳島市佐古三番町１番13号
破産者　生田　素久
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２００号
徳島県徳島市庄町１丁目14番地の６　パークハイツ304
破産者　笹川　善弘
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６９号
高知市上本宮町７番地
破産者　深田　和志
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２０号
高知県南国市大埇甲2003番地　レジデンスコンフォートＢ104
破産者　小林　孝二
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第９５７号
北九州市門司区社ノ木１丁目２番11―401号
破産者　眞邉　　悟
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５６０号
北九州市八幡西区幸神２丁目３番16号
破産者　松野　和斗
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７０号
北九州市八幡東区山王２丁目４番５号
破産者　早田富美代
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８３号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番５―401号
破産者　細川　　夢
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第４４１号
栃木県日光市今市1218番地21　ラフォーレシャイニング101、前住所栃木県大田原市浅香３丁目４番49号
破産者　川上　智勝
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４５９号
栃木県鹿沼市引田2073番地１　Ｂ棟　Ｂ―５、前住所北海道苫小牧市元町１丁目４番10号
破産者　西村　克也
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８０号
栃木県宇都宮市平松本町372番地２　メゾンライトピュア202、前住所栃木県宇都宮市雀の宮７丁目23番40号　サンロイヤルⅡ202
破産者　尾田　　訓
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１５７５号
千葉県市川市本北方３丁目24番17号
破産者　山岸久美子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３６７号
千葉県市原市国分寺台中央４丁目12番地24　ニューヒルズ203
破産者　青木　　浩
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５１８号
栃木県宇都宮市上戸祭町94番地55　らぽーる上戸祭208号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町2893番地１　らぽーる鶴田町Ｃ
破産者　山崎　　進
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０４９号
千葉県浦安市猫実５丁目14番11―303号　須賀ビル
破産者　中村　孝志
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０５８号
千葉県市川市妙典４丁目３番31―303号　（グレースコート妙典）
破産者　田中　弘平
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４７４号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町136番地32　リガードＣ201
破産者　福田　裕子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２１号
栃木県宇都宮市下岡本町4522番地７　サンライズタシロ201
破産者　湯澤　昌明
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５４０号
栃木県宇都宮市江曽島町1257番地11
破産者　遠藤　夏美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３５１号
埼玉県春日部市備後東７丁目19番８号　第２ハイツ原田101
破産者　鈴木　建市
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３９０号
埼玉県春日部市大枝1021番地14
破産者　渡邉　純子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９５号
埼玉県春日部市粕壁6918番地５　春日部八木崎住宅３－102
破産者　鈴木　　幾
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５０２号
埼玉県越谷市相模町１丁目97番地１　ペアレンツＭ201号
破産者　小林　章子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５２３号
埼玉県越谷市大字袋山442番地１　メゾンペーシュ２　201
破産者　神崎　拓也（旧姓君島）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５３２号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目398番地５
破産者　高野　　茂
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２７０号
埼玉県羽生市大字須影640番地４、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町本田４丁目６番７号　グレープハウスＣ
破産者　寺田由美子（旧姓菅原）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２７６号
埼玉県行田市持田４丁目32番４号
破産者　増田利惠子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２８７号
埼玉県熊谷市末広３丁目５番55号　県営熊谷末広団地１号棟213号室
破産者　菅原　明美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第６１６号
千葉市若葉区都賀の台４丁目８番２号　堀本様方
破産者　小山田幸一
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９６８号
千葉県市川市新井３丁目15番27号　（ヴィレット南行徳102号）
破産者　秋山　直輝
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０２４号
千葉県船橋市二和東３丁目20番45号
破産者　泉谷　里美（旧姓吉本）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０４４号
千葉市稲毛区園生町468番地656
破産者　目黒　大介
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１０５号
千葉県習志野市鷺沼５丁目16番９号　ＴＯＺＯハイツ103号
破産者　捧　　智美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３７号
千葉県船橋市前原西３丁目18番11号　フォーブルモリタ101号
破産者　遠藤　史子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４２号
千葉市若葉区みつわ台３丁目20番21－107号
破産者　坂井　忠雄
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４７号
千葉県市川市大和田３丁目19番17号　（奥田ハイツ101号）
破産者　宮崎　孝二
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１９３号
千葉県市川市塩焼４丁目１番10－301号　（ブランノーヴァ塩焼）
破産者　西口万里香
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２０１号
千葉県市原市ちはら台南６丁目27番地11
破産者　宮　　茂樹
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２０６号
千葉市若葉区加曽利町987番地21　シャインハイツ103号
破産者　對馬　弘規
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３９号
千葉県船橋市二宮１丁目19番９号　ウェルスビスタ津田沼202号
破産者　櫻井　裕磨
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４６号
千葉県市川市福栄３丁目１番２－302号　（行徳ハイライズ）
破産者　中川　嘉章
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５４号
千葉県習志野市実籾４丁目15番11－102号
破産者　宮原　　清
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５６号
千葉市花見川区花見川３番16棟302号
破産者　高山　清志
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６１号
千葉県習志野市新栄１丁目７番11号　グリーンハイツミナミ201号
破産者　邊見　裕史
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２７５号
千葉県習志野市香澄１丁目５番１－506号
破産者　平岡　和徳
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２７９号
千葉市中央区千葉寺町876番地１　千葉寺県営住宅１棟511号
破産者　戸村　慎吾
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２８５号
千葉市若葉区都賀５丁目23番23号　アーバンヒル都賀101号
破産者　加納　敏弘
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３０２号
千葉県市原市五井西２丁目14番地17
破産者　森住　哲雄
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３０５号
千葉県市川市高谷２丁目20番17号　（ジュネパレス市川26―201号）
破産者　坂本龍之介
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３１０号
千葉県習志野市谷津２丁目２番６号
破産者　山口　力丸
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３１５号
千葉県船橋市二宮１丁目59番６号　ひだまりのいえ二宮
破産者　杉村　　望
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３１７号
千葉県八千代市勝田台北２丁目15番10号　スペーシャス壱番館205
破産者　住谷　亜紀
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２９号
千葉県習志野市東習志野１丁目10番18―102号
破産者　前澤　実花
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３５４号
千葉県習志野市藤崎２丁目13番27―309号
破産者　武井　晋平
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３７０号
千葉市中央区南町３丁目14番16号　シティハウス蘇我207号
破産者　藤沼　幸子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４６号
千葉県富津市岩瀬1035番地１　アートハウス201
破産者　石坂　泰彦
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２８９号
札幌市白石区南郷通13丁目南４番25―205号
破産者　藤部　加代（旧姓坂下、坪）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２９３号
札幌市豊平区月寒中央通10丁目１番12―201号
破産者　髙橋　由香
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５５号
札幌市東区北33条東10丁目５番３号　リレント北33条マンション102号
破産者　青木久美子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５４号
札幌市北区麻生町６丁目６番６―302号
破産者　佐々木　啓
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６６７号
札幌市手稲区星置１条４丁目３番２―305号
破産者　小竹智寿子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１７号
札幌市手稲区富丘３条２丁目３番26号
破産者　渡邊八寿子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２２号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目６番24―202号
破産者　照井　了代
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２８８号
盛岡市南青山町２番１―206号　県営南青山アパート２号棟
破産者　石井　樹美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３００号
盛岡市上米内字米内沢132番地45
破産者　大堂　春菜
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第８１４号
宮城県塩竈市桜ケ丘10番25―704号　朝日プラザ駅前通
破産者　金野　祐花
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８１７号
宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目25番地の８　アーバンハイツ吉岡南Ⅰ106、従前の住所宮城県岩沼市阿武隈１丁目５番11―203号
破産者　村上　利一
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８２７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　鶴ケ谷第二市営住宅５Ａ22棟30
破産者　遠藤　孝太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８４９号
仙台市太白区緑ケ丘３丁目15番10号、従前の住所青森市桂木２丁目13番地10　メゾンフリーダム103
破産者　古川　拓馬
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８６０号
仙台市宮城野区原町４丁目５番８号　パルシティエイト201
破産者　阿部　弘也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８６７号
宮城県多賀城市大代４丁目13番１―303号
破産者　橋本　めい（旧姓前田）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８７０号
宮城県多賀城市桜木１丁目１番39号　ア・ラ・モードＢ202
破産者　山下　那海
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８７８号
宮城県塩竈市新浜町２丁目２番30―７号
破産者　小山　伸男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８８５号
仙台市泉区向陽台５丁目12番13号
破産者　伊澤　久江
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８８９号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目21番25号　ネクサスホーム黒松203
破産者　佐々木　太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８９６号
宮城県多賀城市八幡４丁目７番50―309号
破産者　田中加奈江
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９０２号
仙台市若林区荒井４丁目３番地の１　Ｓｉｅｃｌｅ21―205
破産者　佐々木富司男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２２３号
茨城県土浦市田中二丁目９番19号　メルサーレ　202
破産者　井上　　香（旧姓片岡）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２３２号
茨城県土浦市板谷六丁目669番地24　コーポ中貫205
破産者　太田　英徳
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２３３号
茨城県土浦市板谷六丁目669番地24　コーポ中貫205
破産者　太田　徳代
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２３６号
茨城県土浦市板谷一丁目529番地　小林住宅１番
破産者　栗山　良子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２３８号
茨城県土浦市右籾532番地２
破産者　松原　友恵
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第４７号
茨城県鹿嶋市大字宮中2380番地５
破産者　間　　浩男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第５５号
茨城県神栖市神栖四丁目８番36号　カーペンターハウス１－Ｄ
破産者　長谷川　洋
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６８号
茨城県鹿嶋市大字山之上10番地１
破産者　山野　一也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第７０号
茨城県神栖市知手4678番地81　ロープンドローム　105
破産者　金子　仁哉
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第１６１号
群馬県太田市別所町466番地１
破産者　田辺　美好
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１９９号
群馬県高崎市下小鳥町92番地８　ウエストヴィラ103号
破産者　丸山　すず
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１２９０号
埼玉県志木市幸町二丁目11番12―301号
破産者　割石沙也香
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２９１号
埼玉県志木市幸町二丁目11番12―301号
破産者　割石　周平
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３４１号
埼玉県久喜市上内1220番地２　セレーノ21Ａ―201
破産者　遠峰　洋子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３６７号
さいたま市岩槻区城南５丁目３番59―５号
破産者　安達　　仁
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３９０号
埼玉県上尾市緑丘二丁目１番８号、旧住所埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―12―109
破産者　千谷　　剛
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４１９号
さいたま市北区宮原町３丁目433番地１　コーポ清水壱番館302
破産者　吉田マネゴ　純
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４２号
千葉県市川市欠真間２丁目28番19―110号（ローズガーデンＡ47）
破産者　小野　　勝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５１号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅Ｈ棟602号
破産者　車田　利忠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第２４０３号
東京都中野区中野５丁目40―12―202、開始決定時の住所東京都中野区中野５丁目３―35―208
破産者　関　　昂平
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第３３８６号
東京都西東京市緑町３丁目５－４－105、開始決定時の住所東京都練馬区光が丘２丁目４－10―224
破産者　田中　　明
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６１４２号
東京都大田区鵜の木２丁目６－６－410
破産者　川田　真実
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６９９６号
東京都品川区南品川６丁目７－１　Ｆｅｅｌ　Ａ１　401
破産者　松田　忠幸
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７１１８号
神奈川県川崎市川崎区鋼管通１丁目11―９―１
破産者　富岡　大和
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７４３３号
三重県亀山市栄町1473－４
破産者　田中　靖浩
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７７１２号
東京都墨田区立花１丁目28－４－416
破産者　井上　　実
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６４号
東京都港区三田４丁目15－１－505
破産者　望月　陽介
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１３号
東京都港区愛宕２丁目８－10－101
破産者　廣江　昌哉
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８４６号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目61－３－101
破産者　福永　洋子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９４１号
東京都板橋区高島平２丁目26－７－920
破産者　石井　洋三
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１１５号
東京都江戸川区南小岩５丁目19－３
破産者　森本　宗典
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２２２０号
東京都渋谷区本町２丁目46－４　ハウス高森Ａ－102
破産者　伊藤　貴徳
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３２７号
東京都杉並区桃井４丁目１－17－102
破産者　小島　大介
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９０３号
東京都台東区橋場１丁目10－13　Ｋ．ＨｏｕｓｅⅡ　３Ｆ
破産者　深川　達也（旧姓田代）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９６１号
東京都町田市相原町3190　都営武蔵岡12－206、開始決定時の住所東京都大田区東糀谷４丁目４－10－107
破産者　三好　浩明
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４０２号
東京都足立区大谷田１丁目４－７　ロイヤルエクセレンス３　301
破産者　根岸　秀直
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４０３号
東京都足立区大谷田１丁目４－７　ロイヤルエクセレンス３　301
破産者　根岸由紀子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４６３号
東京都江戸川区東瑞江２丁目33－10－303
破産者　石川　　優
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４６８号
東京都練馬区練馬２丁目29－42－206
破産者　二藤部武男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５６１号
新潟県長岡市蓮潟１丁目３－８
破産者　下田邦比呂
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６０２号
東京都江東区北砂６丁目３－17－303
破産者　阿部　康崇
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６４０号
茨城県取手市藤代南１丁目９－８－301
破産者　柳生　条丞
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８０８号
神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町801－１－1001
破産者　飯森　正裕
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９２２号
東京都足立区千住曙町29－10　２Ｆ
破産者　井坂　昌裕
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９２３号
東京都足立区千住曙町29－10　２Ｆ
破産者　井坂　芳江
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９４８号
東京都目黒区平町２丁目１－21－401
破産者　椎木　芳夫
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９５３号
東京都文京区根津２丁目26－５－201
破産者　木藤　信彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９６１号
東京都文京区湯島３－11－８　コーポ小林503号室、住民票上の住所東京都千代田区外神田６丁目３－８－２Ｆ
破産者　飯島　　修
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０３５号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目107－１－202
破産者　松田　常二
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４６６号
東京都北区赤羽２丁目27－11－302
破産者　中澤　優輝（旧姓内藤）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７６４号
千葉県船橋市宮本９丁目１－25－411
破産者　眞島　孝政
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０１５号
東京都北区豊島１丁目30－２－1001
破産者　京極　嘉樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０５１号
千葉県八千代市村上1113－１　１街区37棟904
破産者　土田　忠紀
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０８７号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目27―16
破産者　山田　大樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１６２号
東京都北区豊島４丁目８―12―201
破産者　廣本　　全
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０５号
東京都足立区谷在家１丁目23―11―302
破産者　阿部　広隆
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４９号
埼玉県川越市旭町３―13―13　渡辺裕吉方、住民票上の住所東京都新宿区西落合３丁目６－９－101
破産者　千葉　一哉
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６３号
東京都狛江市中和泉３丁目13―15―104
破産者　丹羽　雅昭
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２９２号
東京都足立区綾瀬２丁目10―３
破産者　岸里　　豊
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２９４号
東京都江戸川区中央３丁目15―２―105
破産者　青山　孝一
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２９５号
東京都江戸川区鹿骨１丁目44―７
破産者　青山　　茂
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２９号
神奈川県川崎市高津区久本２丁目11－１－104
破産者　森本　伶奈
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０９号
埼玉県所沢市中富南３丁目２―16
破産者　内田　裕也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１０号
埼玉県所沢市中富南３丁目２―16
破産者　内田　朱美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１４号
神奈川県座間市入谷西５丁目５―26―301
破産者　滝谷　翔太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１７号
東京都台東区上野５－５－10―1004、住民票上の住所千葉県流山市南流山７丁目６－８
破産者　牧田　有史
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２７号
東京都墨田区江東橋４丁目13―１―503
破産者　淺野　友美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４６２号
東京都豊島区西池袋４丁目23―５―505
破産者　長德　宏美（旧姓落合）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８１号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目34―15―404
破産者　山内あゆみ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８３号
東京都墨田区江東橋４丁目30―２―1202
破産者　武内　健司
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８７号
東京都練馬区土支田４丁目10―８
破産者　大洞　翔太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４９２号
東京都品川区大井１丁目54―３―405
破産者　野見山　暁
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５０９号
東京都世田谷区砧３－９－11　友愛ホーム、住民票上の住所東京都世田谷区駒沢２丁目43―13―304
破産者　甲斐田　武
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７５号
東京都足立区六月２丁目29―５―405
破産者　常木マリアチェリーこと　ツネキ　マリア　チェリー　バルトロ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０８号
神奈川県川崎市麻生区はるひ野３丁目11―２　アンソレイユ　Ｂ―201
破産者　越後　　守
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６７０号
東京都豊島区西巣鴨２丁目33―12―302
破産者　菅原　和夫
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６７１号
東京都荒川区町屋３丁目８―18―703
破産者　宮内　弘樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６８３号
東京都町田市忠生３丁目18―４―102
破産者　木村由理子（旧姓篠原）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０２号
東京都大田区中央５丁目14―７―202
破産者　高橋夫美枝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４５号
東京都江戸川区中葛西３丁目７―３　シャトレーマルタマⅡ202
破産者　松﨑　拓海
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４６号
東京都北区浮間３丁目１―24―505
破産者　名幸真由美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４７号
千葉県市川市行徳駅前４丁目１―３　第２田中ビル303
破産者　西堀　穂幹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７５２号
東京都板橋区幸町57－５－105
破産者　土屋　拓磨
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８２８号
東京都豊島区池袋本町４丁目34－６
破産者　臼井　　彩
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４２号
東京都江東区辰巳２丁目５－１－910
破産者　長谷川直美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４７号
東京都文京区目白台２丁目２－26－102
破産者　村中由紀江
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４８号
東京都西東京市新町２丁目２－12－101
破産者　関　　仁孝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８６２号
東京都葛飾区東金町４丁目12－４
破産者　加治　瑠花
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８７９号
東京都品川区中延６丁目３－16　ＯＭＵＳ　Ⅱ　303
破産者　宮川　好美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９２号
東京都中野区中央５丁目６－７　コーポ大島　２Ｆ５
破産者　井川　　優
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３９号
東京都新宿区高田馬場４丁目15－３－101
破産者　南　　鍾天
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９４０号
東京都板橋区高島平４丁目４－12－301
破産者　悟道　音寧
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７５号
東京都世田谷区駒沢１丁目13－21－106
破産者　高畠　　淳
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７８号
東京都昭島市中神町1169－12　シャン・ピエールⅡ205
破産者　鈴木　正俊
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９０号
東京都練馬区高野台２丁目18－16－201
破産者　杉田　育男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００１号
東京都北区田端２丁目３－22　静風荘
破産者　成田　祐己
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２０号
東京都世田谷区下馬４丁目２－10－105
破産者　星野　直寛
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２１号
東京都葛飾区四つ木５丁目11－６
破産者　小山智加子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０３０号
東京都板橋区坂下１丁目17－７－202
破産者　樋口恵美子（旧姓関村）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４１号
東京都練馬区大泉町３丁目38－24　第５ブルーコーポ103号室
破産者　佐藤寿美子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４２号
東京都板橋区高島平１丁目68－４－104　セントヒルズ西台第２
破産者　若松　直貴
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４４号
東京都港区芝３丁目12－４－1001
破産者　仁木　海都
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４５号
東京都練馬区栄町39－17　ハーモニーテラス栄町Ⅳ　107
破産者　新宅　　翼
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４６号
東京都板橋区中台３丁目５－22－109
破産者　大野　魁人
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０５０号
東京都江戸川区興宮町23－４
破産者　尾木　　愛
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０６２号
東京都北区堀船２丁目25－４－109
破産者　平町　友明
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０７４号
東京都江戸川区江戸川５丁目１－４－411
破産者　小林　義男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０７７号
東京都世田谷区北烏山９丁目21－10－507
破産者　山崎真一郎
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０８０号
東京都武蔵野市関前３丁目22－10－403、開始決定時の住所東京都品川区西大井６丁目18－７－203
破産者　吉岡　大貴
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９３号
東京都渋谷区初台２丁目13－３－306
破産者　渡邊　紫織
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９７号
東京都足立区足立２丁目31－８－202
破産者　岩間　康人
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１０３号
東京都練馬区中村南１丁目４－17－101
破産者　牛山　博樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１０８号
東京都目黒区緑が丘１丁目５－２－103
破産者　小出　涼太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１０９号
埼玉県所沢市上新井４丁目30－８－202
破産者　阿部　恵美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２４号
東京都葛飾区金町６丁目12－13－301
破産者　小椰　恵美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２５号
東京都多摩市和田1464　メゾン中和田　103
破産者　波田　　浩
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２７号
東京都練馬区豊玉北２丁目16－３－403
破産者　佐藤規矩夫
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３０号
東京都港区三田４丁目13－21
破産者　廣瀬　玲美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３１号
茨城県守谷市ひがし野１丁目25－７－106
破産者　宇原　優人
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３２号
東京都大田区西馬込２丁目９－15
破産者　佐藤　英誠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３３号
東京都板橋区中板橋30－２－301
破産者　大内　裕也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３４号
東京都台東区日本堤２丁目１－６　ホテル三楽
破産者　四方　　浩
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１３９号
東京都足立区保木間５丁目15－19－303
破産者　秋元　建二
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１４９号
東京都江戸川区春江町２丁目22－７　キャメルコートＢ102
破産者　佐藤　秀明
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５０号
東京都江東区北砂５丁目20－６－303
破産者　稲垣　　明
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５９号
東京都足立区西新井４丁目25－24
破産者　茂原　菜月
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６１号
東京都世田谷区船橋５丁目29－15－201
破産者　塚本　凪美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６２号
東京都中野区大和町２丁目24－７－202
破産者　浦田さと子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６３号
東京都世田谷区奥沢５丁目32－11－404
破産者　漆山てるみ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１７２号
東京都港区白金台４丁目８－７－605
破産者　太田　貴士
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９６号
東京都板橋区蓮根３丁目13－17－202
破産者　高野　秀文
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９７号
東京都品川区小山６丁目13－10－102
破産者　小川　　悟
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９９号
東京都小平市上水本町３丁目２－11－306
破産者　百成　位年
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０１号
神奈川県秦野市東田原137－11
破産者　西村　咲子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０２号
東京都墨田区東駒形３丁目19－２－101
破産者　兵頭　　誠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０６号
東京都足立区六木１丁目18－11　ガーデンフィールズ六木
破産者　渡邊千津子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０７号
東京都足立区栗原１丁目26－27－103
破産者　高城　文子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０９号
東京都文京区西片１丁目17－11－1107
破産者　阿部美樹子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２２２号
東京都大田区南久が原１丁目16－７－202
破産者　松島　元華
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２３２号
東京都練馬区練馬３丁目19－２－203
破産者　松本　浩二
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２３３号
東京都大田区南蒲田２丁目11－14
破産者　池澤　竜斗
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２３４号
東京都東村山市多摩湖町１丁目33―１　多摩湖町一丁目第２アパート　３―106
破産者　ナシメント　カルドゾ　ジェニファー
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２３６号
東京都板橋区舟渡２丁目11―６―307
破産者　澤村　義則
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２４０号
新潟県十日町市中条乙2532―２
破産者　樋口　陵太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２５６号
東京都葛飾区東水元２丁目10―４―203
破産者　古川　周悟
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２５７号
東京都足立区江北２丁目31―11　第二和泉荘102
破産者　荒井　公宏
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２６６号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目３―14―101
破産者　六反　美月
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７０号
東京都豊島区千早１丁目14―20―203
破産者　田巻　誠志
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７２号
東京都杉並区方南２丁目22―１―201
破産者　羽子田信行
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０２号
東京都荒川区町屋５丁目７―25―203
破産者　張田　侑加
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０４号
東京都品川区豊町１丁目４―15―308
破産者　篠田　　文
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０８号
東京都中野区本町５丁目22―３―103
破産者　森田智枝莉
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１１号
東京都板橋区加賀１丁目10―14―414
破産者　内藤　昭浩
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１２号
東京都江戸川区東小松川２丁目６―６―301
破産者　三橋　　悟
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１４号
東京都葛飾区西亀有４丁目12―13―102
破産者　宅間　英郎
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１５号
東京都北区桐ケ丘２丁目15―１―821
破産者　太田　　潔
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１６号
東京都台東区花川戸１丁目15―１―502
破産者　神谷　弥生
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１７号
東京都練馬区西大泉１丁目35―６―101
破産者　鐘ケ江　毅
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１８号
東京都大田区南六郷３丁目17―２―304
破産者　高橋　和彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１９号
東京都江戸川区松本２丁目３―13
破産者　牛込　えみ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２０号
東京都港区芝１丁目８―23―1605
破産者　川田　貴子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２１号
東京都江東区枝川２丁目１―１―414
破産者　福川　拓馬
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２２号
東京都台東区千束４丁目13―11―401
破産者　橋口　健一
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２３号
東京都葛飾区新小岩１丁目53―２―603
破産者　石渡戸　望
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２４号
東京都練馬区南大泉４丁目35―11　メープルＭＨ５―104
破産者　竹井　恭馬（旧姓德永）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２６号
東京都立川市富士見町６丁目11―112
破産者　長谷川昇市
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３６９号
東京都文京区千石２丁目９―１
破産者　白坂　千春
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７０号
東京都新宿区北新宿１丁目30―22―201
破産者　坂本　健太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７３号
東京都葛飾区西亀有２丁目37―３―504
破産者　川田　絵美（旧姓佐久間）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７４号
東京都調布市深大寺北町１丁目28―１―201
破産者　原田美代子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７５号
東京都足立区島根４丁目27―10―304
破産者　横山　勝利
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７６号
東京都北区王子６丁目２－60－217
破産者　佐藤　洋一
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７７号
東京都葛飾区亀有２丁目71－４－102
破産者　渡邉　和重
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３９１号
東京都板橋区成増３丁目33－３－105
破産者　竹内　弘美（旧姓小井土）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４００号
東京都江戸川区上篠崎２丁目17－19－102
破産者　夏田　邦男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０２号
東京都江戸川区北葛西１丁目24－22
破産者　外間　一枝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０３号
東京都荒川区南千住６丁目18－12－201
破産者　田中　一成
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０５号
東京都板橋区桜川２丁目14－13－102、開始決定時の住所東京都目黒区祐天寺２丁目16－３－302
破産者　柳澤　　瞳
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０６号
東京都江戸川区西篠崎１丁目５－４　ラウンドエイト第５　106
破産者　遠藤　榮子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０８号
東京都渋谷区神宮前３丁目１－19－202
破産者　渡邉　彩奈
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０９号
東京都港区赤坂６丁目10－39－614
破産者　宮川　　寛
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４１０号
東京都渋谷区神宮前１丁目21－３－202
破産者　佐藤　智子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４６号
東京都杉並区高円寺北１丁目15－１
破産者　佐々木銀士
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４７号
東京都三鷹市井の頭３丁目18－12－103
破産者　黒岩　友樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４６６号
東京都荒川区町屋３丁目31－２　テンゲンマンション３Ｆ
破産者　今野香こと　金　　香姫
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４６７号
東京都葛飾区堀切４丁目８－14－401
破産者　鈴木　陸人
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４６９号
東京都墨田区立花１丁目16－６－101
破産者　脇田　信男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７１号
東京都杉並区宮前４丁目29－18－211
破産者　佐藤　　誠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７８号
東京都板橋区赤塚３丁目８－20－106
破産者　渡辺はづき
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８７号
東京都新宿区中落合１丁目12－２－104
破産者　高野　泰史
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５０２号
東京都足立区皿沼１丁目15－７－105
破産者　千葉　彩月
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９６６号
東京都東久留米市浅間町三丁目３番８号ひばりひるず101号
破産者　遠藤　航太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５４号
長野県松本市寿北５丁目３番３号　リンピア2000寿202号
破産者　石塚ハルナ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６５号
長野県塩尻市大字広丘吉田552番地７
破産者　小川　綱義
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１７５号
長野県大町市大町5782番地１　ブランシェオーロラ106
破産者　久保田翔也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２９９号
岐阜市椿洞1089番地１、前住所岐阜市末広町25番地９（メゾンドカルチェ103号）
破産者　川瀬　俊美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３３５号
岐阜県各務原市蘇原沢上町４丁目２番地７（つかさ壱番館　307）
破産者　大辻　信子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２４６号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６－911号
破産者　岡村ゆかり
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０３号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番７－303号
破産者　高瀬　重基（従前の氏：幣）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４６号
神戸市垂水区向陽２丁目１番15号
破産者　伊藤　由美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５０号
神戸市長田区四番町１丁目９番地の３　ビエント上沢605号
破産者　瀧口　文子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８１号
神戸市北区西大池２丁目５番212―406号
破産者　茂山　英昭こと　李　　英昭
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８７号
神戸市東灘区深江南町３丁目１番６号　ヴィラコート深江201号
破産者　中脇　浩佑
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０８号
神戸市中央区北野町２丁目13番21号　北野ハウス203号
破産者　平野　拓実
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０９号
神戸市須磨区行平町１丁目２番６号　三笠フラッツ202
破産者　土居　丈二
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３５号
神戸市北区鈴蘭台南町６丁目10番24―202号、従前の住所兵庫県西宮市山口町下山口１丁目７番14―202号
破産者　大澤ゆりあ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４５号
神戸市長田区長尾町２丁目４番27号　ＢＥＮＮＹ　ＨＩＬＬＳ201号
破産者　空　　ゆか
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５４号
神戸市長田区東尻池町７丁目９番９―407号、従前の住所神戸市兵庫区浜崎通５番８―209号
破産者　たろうイーツこと　森岡健太郎
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７６０号
神戸市北区鈴蘭台北町１丁目11番８―804号
破産者　中川　幸祐
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８２号
神戸市長田区五番町３丁目７番地の１　市住33―213号
破産者　住本可奈子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７９４号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目14番10号　202号
破産者　西尾　　淳
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８０３号
神戸市北区若葉台１丁目８番13号、従前の住所神戸市須磨区高倉台５丁目３番８号
破産者　幸田さなゑ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８１０号
神戸市灘区鶴甲５丁目１番50号　六甲台ビラ、従前の住所神戸市灘区徳井町３丁目４番12号
破産者　原田　友子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８１４号
神戸市灘区岩屋北町２丁目５番10―205号
破産者　山下　玉美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２９３号
兵庫県尼崎市立花町１丁目20番18―314号
破産者　古賀　義行
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４４１号
兵庫県西宮市泉町６番19号
破産者　長田　才輝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８２号
兵庫県西宮市上ケ原七番町１番48号
破産者　岡田　律子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８６号
兵庫県西宮市獅子ケ口町13番２―302号、前住所兵庫県西宮市中屋町９―17レオパレス広田110
破産者　木村佳保里
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５０８号
兵庫県尼崎市高田町４番３―204号
破産者　山本　　学
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５１５号
兵庫県西宮市郷免町３番２―306号
破産者　上田　彩音
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５２８号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目17番32号　寺島パインマンション　102
破産者　谷村　勝秀
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６号
北海道虻田郡ニセコ町字有島８番地57
破産者　坂爪　梨菜
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（フ）第１９２号
釧路市住之江町11番３号
破産者　美田　涼太
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５６号
北海道北見市北四条西６丁目９番地　シュトラール４・６　２―Ｅ号、前住所北海道札幌市東区北三十六条東22丁目３番３―202号
破産者　福泉　由香
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第６１号
北海道北見市常盤町３丁目８番５号　ピュアライフ常盤３―Ｂ号
破産者　原武　聡史
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１８０号
青森市桂木１丁目２番28号　トイズハウス202号
破産者　山本真由美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９４号
青森市岡造道１丁目６番９号　カトレア館102号
破産者　越田由紀子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０３号
盛岡市向中野二丁目５番10号　コーポ畠山203号、前住所埼玉県八潮市大字二丁目44番地１　パークサイドレジデンス101
破産者　中井　智子（旧姓安田）
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第８１０号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目16番32号　第１コーポしかま203
破産者　白澤知佳子
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８３１号
仙台市太白区西中田６丁目17番６号　サンライフ南仙台102、従前の住所仙台市青葉区木町通２丁目４番36―202号
破産者　三上　義明
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９１６号
仙台市泉区市名坂字東裏108番地　メゾン・ド・オリザ407
破産者　高橋　真弓
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９３０号
仙台市泉区館７丁目201番地の５　グループホーム　アール・ド・ヴィーヴルやかた、従前の住所仙台市宮城野区原町１丁目１番28号クレージェ原町208
破産者　堀　　三男
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９３６号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅７棟205
破産者　大内三千代
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７０号
宮城県柴田郡大河原町字新青川10番地７　ウエストリアガーデンⅠ―101号
破産者　渡辺はるみ
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１３０号
宮城県大崎市古川福沼二丁目15番13号　ルミエール203号
破産者　青沼　　渉
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
山形市山家町２丁目１番57号　メゾンＴＡＫＥ・１　203号
破産者　仲川　美咲
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４号
山形県東田川郡庄内町三ケ沢字宮田40番地
破産者　半澤かおる
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第１９８号
福島県須賀川市並木町62番地
破産者　岡本　　稔
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２２２号
茨城県土浦市大畑1510番地156
破産者　渋谷　　透
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第４６号
栃木県那須塩原市東三島５丁目73番地15　メルベイユＢ―102号
破産者　鈴木　憲一
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第４６３号
埼玉県東松山市大字大谷4160番地２、破産申立時の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字川角94番地９　川角マンションＢ棟202号
破産者　小谷野　勇
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５５８号
埼玉県川越市大字大袋新田841番地２
破産者　古藤絵梨沙
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７１号
埼玉県川越市大字小堤904番地１　（スカイヒルズ105号室）
破産者　髙橋　忠子
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７２号
埼玉県ふじみ野市駒西三丁目８番32号　クレセールふじみ野306
破産者　山下　真紀
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７６号
埼玉県所沢市大字荒幡909番地の１　クレールメゾン306
破産者　加藤亜由美（旧姓福地）
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７７号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目3105番地の２　ドミールＫ　Ａ―102
破産者　川村　芹亜
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５９３号
埼玉県比企郡川島町八幡５丁目１番地１
破産者　石井さぎり
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５９８号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―25―406
破産者　阿部　博夫
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６０１号
埼玉県川越市大字扇河岸72番地21、前住所埼玉県上尾市大字領家110番地28
破産者　若林　友子
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６０５号
埼玉県入間市大字寺竹562番地９
破産者　才田美枝子
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６１４号
埼玉県日高市大字高萩741番地27、前住所埼玉県さいたま市西区大字指扇1743番地１　クレセントハイム105
破産者　加藤　杏理（旧姓上田）
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６２２号
埼玉県川越市野田町２丁目17番地74（フォーブル柳沢103号室）
破産者　山内タイルこと　山内　滉也
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６４９号
埼玉県狭山市広瀬東４丁目34番１号　ジュネス狭山105
破産者　鳥井紅仁子
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６３１０号
東京都新宿区西早稲田１丁目９－12－204
破産者　田中　　希
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１３９号
東京都八王子市犬目町315番地グランドソレイユＢ　105号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市左入町532番地22
破産者　澤田　知春
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９１７号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地20棟406号
破産者　林川　采花（旧姓西山）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０７１号
東京都八王子市本郷町６番８号西野荘202号
破産者　川瀬　英美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１３１号
東京都町田市南町田３丁目32番36号センチュリーハイツ町田17―302
破産者　平塚　愛美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２６０号
東京都八王子市元横山町１丁目24番14号ＳＫコーポ102号
破産者　瀧　　道子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３６４号
東京都府中市多磨町１丁目27番地の９
破産者　平田　晋作
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７１号
東京都あきる野市二宮2254番地１二宮ハイツ101号
破産者　川村　麻美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２４号
東京都多摩市諏訪５丁目12番地の２　１－711
破産者　田中　幸子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４４号
福井県敦賀市野神40号240番地　（株）アイビックス敦賀寮317号室
破産者　浅野　典幸
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第１４５号
長野県須坂市大字須坂1306番地２　クリヨンメゾン101
破産者　伊藤　　優
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８３号
静岡県沼津市大諏訪339番地の１
破産者　菊地　　隆（旧姓山口）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２９１号
静岡県沼津市市道町12番１号　２ＴＨＥＵＮＯ305、前住所静岡県駿東郡清水町伏見674番地
破産者　田代　　楓
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３１１号
静岡県沼津市石川282番地の４　第一のぼりマンション110
破産者　髙木　悠也
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１６７号
三重県四日市市御薗町二丁目62番地
破産者　山本　彩花
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２０１号
三重県四日市市西日野町126番地１
破産者　下木場聡美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
三重県桑名市長島町又木81番地７
破産者　神崎　千笑
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１１９号
滋賀県東近江市八日市浜野町８番18号
破産者　辰巳　清昭
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１４３号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北一丁目９番地７（501号）
破産者　下村　亜美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第２４号
京都府舞鶴市上安東町20番地
破産者　征矢　賢作
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３９号
兵庫県宍粟市山崎町上牧谷802番地１
破産者　三井由美子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第２４９号
徳島県徳島市津田町三丁目５番38号
破産者　張　　義典
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９８号
香川県東かがわ市三本松218番地１
破産者　杉山　　茂
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３０号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦76番地２　湊中団地302号室、前住所愛媛県西宇和郡伊方町湊浦823番地１　マリンコート３－１
破産者　亀井　芳郎
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第５８号
高知市鳥越150番地11、開始決定時の住所高知市鳥越50番地３　鳥越ハイツ105、旧住所香川県高松市紙町450番地２
破産者　久保　香織（旧姓野田）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７２号
高知市仁井田2164番地８　仁井田アパート３号、申立時の住所高知市神田2271番地90　メゾン東邦Ⅶ・１階２号
破産者　大井　晴菜（旧姓濵田）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７０８号
北九州市八幡西区丸尾町５番６号
破産者　長尾　　亮
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７２４号
北九州市戸畑区新川町３番19―104号
破産者　今田　日吉
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
令和８年（フ）第４３５号
大分市大字荏隈1714番地の３
破産者　櫻井美恵子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
令和８年（フ）第４４２号
大分県臼杵市大字前田700番地の１　市営荒田住宅あかね棟201号
破産者　小西　玉美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
令和８年（フ）第４４５号
大分県別府市駅前町４番１号　サン・ヒーローマンション別府駅前402号
破産者　岡本くるみ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
令和８年（フ）第１１０号
宮崎県都城市若葉町35号２番地　若葉町アパート202号室
破産者　川邉　幸平
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部
令和８年（フ）第２１６号
沖縄県宜野湾市真栄原三丁目17番２号　友愛ビル３Ｆ　グループホームエデュカーレ、住民票上の住所沖縄県那覇市銘苅１丁目18番73―501号　県営天久高層住宅
破産者　金城　里鶴（旧姓大向）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和８年（フ）第２５７号
沖縄県うるま市字江洲453番地　コーポ宮城201
破産者　宮城　　愛（旧姓新里）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１７号
岐阜市大福町７丁目72番地２
再生債務者　大野　　亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日　岐阜地方裁判所
令和８年（再イ）第１１３号
大阪市大正区鶴町３丁目19番８号
再生債務者　矢野　博紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（再イ）第２７号
奈良県大和高田市南今里町６番40号
再生債務者　野西　桃恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和８年（再イ）第１３号
長崎県佐世保市船越町489番地１
再生債務者　黒田孝次郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
長崎地方裁判所佐世保支部
令和８年（再イ）第１７３号
大阪市東淀川区豊里７丁目20番５号
再生債務者　蓑輪　敏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（再イ）第１４号
長崎県佐世保市江迎町田ノ元1241番地３
再生債務者　竹下　　守
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
長崎地方裁判所佐世保支部
令和８年（再イ）第１６号
長崎県佐世保市赤崎町854番地34
再生債務者　濵田　　陽
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
長崎地方裁判所佐世保支部
令和８年（再イ）第１６号
群馬県伊勢崎市八寸町5202番地
再生債務者　村岡　　亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和８年（再イ）第１号
岩手県宮古市赤前第14地割59番地１
再生債務者　舘崎　　正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日　盛岡地方裁判所宮古支部
令和８年（再イ）第３０号
静岡県駿東郡小山町須走31－９　自衛隊須走宿舎11棟301
再生債務者　山添　直智
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和８年（再イ）第１３号
青森県八戸市大字湊町字中道51番地７
再生債務者　山本　敬永
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係
令和８年（再イ）第１０１号
埼玉県志木市中宗岡一丁目８番47－３号
再生債務者　荒川　繁人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
さいたま地方裁判所第３民事部
令和８年（再イ）第２６８号
大阪府大東市三住町10―20―105（住民票上の住所　三重県伊賀市希望ヶ丘東１丁目４番32号）
再生債務者　澤江　光雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１１号
和歌山市小雑賀278番地30
再生債務者　山下佳寿憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１８号
愛媛県松山市来住町802番地10
再生債務者　上田真ノ介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日　松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第９６号
札幌市南区北ノ沢1745番地27
再生債務者　菅原康守隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１２２号
札幌市中央区南１条東２丁目13番地１　パークヒルズＯＭ中央12―1005号
再生債務者　後藤田　綾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２号
千葉県木更津市真舟５―12―11
再生債務者　富岡　桐也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第３５号
川崎市川崎区砂子２丁目９番地５　グランシャルム川崎　1116
再生債務者　清水　和亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第４３号
川崎市幸区塚越２丁目218番地　シティーハイツ長谷川　301
再生債務者　山岡　就也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第１０号
福井県敦賀市岡山町1115番地
再生債務者　前田　照法
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

令和８年（再イ）第２５７号
大阪府八尾市東山本町７丁目３番７号
再生債務者　北川　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３０１号
大阪府寝屋川市東香里園町７番３号
再生債務者　佐藤　周作
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第６３号
大阪府和泉市はつが野一丁目35番８号
再生債務者　井田　貴代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第１号
徳島県美馬市木屋平字小日浦54番地１　三ツ木団地11―２号
再生債務者　山田　享史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日　徳島地方裁判所美馬支部

令和８年（再イ）第１１１号
千葉市若葉区加曽利町1800番地32
再生債務者　檀原　　匠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第５号
千葉県茂原市東郷618番地43
再生債務者　石井　光明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和８年（再イ）第１５号
山梨県南アルプス市小笠原2578番地
再生債務者　井上　桃花
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（再イ）第３７５号
愛知県津島市瑠璃小路町２丁目130番地８
再生債務者　砂川　俊也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第７０号
大阪府和泉市山荘町一丁目７番12―１号
再生債務者　下之園　舟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第１７号
山口県宇部市文京台３丁目７番４号
再生債務者　猪口　　進
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（再イ）第２２号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂67番地１３号（従前の住所）宮城県黒川郡大郷町粕川字海老沢南22番地の８
再生債務者　阿部　　響　（旧姓今野）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８号
富山県魚津市吉島654番地12
再生債務者　手嶋　拓也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日　富山地方裁判所魚津支部

令和８年（再イ）第６６号
大阪府岸和田市大町３丁目19番13号
再生債務者　田中　恒大
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第３号
山梨県都留市つる三丁目11番３号　ハイツジョイフル　102
再生債務者　福島　　怜
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
甲府地方裁判所都留支部再生係

令和８年（再イ）第２１５号
東京都立川市錦町５－４－17―102
再生債務者　西原　　護
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２０１号
大阪市東成区玉津１丁目９番27―404号
再生債務者　小林　真也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１３号
茨城県水戸市見川５丁目136番地の９
再生債務者　田山　尚弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日　水戸地方裁判所

令和８年（再イ）第１１号
北九州市小倉南区北方３丁目55番23号
再生債務者　植村　文孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２３号
兵庫県西宮市山口町金仙寺３丁目３番29号
再生債務者　橋本　浩一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第３７号
兵庫県西宮市若草町２丁目２番25―３号
再生債務者　大幸サービスこと　小野沢幸生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第４２号
北九州市小倉南区沼緑町１丁目８番１号
再生債務者　濱田　和英
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２８号
奈良市六条西三丁目20番17号
再生債務者　鈴木　重行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日　奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第３１号
兵庫県西宮市甲陽園東山町９番38―210号
再生債務者　森　　将史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第５１号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番25―504号
再生債務者　東内　正行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和７年（再イ）第８６号
埼玉県春日部市西金野井1669番地14
再生債務者　菊地　大地
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１１１号
埼玉県さいたま市浦和区岸町４－26―14―202（開始決定時の住所）東京都新宿区東五軒町３－７－302
再生債務者　木島　　淳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１１５号
千葉県八千代市勝田台北３丁目21番19号　ｊｙｕｔｏ勝田台Ⅱ208号室
再生債務者　羽田　大輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第３９号
栃木県宇都宮市平出町3563番地５
再生債務者　上野　　梓
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第６１号
仙台市青葉区小松島４丁目17番３号　アンクラージェ小松島Ａ棟106
再生債務者　坂上　義明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第７９号
仙台市太白区西中田２丁目３番40号
再生債務者　吉田　統美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２９号
東京都武蔵村山市残堀２丁目70番地の14
再生債務者　栗原　久司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第４６号
北九州市小倉北区古船場町４番32―403号
再生債務者　Ｌｅ　ｔｅｍｐｓこと　濱田　力
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第５１号
北九州市若松区大字有毛1740番地10
再生債務者　白井　雅芳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１０号
沖縄県うるま市みどり町一丁目４番13―203号　セレクトうるま（申立時の住所）沖縄県沖縄市高原４丁目25番13号　グランドコートたかはら203
再生債務者　樋口　悠也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（再イ）第１２号
沖縄県宜野湾市字佐真下75番地１　コーポ・サン　３Ｆ
再生債務者　仲里　星哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（再イ）第３０号
千葉県佐倉市大蛇町469番地41
再生債務者　青木　　功
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第２号
三重県尾鷲市光ヶ丘８番28号―１
再生債務者　廣　　功志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日　　津地方裁判所熊野支部

令和８年（再イ）第４号
奈良県吉野郡大淀町大字土田305番地
再生債務者　リラクゼーションやすらぎこと　尾崎　三枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
奈良地方裁判所五條支部個人再生係

令和８年（再イ）第１０８号
北海道千歳市住吉２丁目１番４号　ノーブルハイム101号
再生債務者　金丸　敬一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１号
仙台市若林区土樋233番地　ダイトシティ愛宕橋403
再生債務者　菊地遼太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２８号
千葉県佐倉市白銀４丁目８番地６
再生債務者　佐藤　圭輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第１１４号
札幌市東区北十九条東７－３―15（申立時の住所）東京都大田区多摩川２―24―26―1016
再生債務者　林克暁（旧姓近藤）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第４１号
愛知県豊川市東上町炭焼平173番地２
再生債務者　稲熊　亮太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第３７号
大阪府東大阪市新家２丁目３番20号
再生債務者　本郷　陵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第６９号
仙台市青葉区東照宮１丁目２番１号ハーモニーテラス東照宮Ⅱ―105（従前の住所）仙台市宮城野区小鶴１丁目９番45号―106
再生債務者　関野　　翔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第７号

広島県世羅郡世羅町大字本郷816番地２

再生債務者　賀楽　光隆

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月28日　広島地方裁判所尾道支部

令和８年（再イ）第８号

熊本県玉名市岩崎347番地１高津原マンション101号

再生債務者　上村　祐世

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月29日　熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（再イ）第６号

北海道登別市鷲別町４丁目45番地17

再生債務者　谷藤　司樹

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月29日

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者及び登録の取消しをした者を次のとおり公告する。

令和８年11月12日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登録〉登録日・登録番号・氏名

令和８年10月１日付

東京8503　宮下　　亮　　埼玉2876　加藤　琢哉
埼玉2877　小礒　智子　　埼玉2878　池田　直樹
埼玉2879　島原　拓也　　長野2659　畠山　郁美
愛知3222　吉澤　弘之　　福井 471　三上　洋史
石川 701　中川　敦史　　富山 573　北川　完帥
熊本1273　**花**谷　　啓　　沖縄 553　知花　剛士
福島1550　本田　公毅

令和８年10月13日付

東京8504　中島　賢一　　京都 964　木下　壱航

令和８年10月20日付

東京8505　須澤　　侑

〈登録の取消し〉登録取消し日・登録番号・氏名

令和７年３月10日付　栃木 399　篠崎　米司
令和８年４月19日付　東京6365　安西　弘康
令和８年８月21日付　兵庫1825　南　　和也
令和８年８月22日付　福井 222　土田　秀明
令和８年９月３日付　静岡 970　山田　英毅
令和８年９月12日付　滋賀 349　満島　弘順
令和８年９月16日付　山梨 237　春日　和雄
令和８年９月21日付　広島1271　藤井　一三
令和８年９月25日付　山梨 193　芹澤　利二
令和８年９月26日付　東京7944　村山　　学

令和８年10月１日付

千葉2181　小林　　潔　　栃木 287　上野　仁平
栃木 803　糀谷　嘉子　　大阪2961　紀岡　　勇
京都 704　橋本　正和　　兵庫1497　黒田　良平
兵庫1596　中島　幸男　　兵庫1898　**中**塚　良和
兵庫2032　原　　清貴　　愛知1799　安藤　伸夫
愛知2662　稲**葉**　貴文　　愛知2838　大橋　久美
岡山 935　難波　弘毅　　福島1175　桑名　尚永
福島1383　鈴木　　裕　　愛媛 464　石原　　成

令和８年10月13日付

東京5402　松田　文夫　　東京5787　石関　春雄
東京8084　小野　貴幸　　神奈川1812柳下　　正
千葉2226　佐藤　浩司　　栃木 935　河合　史郎
群馬 510　**塚**越　　大　　群馬 994　安藤美知子
静岡1136　長谷川　成　　静岡1889　鬼頭　克巳
長野2056　関口　実夫　　長野2339　福澤　博志
新潟2098　田**中**　良樹　　大阪1736　大野　正造
大阪2778　**吉**野　一正　　愛知2383　吉野　竹夫
岐阜 761　香村　友數　　福井 389　松田源次郎
富山 296　北川　秀雄　　富山 298　西永　正信
富山 374　前田　　稔　　広島1914　大塚　祐司
福岡2122　櫻木　　武　　福岡2470　玉木　哲郎
熊本 859　山本　和久　　熊本 879　宮崎　俊紀
宮崎 777　野中　威志　　岩手1103　三浦　　司
秋田 876　木村　　明　　札幌1245　高木　紀明
香川 750　藤原　　功　　徳島 406　清水　　等
徳島 536　川上　　守　　愛媛 560　眞砂　桂介

令和８年10月20日付

東京5825　柴山　清和　　長野2181　古**厩**　正博
兵庫2420　藤原　明雄　　奈良 467　吉村　　諭

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

令和８年11月12日　　新潟県教育委員会

１　失効した免許状の種類、番号

⑴　中学校教諭一種免許状（保健体育）
　平７中１第15533号

⑵　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
　平７高１第15593号
　授与年月日　平成７年３月31日
　授与権者　東京都教育委員会
　氏　　名　小田　和輝
　本　籍　地　新潟県

２　失効年月日　令和８年10月23日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ニ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年11月12日　　福岡県教育委員会

１．氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、免許状の番号

⑴　堀川　　廉、宮崎県、中学校教諭一種免許状（保健体育）、東京都教育委員会、令和７年３月31日、令６中１第5887号

⑵　堀川　　廉、宮崎県、高等学校教諭一種免許状（保健体育）、東京都教育委員会、令和７年３月31日、令６高１第7285号

２．失効年月日　令和８年10月15日

３．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ハ）該当

公示送達

前橋勢多都市計画事業小暮土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による令和5年8月28日付仮換地指定通知は、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒否し、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて、通知の内容を下記のとおり公告します。

令和８年11月12日

前橋勢多都市計画事業
小暮土地区画整理事業
施行者　前橋市
代表者　市長　小川　　晶

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　群馬県前橋市富士見町時沢1833番地５
氏名　青木　幸子
住所　埼玉県坂戸市伊豆の山町60番地１
　サンライフM201号室
氏名　青木　嘉人

２　通知の内容

土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、前橋勢多都市計画事業小暮土地区画整理事業の仮換地指定について、別紙仮換地指定通知書及び仮換地図のとおり仮換地指定します。

（教示）

１　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に群馬県知事に審査請求をすることができます。（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この通知については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、施行者（前橋市）を被告として（訴訟において前橋市を代表する者は前橋市長となります。）、仮換地指定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると仮換地指定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、仮換地指定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙仮換地指定通知書及び仮換地図は省略し、それらを群馬県前橋市富士見町時沢1833番地10において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

北海道札幌市中央区南二条西五丁目三一番一号ＲＭＢ１ｄｇ．七〇一

株式会社ＴＡＤＡＯＭＩ．ＡＲＴ

代表清算人　川﨑　忠臣

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

北海道伊達市末永町九三番地

株式会社カマダ

代表清算人　鎌田みどり

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

青森県弘前市大字堅田三丁目五番地二

株式会社三栄工務店

代表清算人　寺谷真紀子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二個月にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

岩手県一関市厳美町字祭畤三二番地

コウミ観光産業株式会社

代表清算人　木皿　譲司

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

秋田市八橋鯰沼町一番二一号

株式会社ビンテック

代表清算人　西野　大輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

秋田県横手市平鹿町下鍋倉字下捨一一九番地一二

合同会社ケアプランここ

清算人　鈴木　薫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

福島県いわき市常磐関船町堀田六番地

Ｉｋｉ　Ｄｅｓｉｇｎ株式会社

代表清算人　小島　康成

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

栃木県宇都宮市簗瀬町一四九三番地

有限会社桐谷商店

清算人　桐谷　房夫

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

群馬県前橋市西片貝町二丁目三九番地三

一般社団法人なないろ

清算人　外山　美幸

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

群馬県太田市新井町五四四番地の一〇

特定非営利活動法人ひまわりの家

清算人　佐田登志男

解散公告

当社は、令和八年十月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

群馬県前橋市女屋町一七八番地

株式会社ユートピアＫＴ

代表清算人　田代　健一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

群馬県前橋市昭和町一丁目四番一二号

有限会社エイクロス

清算人　東野　英昭

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

群馬県伊勢崎市大手町一三番一二号

有限会社ＩＢＥリース

清算人　伊部　泰行

解散公告

当社は、令和八年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県越谷市レイクタウン七丁目三番地四一

株式会社ＶＡＮＴ

代表清算人　何　麗

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県飯能市大字中山四五五番地

有限会社石森無線電機

清算人　石森　庸元

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県深谷市白草台一五六五番地六

フジクラソリューションズ株式会社

代表清算人　秋田　秀俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

千葉県鎌ケ谷市粟野八一三番地八九

合同会社ＥＣＯ　Ｐｒｏｄｕｃｅ

清算人　佐藤　雅展

解散公告

当社は、令和八年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

千葉県長生郡長生村金田三〇八〇番地

有限会社木島自動車工業

清算人　木島安都智

解散公告

当社は、令和八年十月二十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都中央区八丁堀三丁目二六番八号

株式会社ビー・ストリーム

代表清算人　古宇田和彦

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十一月十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、令和九年一月十四日までにお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都千代田区内神田一―九―五ＳＦ内神田ビル八階　ＲｏｌｅＢａｎｋ株式会社

代表清算人　豊澤　友葵

解散公告

当社は、令和八年九月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ　合同会社葵

清算人　片岡由佳子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都新宿区百人町一丁目二二番三号新宿ナショナルコート四〇一号

日米ホーム株式会社

代表清算人　大越　孝子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都国分寺市本町二丁目二三番五号ラフィネ込山Ｎｏ．三―六〇三号

株式会社リデック

代表清算人　宇都　精吾

解散公告

当社は、令和八年十月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都日野市東豊田三丁目一番地の三六

有限会社タカデン

清算人　髙橋　孝行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都大田区南六郷二丁目三五番一―九一一号

有限会社ダイブワークス

清算人　井原　武

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都杉並区浜田山四―三一―一

あおぞらケア合同会社

清算人　太田研一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都港区六本木七丁目六番五号

アートポート・ホールディングス・ジャパン株式会社　代表清算人　西村　豊一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都港区六本木七丁目六番五号

ドラゴンウェイ株式会社

代表清算人　西村　豊一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都港区六本木七丁目六番五号

株式会社ＡＰＩ―ＯＮＥ

代表清算人　西村　豊一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都港区六本木七丁目六番五号

株式会社Ｈ．Ｍ．Ｄｒｅａｍ

代表清算人　西村　豊一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都港区六本木七丁目六番五号

京都平安振興会株式会社

代表清算人　髙﨑　正年

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

Ｌｕｘｉｕｍ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ　Ｊａｐａｎ合同会社　清算人　鈴木　将彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

株式会社ステイフーリッシュ

代表清算人　上川　博史

解散公告

当社は、令和八年十一月十一日の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

一般社団法人Ｒａｐｐｏｒｔ２

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

合同会社Ｒａｐｐｏｒｔ２

清算人　出澤　貴人

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都立川市砂川町八丁目六八番地の一六
ウィスタリアマンション砂川一〇二号室
特定非営利活動法人認知行動カウンセリング研究会
清算人　横内　弥生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都新宿区上落合二丁目六番四号
有限会社有波ビル
清算人　有波富由樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都北区王子四丁目二四番一一号ＩＫビル七階
有限会社ヤクシュ
清算人　後藤　雄次

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都北区浮間一丁目一番一四号リムジンビル一〇三
満堂紅株式会社
代表清算人　趙　稼

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都立川市一番町二二番地の二一
株式会社オトヒヤリング・デザイン
代表清算人　西野　安男

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都荒川区東尾久二丁目二―九三祥ビル二二四号室
龍江合同会社
清算人　杜　竜江

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内
一般社団法人ＴＣ１３
代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内
ＴＣ１３合同会社
清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和八年十月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都板橋区常盤台一丁目一八番六号
株式会社テイ・オー・エム電子計算センター
代表清算人　千代　正俊

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ
株式会社マネープライム
代表清算人　佐藤　大輔

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号
一般社団法人Ｐｕｉｓｓａｎｔ　Ｃｈｅｆ
代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号
合同会社Ｐｕｉｓｓａｎｔ　Ｃｈｅｆ
清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都世田谷区宮坂二丁目二六番二六号
株式会社アームアタッシュ
代表清算人　渡邊　良則

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日付株主総会の決議において解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都品川区上大崎三丁目一四番三五号
山手ビル五階
Ｖｉｄｙｏ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表清算人　アン・ルー

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

横浜市鶴見区馬場一丁目二五番四号
有限会社五十嵐マリンサービス
代表清算人　五十嵐　学

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

神奈川県横浜市中区山下町九九番地山下公園サンライトマンション一号棟四〇四号室
株式会社Ｊ＆Ｋ
代表清算人　髙﨑　正年

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

横浜市港北区日吉七丁目一七番三五号五〇一
合同会社いちのま住宅企画
清算人　水野　智之

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

神奈川県厚木市岡田三丁目二番三〇号

有限会社大山土木

清算人　大山　秋子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告の掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

新潟県南魚沼市浦佐三〇五〇番地一

株式会社ユートピア越後

代表清算人　上村　大輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告の掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

新潟県南魚沼市浦佐三〇五〇番地一

有限会社トーア

清算人　上村　大輔

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日をもって解散することとなりました。

つきましては、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

新潟市中央区神道寺一丁目六番三九号

株式会社Ｕ－ａｎｙ

代表清算人　永原健太郎

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

新潟県新潟市西区坂井東五丁目二七番四号

有限会社鳥仙

代表清算人　平松恵二郎

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

石川県小松市坊丸町一番地

株式会社ウサギ

代表清算人　住田　道和

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

山梨県南アルプス市藤田二九八

有限会社中桜板金工業所

代表清算人　中込　　寿

解散公告

当会社は、令和八年九月十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

長野県松本市梓川梓七四八三番一号

株式会社ｎａｂｅ

代表清算人　村井　賢介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

静岡県伊東市八幡野一二一四番地二四

内藤ファミリー有限会社

清算人　髙﨑　正年

解散公告

当社は、令和八年十月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

静岡県磐田市宮之一色九五六番地二

株式会社ＳＨＩＲＡＹＡＮＡＧＩ

代表清算人　海野　光夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

愛知県岡崎市保母町伊賀山屋敷一九番地

フレーキングオフ株式会社

代表清算人　松岡　　怜

解散公告

当法人は、令和八年十月十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪一番地九八

特定非営利活動法人あいち臓器提供支援プログラム

清算人　絹川　常郎

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

愛知県豊田市石畳町坂下二五一番地九四

都築コーポレーション株式会社

代表清算人　都築　英和

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

三重県伊賀市問屋町四五番地

株式会社大進水産

代表清算人　中窪　啓司

解散公告

当社は、令和八年十月八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

滋賀県栗東市手原五丁目九番三号

有限会社新島建材

清算人　新島　二郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

滋賀県栗東市上鈎一六〇番地一

株式会社ＴＩＭＣ

代表清算人　井上　敬文

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

京都市伏見区深草西浦町一丁目一五番六号

ｙｕｙｕビル二Ｄ室

Ｋｉｚｕｎａ株式会社

代表清算人　チャイ・チュアン・チエ

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

大阪市中央区今福東一丁目一四番一八号今福グランドハイツ一二一三室

コウセイコウ株式会社

代表清算人　小田切　豊

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

大阪市天王寺区生玉町一一―二九朝日プラザ高津第一　一〇八

ＤＸ株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

大阪市東淀川区東中島一丁目二〇番一二―九一九

宝琉株式会社

代表清算人　夏　来鳳

解散公告

当社は、令和八年十一月一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

大阪市東住吉区桑津五丁目一〇番三号

株式会社ＴＮＫコーポレーション

代表清算人　田中　裕介

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

岡山県岡山市北区西古松五三番地一

有限会社アベスタ

清算人　森　友子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

広島県廿日市市宮園一丁目一二番地一

大根木材建設株式会社

代表清算人　大根　司

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

徳島市北沖洲一丁目七番四五号

藤堂株式会社

代表清算人　宮城　幸子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

福岡市早良区原五丁目二番二七号五〇四号室

株式会社ミサキ

代表清算人　増田　哲郎

解散公告

当社は、令和八年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

福岡市中央区春吉三丁目一五―二二―一二〇九号

ＮＰＯ法人スマイルハート

清算人　橋口　和子

解散公告

当法人は、令和八年九月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

北九州市八幡西区町上津役西二丁目二二番二二号

有限会社マツナカ

清算人　松中　謙二

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

熊本県八代市萩原町二丁目一番六号

特定非営利活動法人あゆり

清算人　頼藤　浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

熊本市北区植木町植木四九八番地

合同会社リヴェール

清算人　宮崎　恵子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

愛知県大府市月見町三丁目八八番地

医療法人バンビ会

清算人　伴　賢一

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月二十三日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和八年九月三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

札幌市清田区平岡六条四丁目一四番一号

医療法人Ｍ＆Ｃｏ.

清算人　水本　昇克

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

千葉県白井市大山口二丁目三番三号

医療法人社団宝樹会

清算人　森川　眞一

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年九月二十九日東京都知事認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都港区芝浦三丁目九番一号

東中延一丁目11番地区防災街区整備事業組合

代表清算人　漆原　諄佶

解散公告（第二回）

当社は、平成十七年五月三十一日に解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都大田区大森南一丁目二二番一一号

有限会社福島製作所

清算人　佐藤　一雄

解散公告（第二回）

当組合は渋谷区長より令和八年十月二十七日に解散の認可を受けたので、当組合に債権を有する方は本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都新宿区四谷三丁目一二番地株式会社UG都市建築内

恵比寿フラワーホームマンション再生組合

代表清算人　石井　謙次

解散公告（第二回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

横浜市金沢区福浦二丁目一五番地二号

京急文庫タクシー労働組合

清算人　小松　新一

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月二十七日総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

高知県高岡郡佐川町乙二〇六二番地一

黒住教佐川教会所

清算人　中川　幸男

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月十五日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により令和八年九月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

長崎県平戸市田平町里免一三六番地一

医療法人いなほ

代表清算人　稲澤　浩晃

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

札幌市豊平区美園九条七丁目四番二一号

日本基督教団十二使徒教会

清算人　杉本　和道

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年十月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビルヂング四階

税理士法人丸の内ソレイユ

清算人　中里妃沙子

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年九月七日開催の大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十二日

広島市南区宇品海岸三丁目六番四〇号

広島競輪労働組合

清算人　堀内　宏美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字十一日町三四番地、最後の住所青森県八戸市大字白銀町字右岩淵通四〇番地の三　被相続人　亡　永洞　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

青森県八戸市十三日町一ヴィアノヴァ六階

弁護士法人青森リーガルサービス　八戸シティ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山口　龍介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字野田一丁目六番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川村　太助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

青森県弘前市大字塩分町四番地四　小田切・米山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小田切　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市唐桑町中井三七六番地三、最後の住所仙台市宮城野区田子二丁目二四番二六号センチュリー一九五―一〇一　被相続人　亡　吉田　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

仙台市青葉区一番町二丁目七番一二号三階

法律事務所ボラリス

相続財産清算人　弁護士　藤間　環

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市浜尻町二一七番地一二、最後の住所群馬県高崎市浜尻町二一七番地一二　被相続人　亡　狩野　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

群馬県高崎市本町一七二番地

相続財産清算人　弁護士　坂本　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋本町四丁目四番、最後の住所埼玉県朝霞市膝折町三丁目五番二二号　被相続人　亡　中村　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番二号駒崎ビル二〇三飯塚総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　飯塚　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区練馬二丁目三一番、最後の住所埼玉県川口市川口四丁目三番二二―二〇八号　第二永谷マンション　被相続人　亡　榊原　智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県さいたま市浦和区仲町二―一六―四　第三アルクビル三階浦和はやと法律事務所

相続財産清算人　弁護士　石塚　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県合志市須屋二六九五番地三八一、最後の住所埼玉県越谷市東越谷四丁目二四番地一八ミッキーハウス東越谷二〇五　被相続人　亡　福住　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県越谷市南越谷一丁目一六番地一二新越谷第一生命ビルディング五階弁護士法人江原総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　黒澤　洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幸手市平須賀二丁目五四七番地、最後の住所埼玉県幸手市大字平野九二〇番地　あやめ寮　被相続人　亡　関口　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県さいたま市大宮区東町一―一四五―一階

相続財産清算人　弁護士　池上　雅弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西尾久八丁目四七一番地、最後の住所埼玉県川口市領家二丁目二六番一号みつばメゾン川口領家東棟

被相続人　亡　宮尾　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―一東和ビル四階埼玉総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　伊須慎一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市大久保二丁目四番、最後の住所千葉市花見川区朝日ケ丘二丁目一番一棟一〇〇九号

被相続人　亡　細見　元昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　安倍　睦実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区小田三丁目一六三番地、最後の住所千葉県市原市青葉台二丁目二二番地の二〇

被相続人　亡　村川　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

事務所千葉市中央区中央一丁目八番六号第12CIビル六階青葉総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　永冶　衣理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市上町一丁目一〇〇番地、最後の住所神奈川県横須賀市上町一丁目一〇〇番地

被相続人　亡　渡辺佐惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二サクマ横須賀ビル三〇一

相続財産清算人　弁護士　伊東　秀文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市中央一丁目六番、最後の住所神奈川県相模原市南区南台五丁目一〇番二三号グレイスメゾンセンチュリー二〇二

被相続人　亡　児玉志寿子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

神奈川県相模原市中央区相模原六丁目二二番九号朝日相模原ビル二〇二　弁護士法人フォースクエア法律事務所

相続財産清算人　弁護士　田中穂奈美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市高津区北見方一丁目二九八番地、最後の住所川崎市高津区坂戸一丁目一〇番一五号グランダ溝の口

被相続人　亡　田邉千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

川崎市川崎区駅前本町一一番地一パシフィックマークス川崎ビル八階　川崎パシフィック法律事務所

相続財産清算人　弁護士　齋藤　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市木津二の八九番地、最後の住所富山県高岡市蓮花寺四二四番地一〇

被相続人　亡　畑中　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

富山県砺波市宮沢町一番五一号アイビジョン二―A

相続財産清算人　弁護士　蓑　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市上滝二七〇番地、最後の住所富山県中新川郡立山町前沢中央町三八番地

被相続人　亡　金山　益子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

事務所富山市西田地方町一丁目三番八号林法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松原　悠人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡辰野町大字赤羽四五〇番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　瀬戸　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

長野県伊那市下新田三〇四一番地四　三浦由美法律事務所

相続財産清算人　弁護士　三浦　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県榛原郡吉田町住吉二二三二番地、最後の住所静岡県榛原郡吉田町住吉二二三二番地

被相続人　亡　水野　智示

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

静岡県榛原郡吉田町住吉五七二番地の二

相続財産清算人　司法書士法人つなぐ

代表者社員　増田　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市土成町秋月字月成一〇〇番地二、最後の住所大阪府大阪市此花区梅香一丁目一七番五号

被相続人　亡　森　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング五階

相続財産清算人　弁護士　伊藤　芳晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区北村一丁目一二番、最後の住所大阪府大阪市大正区泉尾二丁目一五番一号

被相続人　亡　吉平惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

大阪市北区西天満三―一四―一六西天満パークビル三号館五階

相続財産清算人　弁護士　室永　佳宏

第1期決算公告

令和8年11月12日

東京都港区虎ノ門二丁目6番1号

MP－2508株式会社

代表取締役　池田　大輔

貸借対照表の要旨（令和8年6月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	165
	固定資産	44,713
	合計	44,878
負債及び純資産の部	流動負債	963
	固定負債	7,041
	株主資本	36,874
	資本金	10
	資本剰余金	37,822
	その他資本剰余金	37,822
	利益剰余金	△957
	その他利益剰余金	△957
	（うち当期純損失）	（957）
	合計	44,878

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区蒲生町四丁目五四番地、最後の住所大阪府大阪市都島区都島南通一丁目一四番三号　被相続人　亡　福本　啓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

大阪市中央区北浜二丁目五番一三号北浜平和ビル四階

相続財産清算人　弁護士　中村　正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市四郷町見野一〇二〇番地、最後の住所兵庫県小野市広渡町二三番地

被相続人　亡　中村　至人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

兵庫県加東市社五三五番地四

相続財産清算人　司法書士　本多　義博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区東雲一丁目一四番、最後の住所広島市南区東雲一丁目一四番三二号

被相続人　亡　藤原　佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

広島県山県郡北広島町南方二一九九番地、最後の住所広島県山県郡北広島町南方一七五〇番地

被相続人　亡　大坪　文信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

広島市中区中町七番一六号ポレスター広島三階　パソ・ア・パソ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　滑川　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県山県郡北広島町南方二一九九番地、最後の住所広島県山県郡北広島町南方一七五〇番地

被相続人　亡　大坪　文信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

広島市中区白島中町一七番一七号

相続財産清算人　司法書士　並川　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市吉津町四〇四番地、最後の住所広島県福山市水呑町三新田一丁目三八九番地

被相続人　亡　田嶋　敦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

広島県福山市駅家町大字万能倉七三四番地四―二―A　相続財産清算人　佐藤　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字沖宇部三一一番地、最後の住所山口県宇部市東芝中町三番五号

被相続人　亡　寄能　玉江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

山口県宇部市松山町一丁目四番一号　前田法律事務所　相続財産清算人　前田　琢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市大畠九五〇番地、最後の住所山口県柳井市大畠一二七七番地

被相続人　亡　村田美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

山口県岩国市錦見一丁目三番六一―二号

相続財産清算人　山本　健吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県熊毛郡上関町大字室津七四九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　明石　孝作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

山口県岩国市山手町一丁目一六番一〇号山手町ビル六〇一号

相続財産清算人　弁護士　山近　繁之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市福島一丁目三三〇番地、最後の住所徳島県徳島市徳島本町二丁目二二番地一

被相続人　亡　橋岡　照男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

徳島県徳島市寺島本町東三丁目一二番地六

徳島駅前濱口ビル二F

相続財産清算人　弁護士　篠原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市鷹子町三九七番地、最後の住所愛媛県松山市南吉田町一八七二番地二

グループホームしょうせきあいあい

被相続人　亡　宮本　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

愛媛県松山市宮田町一〇八番地九　梶田ビル四階　加地法律事務所

相続財産清算人　弁護士　加地　繁行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市長浜四九八六番地、最後の住所高知市宝永町九番一三号

被相続人　亡　竹林　瞳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

高知市本町四丁目一番一六号　高知電気ビル八階　行田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　西森やよい

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑紫野市大字原六九六番地二〇、最後の住所福岡県太宰府市観世音寺六丁目一五番一一号　被相続人　亡　城　カヲリ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

福岡県筑紫野市二日市中央五丁目三番一六号

相続財産清算人　司法書士　西中　義桂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市界一丁目二四番地二、最後の住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷三七七七番地五フォーレツインキャッスル一三〇四号

被相続人　亡　服部　圭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月三十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

長崎市万才町六番三三号高木ビル三階司法書士法人吉田合同事務所

相続財産清算人　司法書士　吉田　修司

第16期決算公告

令和８年11月12日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番１号

株式会社ＣＯＡＳＳ

代表取締役　牧　広史

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,497
	固定資産	239
	合計	12,736
負債及び純資産の部	流動負債	16,784
	固定負債	31,592
	株主資本	△35,639
	資本金	5,000
	利益剰余金	△40,639
	その他利益剰余金	△40,639
	（うち当期純利益）	(667)
	合計	12,736

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県合志市栄一七四番地、最後の住所熊本県合志市御代志七一八番地四菊香園

被相続人　亡　長野ヒデ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

熊本県阿蘇郡西原村大字小森三一八〇番地一

相続財産清算人　司法書士　髙橋愛子こと

澤村　愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市下荒田三丁目三番、最後の住所鹿児島市山下町一二番一二号一二三ビル九〇九号　被相続人　亡　堀切　智典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

鹿児島市山下町一七―九　柚木ビル二階

向陽法律事務所

相続財産清算人　弁護士　下之薗優貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曽於郡大崎町菱田一二二二番地一、最後の住所鹿児島県曽於郡大崎町菱田一二二二番地一（菱田住宅三四号）

被相続人　亡　堀之内和美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

鹿児島県鹿屋市寿八丁目一六番四八―三号

天馬法律事務所

相続財産清算人　弁護士　武井　慶彦

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　ウィティモアスーザン、ジョージナ

住所　カナダ国

生年月日　一九四八年五月二十九日

二　供託所　仙台法務局

三　供託番号　令和八年度金第三五九二号

四　供託金額　七、三三三、〇七七円

五　裁判所　仙台家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第三〇〇五四号

令和八年十一月十二日

宮城県仙台市青葉区大町二丁目三番一一号

レイトンビル五階

不在者財産管理人　石神　淳

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　林　三郎

住所　群馬県吾妻郡長野原町大字應桑六二六番地

生年月日　昭和十二年六月十三日

二　供託所　前橋地方法務局中之条支局

三　供託番号　令和八年度金第五〇号

四　供託金額　三一七、五八五円

五　裁判所　前橋家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和八年（家）第二一〇〇四号

令和八年十一月十二日

群馬県高崎市筑縄町五二―七　梅山第一ビル二〇一号　つくなわ法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　大野　岳

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　河本　幸子

最後の住所　広島市東区東山町一番九号蓬萊園

生年月日　昭和五年九月六日

死亡年月日　令和七年三月二十七日

二　供託所　広島法務局

三　供託番号　令和八年度金第一七七三号

四　供託金額　六五四、八七三円

五　裁判所　広島家庭裁判所

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和八年（家）第三〇二三一号

令和八年十一月十二日

広島県東広島市西条岡町一〇番一〇号ベに屋ビル二〇三号

相続財産管理人　司法書士　山崎　弦太

第57期決算公告　令和8年9月14日

東京都渋谷区渋谷3丁目1番4号

日本情報産業株式会社

代表取締役　下川　秀樹

貸借対照表の要旨（令和8年6月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	7,803
	固定資産	29,019
	資産合計	36,822
負債及び純資産の部	流動負債	5,054
	固定負債	134
	株主資本	31,513
	資本金	100
	利益剰余金	37,328
	（うち当期純利益）	(4,856)
	自己株式	△5,915
	評価・換算差額等	121
	その他有価証券評価差額金	121
	負債・純資産合計	36,822

第29期決算公告

令和8年11月12日

東京都立川市柴崎町二丁目2番4号ライジングサンビル4F

株式会社フジセイ

代表取締役　黒澤　孝司

貸借対照表の要旨

（令和8年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,779
	固定資産	152
	資産合計	33,931
負債及び純資産の部	流動負債	689
	株主資本	33,241
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,241
	その他利益剰余金	23,241
	（うち当期純利益）	(331)
	負債・純資産合計	33,931

第33期決算公告

令和8年11月12日

東京都世田谷区奥沢五丁目40番16号

株式会社ウッズライン

代表取締役　小林　誠幸

貸借対照表の要旨

（令和8年2月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,944
	固定資産	396,958
	資産合計	429,903
負債及び純資産の部	流動負債	335,874
	固定負債	4,170
	株主資本	89,858
	資本金	20,000
	利益剰余金	69,858
	その他利益剰余金	69,858
	（うち当期純損失）	(35,261)
	負債・純資産合計	429,903

第13期決算公告

令和8年11月12日

横浜市都筑区東山田四丁目39番24号

株式会社横浜ロジスティック

代表取締役　伊藤　智恵

貸借対照表の要旨

（令和8年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,398
	固定資産	1,658
	資産合計	7,056
負債及び純資産の部	流動負債	24,154
	株主資本	△17,097
	資本金	3,000
	利益剰余金	△20,097
	その他利益剰余金	△20,097
	（うち当期純損失）	(1,656)
	負債・純資産合計	7,056

第4期決算公告　令和8年11月12日

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番3号横浜コネクトスクエア12階

ネオジェンジャパン株式会社

代表取締役　ソン・ビョンイク

貸借対照表の要旨（令和8年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,073,196
	固定資産	3,881,427
	合計	5,954,623
負債及び純資産の部	流動負債	1,299,640
	固定負債	3,184,767
	株主資本	1,470,216
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,350,980
	資本準備金	1,350,980
	利益剰余金	19,236
	その他利益剰余金	19,236
	（うち当期純損失）	(65,195)
	合計	5,954,623

第1期決算公告　令和8年11月12日

東京都渋谷区渋谷三丁目6番15号

21フィンテック株式会社

代表取締役　ホウ・ユウ・チョウ

貸借対照表の要旨（令和6年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3
	固定資産	10,694
	資産合計	10,697
負債及び純資産の部	流動負債	1,942
	固定負債	4,956
	株主資本	3,800
	資本金	100
	資本剰余金	11,695
	資本準備金	11,695
	利益剰余金	△7,995
	その他利益剰余金	△7,995
	（うち当期純損失）	(7,995)
	負債・純資産合計	10,697

第 54 期決算公告

令和８年11月12日
大阪市住之江区粉浜西二丁目３番34号
住吉産業株式会社
代表取締役　幾谷　安博

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,950
	固定資産	21,773
	合計	72,723
負純資債及産のび部	流動負債	6,244
	法人税等引当金	541
	その他	5,704
	固定負債	—
	株主資本	66,479
	資本金	10,000
	利益剰余金	56,479
	その他利益剰余金	56,479
	（うち当期純利益）	(4,073)
	合計	72,723

第 9 期決算公告

令和８年 11 月 12 日
富山市南央町37番６
株式会社ＭＩＮＡＭＯＴＯ　ＧＲＯＵＰ
代表取締役　源　　八郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	22
	固定資産	5,111
	合計	5,133
負純資債及産のび部	流動負債	4
	株主資本	5,129
	資本金	10
	資本剰余金	5,093
	その他資本剰余金	5,093
	利益剰余金	25
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	22
	（うち当期純利益）	(15)
	合計	5,133

第 64 期決算公告

令和８年11月12日
富山市南央町37番６
株式会社源

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,735
	固定資産	3,933
	合計	5,668
負純資債及産のび部	流動負債	591
	納税引当金	1
	固定負債	23
	株主資本	5,053
	資本金	70
	資本剰余金	1,638
	その他資本剰余金	1,638
	利益剰余金	3,344
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	3,323
	（うち当期純損失）	(70)
	合計	5,668

第 36 期決算公告

令和８年８月 17 日　　熊本市中央区安政町１番２号
株式会社カリーノ
代表取締役　馬場　英治

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,662	流動負債	2,647
固定資産	15,787	固定負債	10,614
繰延資産	0	株主資本	5,158
		資本金	60
		資本剰余金	515
		その他資本剰余金	515
		利益剰余金	4,583
		利益準備金	16
		その他利益剰余金	4,566
		（うち当期純利益）	(427)
		評価・換算差額等	31
		その他有価証券評価差額金	31
資産合計	18,450	負債・純資産合計	18,450

第 31 期決算公告

令和８年 11 月 12 日
埼玉県北足立郡伊奈町西小針７丁目４番地１
フジパンＱＳＲ株式会社
代表取締役　小山　　郁

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,995,744	流動負債	1,347,577
固定資産	2,294,794	固定負債	455,744
		（うち退職給付引当金）	(421,865)
		負債合計	1,803,321
		株主資本	3,487,217
		資本金	490,000
		利益剰余金	2,997,217
		利益準備金	122,500
		その他利益剰余金	2,874,717
		（うち当期純利益）	(527,490)
		純資産合計	3,487,217
資産合計	5,290,538	負債・純資産合計	5,290,538

第 1 期決算公告

令和８年 11 月 12 日
東京都港区麻布台一丁目３番１号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー17階
Ｃｕｒｉｅ２株式会社
代表取締役　エゼキエル・ダニエル・アーリン

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	116,930	流動負債	880
固定資産	23,759,243	株主資本	23,875,294
		資本金	25
		資本剰余金	24,556,218
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	24,556,193
		利益剰余金	△949
		その他利益剰余金	△949
		（うち当期純損失）	(949)
		自己株式	△680,000
資産合計	23,876,174	負債・純資産合計	23,876,174

第 14 期決算公告

令和８年 10 月 23 日
東京都港区赤坂二丁目17番22号
株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役　丸木　　強

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	452,415	流動負債	405,423
固定資産	180,511	固定負債	2,149
		株主資本	223,515
		資本金	50,000
		資本剰余金	61,386
		資本準備金	61,386
		利益剰余金	112,128
		その他利益剰余金	112,128
		（うち当期純利益）	(25,558)
		評価・換算差額等	1,838
		その他有価証券評価差額金	1,838
資産合計	632,927	負債・純資産合計	632,927

第 21 期決算公告

令和８年 11 月 12 日　　東京都中央区銀座六丁目13番９号bizcube
株式会社キャリッジリターン
代表取締役　福田　信也

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	253,268	流動負債	202,873
固定資産	121,536	固定負債	139,800
		株主資本	32,131
		資本金	83,700
		資本剰余金	25,700
		資本準備金	24,200
		その他資本剰余金	1,500
		利益剰余金	△72,068
		利益準備金	661
		その他利益剰余金	△72,729
		（うち当期純利益）	(9,215)
		自己株式	△5,200
資産合計	374,805	負債・純資産合計	374,805

第 27 期決算公告

令和８年 11 月 12 日　　東京都港区芝公園二丁目６番３号
株式会社ディアーズ・ブレイン
代表取締役　小岸　弘和

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,917,635	流動負債	3,542,711
固定資産	14,061,998	賞与引当金	138,559
		損害賠償損失引当金	8,000
		固定負債	4,122,092
		株主資本	8,314,830
		資本金	50,000
		資本剰余金	8,898,723
		資本準備金	4,481,097
		その他資本剰余金	4,417,625
		利益剰余金	3,555,043
		その他利益剰余金	3,555,043
		（うち当期純利益）	(931,342)
		自己株式	△4,188,936
資産合計	15,979,634	負債・純資産合計	15,979,634

第12期決算公告

令和８年11月12日
高知県土佐清水市西町２番１号
こうち・しみずメガソーラー株式会社
代表取締役　橋本　敏男

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,324
	固定資産	148,557
	合計	165,881
負債及び純資産の部	流動負債	28,636
	固定負債	70,987
	株主資本	66,258
	資本金	52,000
	利益剰余金	14,258
	利益準備金	7,384
	その他利益剰余金	6,874
	（うち当期純利益）	(6,390)
	合計	165,881

第13期決算公告

令和８年10月23日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
ディエイチ・アセット・ワン特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	33,682,073
固定資産	44,113,080	固定負債	742,303
特定資産合計	44,113,080	負債合計	34,424,377
その他の資産		社員資本	12,034,944
流動資産	2,343,314	特定資本金	100
投資その他の資産	2,686	優先資本金	15,000,000
繰延資産	240	剰余金	△2,965,155
		当期未処理損失	2,965,155
その他の資産合計	2,346,241	純資産合計	12,034,944
資産合計	46,459,321	負債・純資産合計	46,459,321

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,591,670
営業費用	1,764,355
営業損失	172,685
営業外収益	4,477
営業外費用	9
経常損失	168,217
税引前当期純損失	168,217
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	169,427
前期繰越損失	2,795,728
当期未処理損失	2,965,155

第14期決算公告

令和８年11月12日
高知県高岡郡日高村本村209番地１
こうち・ひだかメガソーラー株式会社
代表取締役　松岡　一宏

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	97,294
	固定資産	133,260
	合計	230,554
負債及び純資産の部	流動負債	25,531
	固定負債	47,279
	株主資本	157,744
	資本金	131,000
	利益剰余金	26,744
	利益準備金	12,707
	その他利益剰余金	14,037
	（うち当期純利益）	(11,315)
	合計	230,554

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日
群馬県渋川市渋川七二三番地乙の一
株式会社渋川園芸市場
代表取締役　中村　光伸

第55期決算公告

令和８年11月12日
群馬県渋川市渋川723番地乙の１
株式会社渋川園芸市場
代表取締役　中村　光伸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,393
	固定資産	1,691
	資産合計	18,084
負債及び純資産の部	流動負債	3,529
	固定負債	510
	株主資本	14,045
	資本金	30,000
	利益剰余金	△15,954
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	△15,974
	（うち当期純利益）	(2,837)
	負債・純資産合計	18,084

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日
群馬県渋川市渋川七二三番地乙の一
株式会社渋川園芸市場
代表取締役　中村　光伸

第５期決算公告

令和８年８月17日
熊本市中央区安政町１番２号
株式会社カリーノリアルエステート
代表取締役　馬場　英治

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	199
	固定資産	5,690
	合計	5,889
負債及び純資産の部	流動負債	655
	固定負債	4,422
	株主資本	811
	資本金	10
	資本剰余金	625
	資本準備金	625
	利益剰余金	175
	その他利益剰余金	175
	（うち当期純利益）	(50)
	合計	5,889

令和８年11月12日
群馬県高崎市上大類町1033番地
株式会社求人ジャーナル
代表取締役　箱田　好男

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,380,680
	固定資産	9,138,224
	合計	16,518,904
負債及び純資産の部	流動負債	1,157,688
	固定負債	36,304
	株主資本	15,324,912
	資本金	25,150
	資本剰余金	150
	資本準備金	150
	利益剰余金	15,299,612
	その他利益剰余金	15,299,612
	（うち当期純利益）	(617,703)
	合計	16,518,904

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十億六千九百十四万三千九百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日
群馬県高崎市上大類町一〇三三番地
株式会社求人ジャーナル
代表取締役　箱田　好男

第１期決算公告

令和８年６月25日
沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
ＤＭＯなんじょう株式会社
代表取締役　知念　厚

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,662
	固定資産	348
	資産合計	50,011
負債及び純資産の部	流動負債	9,722
	負債合計	9,722
	株主資本	40,288
	資本金	40,000
	利益剰余金	288
	その他利益剰余金	288
	（うち当期純利益）	(288)
	純資産合計	40,288
	負債・純資産合計	50,011

第８期決算公告

令和８年11月12日
東京都港区新橋四丁目21番３号
新橋東急ビル12階
株式会社ＭＢキャピタル
代表取締役　野元　一臣

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	261,935
	固定資産	1,191,872
	合計	1,453,807
負債及び純資産の部	流動負債	45,471
	固定負債	996,150
	株主資本	412,186
	資本金	400,000
	利益剰余金	12,186
	利益準備金	12,186
	（うち当期純利益）	(5,343)
	合計	1,453,807

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日
東京都港区新橋四丁目二一番三号新橋東急ビル一二階
株式会社ＭＢキャピタル
代表取締役　野元　一臣

第38期決算公告

令和８年11月12日

愛知県岡崎市羽根町字陣場303番地

株式会社パトコーポレーション

代表取締役　鳥居恵美子

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,066
	固定資産	1,714,701
	合計	1,783,767
負債及び純資産の部	流動負債	183,574
	固定負債	1,343,940
	株主資本	256,252
	資本金	3,000
	利益剰余金	253,252
	その他利益剰余金	253,252
	（うち当期純利益）	(12,230)
	合計	1,783,767

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を十二億七千四百十六万五千三百二十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日

愛知県岡崎市羽根町字陣場三〇三番地

株式会社パトコーポレーション

代表取締役　鳥居恵美子

決　算　公　告

令和８年11月12日

東京都港区六本木一丁目４番５号

アークヒルズサウスタワー

Ｒｅｖｏｌｕｔフィナンシャルホールディングス株式会社

代表取締役　巻口　蓉子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	10,000
	資産合計	10,000
負債及び純資産の部	流動負債	29,100
	株主資本	△19,100
	資本金	10,000
	利益剰余金	△29,100
	その他利益剰余金	△29,100
	（うち当期純損失）	(29,100)
	負債・純資産合計	10,000

第12期決算公告

令和８年11月12日

兵庫県尼崎市南武庫之荘九丁目18番21号

株式会社クラノス

代表取締役　金子　友香

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	137,958
	固定資産	334,027
	合計	471,986
負債及び純資産の部	流動負債	3,820
	固定負債	1,271
	株主資本	466,894
	資本金	1,000
	資本剰余金	100
	その他資本剰余金	100
	利益剰余金	525,794
	その他利益剰余金	525,794
	（うち当期純利益）	(9,150)
	自己株式	△ 60,000
	合計	471,986

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社リガーレ（住所兵庫県宝塚市仁川北三丁目一一番七号）に対して当社の不動産（尼崎市武庫之荘二丁目に所在する物件）事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日

兵庫県尼崎市南武庫之荘九丁目一八番二一号

株式会社クラノス

代表取締役　金子　友香

第20期決算公告

令和８年11月12日

東京都大田区西蒲田五丁目27番10号

株式会社エヌエフエー

代表取締役　大崎　玄長

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	511,270
	固定資産	39,982
	資産合計	551,253
負債及び純資産の部	流動負債	447,318
	固定負債	32,794
	株主資本	70,912
	資本金	95,002
	資本剰余金	84,987
	資本準備金	84,987
	利益剰余金	△109,078
	その他利益剰余金	△109,078
	（うち当期純損失）	(68,052)
	新株予約権	228
	負債・純資産合計	551,253

第12期決算公告

令和８年11月12日

栃木県宇都宮市横田新町３番47号

株式会社ＮＥＺＡＳホールディングス

代表取締役　新井　孝則

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	114,898	流動負債	15,816,127
固定資産	33,643,117	固定負債	29,944
		役員退職慰労引当金	29,944
		株主資本	17,911,943
		資本金	127,884
		資本剰余金	18,042,728
		資本準備金	17,539,741
		その他資本剰余金	502,987
		利益剰余金	△251,836
		その他利益剰余金	△251,836
		（うち当期純利益）	(62,555)
		自己株式	△6,834
資産合計	33,758,015	負債・純資産合計	33,758,015

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日

栃木県宇都宮市横田新町三番四七号

株式会社ＮＥＺＡＳホールディングス

代表取締役　新井　孝則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	383,293	流動負債	5,775,042
固定資産	9,179	固定負債	1,029,304
繰延資産	—	負債合計	6,804,346
		株主資本	△6,409,321
		資本金	10,001
		資本剰余金	1,062,768
		資本準備金	277,568
		その他資本剰余金	785,200
		利益剰余金	△7,482,090
		利益準備金	5,250
		その他利益剰余金	△7,487,340
		（うち当期純損失）	(6,985)
		評価・換算差額等	△2,552
		その他有価証券評価差額金	△2,552
		純資産合計	△6,411,873
資産合計	392,472	負債・純資産合計	392,472

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金二億七千七百五十六万八千八百三十七円減少し、金零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十二日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

株式会社ハナマサ

代表取締役　岡村　義明

官報

「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

第67期決算公告

令和8年10月19日

東京都文京区音羽一丁目17番18号

文祥堂感光紙株式会社

代表取締役　佐藤　克夫

貸借対照表の要旨（令和8年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	251,238
	固定資産	395,200
	資産合計	646,438
負純資産及び部	流動負債	651
	株主資本	645,786
	資本金	100,000
	利益剰余金	545,786
	利益準備金	5,200
	その他利益剰余金	540,586
	（うち当期純利益）	（52,089）
	負債・純資産合計	646,438

第4期決算公告

令和8年11月12日　東京都港区虎ノ門二丁目6番1号

Ｄｅｍｉｏ特定目的会社

取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨（令和8年7月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	16,410	流動負債	174
流動資産	334	固定負債	14,875
固定資産	16,075	負債合計	15,049
有形固定資産	16,075	社員資本	1,735
その他の資産	375	特定資本金	0
流動資産	318	優先資本金	2,527
固定資産	44	剰余金	△792
投資その他の資産	44	当期未処理損失	792
繰延資産	12	純資産合計	1,735
資産合計	16,785	負債・純資産合計	16,785

損益計算書の要旨
（自　令和7年8月1日　至　令和8年7月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	420
営業費用	1,093
営業損失	673
営業外収益	0
経常損失	672
税引前当期純損失	672
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	673

第9期決算公告　令和8年11月12日

東京都港区六本木一丁目4番5号

ポスト・リンテル株式会社

代表取締役　坂東多美緒

貸借対照表の要旨（令和8年3月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,733,710,962
	固定資産	2,133,399,852
	繰延資産	23,420,933
	資産合計	3,890,531,747
負純資産及び部	流動負債	920,047,315
	固定負債	1,766,802,973
	株主資本	1,203,681,459
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	1,103,681,459
	その他利益剰余金	1,103,681,459
	（うち当期純利益）	(401,825,971)
	負債・純資産合計	3,890,531,747

第7期決算公告

令和8年10月9日

東京都港区南青山五丁目6番19号ＭＡ５

バリュエンスジャパン株式会社

代表取締役　冨田　光俊

貸借対照表の要旨
（令和8年8月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,010	流動負債	26,004
固定資産	9,985	（賞与引当金）	(499)
		固定負債	972
		株主資本	5,018
		資本金	10
		資本剰余金	3,464
		その他資本剰余金	3,464
		利益剰余金	1,544
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	1,539
資産合計	31,996	負債・純資産合計	31,996

損益計算書の要旨
（自　令和7年9月1日　至　令和8年8月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	105,891
売上原価	78,843
売上総利益	27,047
販売費及び一般管理費	22,452
営業利益	4,595
営業外収益	93
営業外費用	323
経常利益	4,364
特別損失	210
税引前当期純利益	4,154
法人税、住民税及び事業税	1,610
法人税等調整額	△107
当期純利益	2,651

第30期決算公告

令和8年11月12日

東京都中央区京橋三丁目4番2号

株式会社若葉園

代表取締役　中西　幹哉

貸借対照表の要旨（令和8年3月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	99
	固定資産	825
	合計	924
負純資産及び部	流動負債	18
	固定負債	297
	株主資本	609
	資本金	30
	資本剰余金	188
	資本準備金	188
	利益剰余金	390
	その他利益剰余金	390
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	924

第63期決算公告

令和8年11月12日

東京都世田谷区赤堤一丁目8番19号

中條文具株式会社

代表取締役　吉川　修

貸借対照表の要旨
（令和8年6月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,252
	固定資産	20,468
	合計	46,721
負純資産及び部	流動負債	125,594
	株主資本	△78,872
	資本金	10,000
	利益剰余金	△88,872
	その他利益剰余金	△88,872
	（うち当期純損失）	(219)
	合計	46,721

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｎａｋａｊｏ（住所東京都練馬区貫井一丁目七番五－四〇四号）に対して当社の資産管理事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日

東京都世田谷区赤堤一丁目八番一九号

中條文具株式会社

代表取締役　吉川　修

第19期決算公告　令和8年11月12日

群馬県高崎市江木町155番地3

株式会社セブン警備保障

代表取締役　横田　利幸

貸借対照表の要旨（令和7年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	39,618,669
	固定資産	6,629,277
	資産合計	46,247,946
負純資産及び部	流動負債	8,271,625
	固定負債	16,788,000
	株主資本	21,188,321
	資本金	7,500,000
	利益剰余金	13,688,321
	その他利益剰余金	13,688,321
	（うち当期純利益）	(3,679,181)
	負債・純資産合計	46,247,946

第35期決算公告　令和8年11月12日

群馬県藤岡市中大塚904番地1

株式会社セキュリティ・ジャパン

代表取締役　横田　利幸

貸借対照表の要旨（令和8年5月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	131,223,121
	固定資産	34,046,204
	資産合計	165,269,325
負純資産及び部	流動負債	10,351,786
	固定負債	15,155,000
	株主資本	139,762,539
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	129,762,539
	その他利益剰余金	129,762,539
	（うち当期純利益）	(7,136,725)
	負債・純資産合計	165,269,325

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日

群馬県藤岡市中大塚九〇四番地一

（甲）株式会社セキュリティ・ジャパン

代表取締役　横田　利幸

群馬県高崎市江木町一五五番地三

（乙）株式会社セブン警備保障

代表取締役　横田　利幸

第 8 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 12 日
千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目８番１号
山万ウィシュトンホテル株式会社
代表取締役　林　新二郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額
資の産部	流動資産	137,422
	固定資産	100,254
	合計	237,676
負純資債及産のび部	流動負債	224,496
	固定負債	279,943
	株主資本	△267,521
	資本金	20,000
	利益剰余金	△287,521
	その他利益剰余金	△287,521
	（うち当期純利益）	(1,089)
	評価・換算差額等	758
	合計	237,676

第 49 期決算公告

令和８年11月12日
千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目１番地１
山万総合サービス株式会社
代表取締役　木戸　一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,414,555
	固定資産	4,254,249
	合計	5,668,805
負純資債及産のび部	流動負債	1,329,166
	固定負債	1,747,837
	株主資本	2,591,801
	資本金	50,000
	資本剰余金	359,900
	利益剰余金	2,181,901
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,169,401
	（うち当期純利益）	(467,585)
	合計	5,668,805

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十六日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日
千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目一番地一
（甲）山万総合サービス株式会社
代表取締役　木戸　一郎
千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目八番一号
（乙）山万ウィシュトンホテル株式会社
代表取締役　林　新二郎

第 11 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 12 日
東京都中央区日本橋本町四丁目８番15号
株式会社はばたーく
代表取締役　中村　和博

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	367,066
	固定資産	21,315
	資産合計	388,382
負純資債及産のび部	流動負債	185,013
	固定負債	49,405
	株主資本	153,962
	資本金	30,000
	利益剰余金	123,962
	その他利益剰余金	123,962
	（うち当期純損益）	(22,720)
	負債・純資産合計	388,382

第 26 期決算公告

令和８年11月12日
東京都中央区日本橋本町四丁目８番15号
株式会社ネオテックス
代表取締役　吉田　和訓

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,150,568
	固定資産	21,083
	資産合計	1,171,651
負純資債及産のび部	流動負債	713,397
	固定負債	145,670
	株主資本	312,583
	資本金	100,000
	資本剰余金	88,220
	資本準備金	40,000
	その他資本剰余金	48,220
	利益剰余金	124,363
	その他利益剰余金	124,363
	（うち当期純損失）	(14,626)
	負債・純資産合計	1,171,651

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和九年一月一日であり両社の株主総会の承認決議は、令和八年十月十三日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日
東京都中央区日本橋本町四丁目八番一五号
（甲）株式会社ネオテックス
代表取締役　吉田　和訓
東京都中央区日本橋本町四丁目八番一五号
（乙）株式会社はばたーく
代表取締役　中村　和博

第 7 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 12 日
東京都府中市緑町二丁目３番地の１
ヒルクレスト201
紋屋株式会社
代表取締役　高野　浩吉

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	46,408
	固定資産	72,000
	資産合計	118,408
負純資債及産のび部	流動負債	21,102
	固定負債	313,352
	株主資本	△216,046
	資本金	10,000
	利益剰余金	△226,046
	その他利益剰余金	△226,046
	（うち当期純利益）	(21,028)
	負債・純資産合計	118,408

第 36 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 12 日
東京都府中市緑町二丁目３番地の１
ヒルクレスト201
株式会社フードビジネス
代表取締役　高野　英司

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,247
	固定資産	336,292
	資産合計	340,539
負純資債及産のび部	流動負債	7,037
	固定負債	278,422
	株主資本	55,080
	資本金	10,000
	利益剰余金	45,080
	その他利益剰余金	45,080
	（うち当期純利益）	(10,074)
	負債・純資産合計	340,539

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日
東京都府中市緑町二丁目三番地の一ヒルクレスト二〇一
（甲）株式会社フードビジネス
代表取締役　高野　英司
東京都府中市緑町二丁目三番地の一ヒルクレスト二〇一
（乙）紋屋株式会社
代表取締役　高野　浩吉

第 14 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 12 日
東京都町田市山崎町1356番地
シーアイハイツＦ－102
株式会社アジールＤ
代表取締役　石川　大輔

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,962
	固定資産	4,002
	合計	31,965
負純資債及産のび部	流動負債	30,722
	固定負債	49,809
	株主資本	△48,566
	資本金	3,000
	利益剰余金	△51,566
	その他利益剰余金	△51,566
	（うち当期純利益）	(2,172)
	合計	31,965

第 15 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 12 日
横浜市緑区長津田町3212番地２
アーバンビュー長津田506号
株式会社アジールａｒｔ ａｓｓｉｓｔａｎｃｅ
代表取締役　才田　耕一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	128,267
	固定資産	7,952
	合計	136,219
負純資債及産のび部	流動負債	68,717
	固定負債	53,315
	株主資本	14,186
	資本金	3,000
	利益剰余金	11,186
	その他利益剰余金	11,186
	（うち当期純利益）	(14,570)
	合計	136,219

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日
横浜市緑区長津田町三一一二番地二
アーバンビュー長津田五〇六号
（甲）株式会社アジールａｒｔ ａｓｓｉｓｔａｎｃｅ
代表取締役　才田　耕一
東京都町田市山崎町一三五六番地シーアイハイツＦ－一〇二
（乙）株式会社アジールＤ
代表取締役　石川　大輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む不動産関連事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日

大阪府泉佐野市市場東二丁目一三番一八号
（甲）株式会社関西ホーム販売
代表取締役　新良貴　健

大阪府泉佐野市市場東二丁目一三番一八号
（乙）関西ホーム株式会社
代表取締役　新良貴　健

第37期決算公告

令和８年11月12日
大阪府泉佐野市市場東二丁目13番18号
関西ホーム株式会社
代表取締役　新良貴　健

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,931,155
	固定資産	474,716
	資産合計	2,405,871
負債及び純資産の部	流動負債	1,023,437
	固定負債	456,464
	株主資本	925,970
	資本金	20,000
	利益剰余金	905,970
	利益準備金	551,371
	その他利益剰余金	354,598
	（うち当期純利益）	（77,066）
	負債・純資産合計	2,405,871

第27期決算公告

令和８年11月12日
大阪府泉佐野市市場東二丁目13番18号
株式会社関西ホーム販売
代表取締役　新良貴　健

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	59,479
	固定資産	13,122
	資産合計	72,602
負債及び純資産の部	流動負債	184
	固定負債	500
	株主資本	71,918
	資本金	10,000
	利益剰余金	61,918
	その他利益剰余金	61,918
	（うち当期純損失）	（13,424）
	負債・純資産合計	72,602

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日

千葉県旭市ニの一四六九番地
（甲）株式会社伊藤工務店
代表取締役　伊藤　晃

千葉県旭市ニの一四六九番地
（乙）伊藤土建株式会社
代表取締役　伊藤　義範

第６期決算公告

令和８年11月12日
千葉県旭市ニの1469番地
伊藤土建株式会社
代表取締役　伊藤　義範

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	198,035
	固定資産	374
	合計	198,409
負債及び純資産の部	流動負債	130,367
	株主資本	68,042
	資本金	20,000
	利益剰余金	48,042
	その他利益剰余金	48,042
	（うち当期純利益）	（10,228）
	合計	198,409

第62期決算公告

令和８年11月12日
千葉県旭市ニの1469番地
株式会社伊藤工務店
代表取締役　伊藤　晃

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,880
	固定資産	306,571
	合計	315,451
負債及び純資産の部	流動負債	60,451
	固定負債	42,735
	株主資本	212,265
	資本金	25,000
	利益剰余金	187,265
	利益準備金	2,921
	その他利益剰余金	184,343
	（うち当期純損失）	（10,368）
	合計	315,451

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日

千葉県旭市ニの一四六九番地
（甲）株式会社伊藤工務店
代表取締役　伊藤　晃

千葉県旭市ニの一四六九番地
（乙）伊藤土建株式会社
代表取締役　伊藤　義範

第15期決算公告

令和８年11月12日
岡山県高梁市成羽町下日名158番地
株式会社牛窓ヨットハーバー
代表取締役　黒川健一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	275
	合計	275
負債及び純資産の部	流動負債	79
	固定負債	21
	株主資本	175
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,824
	その他利益剰余金	△2,824
	（うち当期純損失）	（155）
	合計	275

第33期決算公告

令和８年11月12日
岡山県高梁市成羽町下日名158番地
株式会社あかつき
代表取締役　黒川健一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	133,193
	固定資産	125,583
	合計	258,776
負債及び純資産の部	流動負債	14,623
	固定負債	70,445
	株主資本	173,708
	資本金	3,000
	利益剰余金	170,708
	その他利益剰余金	170,708
	（うち当期純利益）	（14,640）
	合計	258,776

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日

岡山県高梁市成羽町下日名一五八番地
（甲）株式会社あかつき
代表取締役　黒川健一郎

岡山県高梁市成羽町下日名一五八番地
（乙）株式会社牛窓ヨットハーバー
代表取締役　黒川健一郎

第60期決算公告

令和８年11月12日
岩手県盛岡市津志田町一丁目１番20号
日産プリンス岩手販売株式会社
代表取締役　千葉　泰

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,250,535
	固定資産	4,581,657
	合計	6,832,192
負債及び純資産の部	流動負債	940,963
	固定負債	5,891,229
	資本金	60,000
	利益剰余金	5,831,229
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	5,816,229
	（うち当期純利益）	（144,177）
	合計	6,832,192

第87期決算公告

令和８年11月12日
岩手県盛岡市大沢川原一丁目４番20号
岩手日産自動車株式会社
代表取締役　千葉　泰

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,624,363
	固定資産	4,537,852
	合計	7,162,215
負債及び純資産の部	流動負債	758,160
	株主資本	6,404,055
	資本金	90,000
	利益剰余金	6,314,055
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	6,291,555
	（うち当期純利益）	（26,737）
	合計	7,162,215

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日

岩手県盛岡市大沢川原一丁目四番二〇号
（甲）岩手日産自動車株式会社
代表取締役　千葉　泰

岩手県盛岡市津志田町一丁目一番二〇号
（乙）日産プリンス岩手販売株式会社
代表取締役　千葉　泰

決　算　公　告

令和８年11月12日
東京都中央区日本橋本町三丁目８－３－８階
株式会社ムスカ
代表取締役　串間　充崇

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,921
	固定資産	9,336
	繰延資産	16,783
	合計	129,041
負純資産及び部	流動負債	235,563
	株主資本	△106,521
	資本金	445,010
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	△951,532
	その他利益剰余金	△951,532
	（うち当期純損失）	(58,394)
	合計	129,041

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千五百一万二百七十六円、資本準備金の額を四億二百七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十二日
東京都中央区日本橋本町三丁目八－三－八階
株式会社ムスカ
代表取締役　串間　充崇

第２期決算公告

令和８年11月12日
東京都港区元赤坂一丁目１番７－1209号
株式会社赤坂国際会計内
ＧＣＪＩ15株式会社
代表取締役　土屋　洋一

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,495
	固定資産	241,162
	合計	255,658
負純資産及び部	流動負債	516
	固定負債	210,000
	株主資本	45,141
	資本金	5,025
	資本剰余金	4,975
	資本準備金	4,975
	利益剰余金	35,141
	その他利益剰余金	35,141
	（うち当期純利益）	(38,715)
	合計	255,658

第72期決算公告

令和８年11月12日
兵庫県川西市加茂六丁目45番地の１
株式会社大智鍛造所
代表取締役　大智　靖志

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,066,121
	固定資産	1,153,771
	合計	2,219,893
負純資産及び部	流動負債	286,056
	固定負債	18,682
	株主資本	1,915,154
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,868,179
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,855,679
	（うち当期純利益）	(204,891)
	自己株式	△3,025
	合計	2,219,893

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月十二日
兵庫県川西市久代一丁目六番九－四号
（甲）株式会社プロッシモ
代表取締役　河合　礼子
兵庫県川西市加茂六丁目四五番地の一
（乙）株式会社大智鍛造所
代表取締役　大智　靖志

第11期決算公告

令和８年11月12日
東京都港区新橋６－17－17
株式会社ワンダーステージ
代表取締役　市之瀬拓也

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,616,097
	固定資産	9,275
	合計	3,625,372
負純資産及び部	流動負債	1,870,026
	固定負債	1,440,000
	株主資本	315,346
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	115,346
	その他利益剰余金	115,346
	（うち当期純利益）	(23,427)
	合計	3,625,372

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年九月三十日
　掲載頁　一一二頁（号外第二一六号）
（乙）下記のとおりです。
（丙）下記のとおりです。

令和八年十一月十二日
山形市元木一丁目一三番二五号
（甲）株式会社ジョイン
代表取締役　武田　良和
山形市桧町二丁目五番一八号
（乙）株式会社フードクリエイションジャパン
代表取締役　武田　靖子
山形市荒楯町一丁目一七番四〇号
（丙）株式会社スペシャルデイ・インク
代表取締役　武田　靖子

第４期決算公告

令和７年４月30日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号
室アークアウトソーシング株式会社内
Ramco Software Japan株式会社
代表取締役　ラママーシー・ラヴィクラ・チャンドラン

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,960
	固定資産	21
	合計	40,981
負純資産及び部	流動負債	178,840
	株主資本	△137,859
	資本金	9,500
	利益剰余金	△147,359
	その他利益剰余金	△147,359
	（うち当期純損失）	(14,309)
	合計	40,981

決算公告

令和８年11月12日
山形市荒楯町一丁目17番40号
株式会社スペシャルデイ・インク

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,831
	固定資産	1
	資産合計	12,832
負純資産及び部	流動負債	9,092
	固定負債	799,778
	株主資本	△796,038
	資本金	10,000
	利益剰余金	△806,038
	その他利益剰余金	△806,038
	（うち当期純損失）	(74,794)
	負債・純資産合計	12,832

決算公告

令和８年11月12日
山形市桧町二丁目５番18号
株式会社フードクリエイションジャパン

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,976
	固定資産	80,372
	資産合計	151,349
負純資産及び部	流動負債	32,942
	固定負債	1,011,628
	退職給付引当金	40
	株主資本	△893,221
	資本金	20,000
	資本剰余金	48,249
	資本準備金	19,016
	その他資本剰余金	29,233
	利益剰余金	△961,471
	その他利益剰余金	△961,471
	（うち当期純損失）	(34,270)
	負債・純資産合計	151,349

第５期決算公告

令和８年４月24日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号
室アークアウトソーシング株式会社内
Ramco Software Japan株式会社
代表取締役　ラママーシー・ラヴィクラ・チャンドラン

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,889
	合計	16,889
負純資産及び部	流動負債	178,369
	株主資本	△161,480
	資本金	9,500
	利益剰余金	△170,980
	その他利益剰余金	△170,980
	（うち当期純損失）	(23,621)
	合計	16,889

第 38 期 決 算 公 告

令和８年11月12日
大阪府吹田市芳野町13番８号
株式会社プラネットワーク
代表取締役　小岸　弘和

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	350,822
	固定資産	2,672,843
	合計	3,023,666
負債及び純資産の部	流動負債	556,241
	賞与引当金	11,195
	固定負債	147,501
	株主資本	2,319,923
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,279,923
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	2,269,923
	（うち当期純利益）	(451,995)
	合計	3,023,666

第 6 期 決 算 公 告

令和８年11月12日
沖縄県那覇市泉崎一丁目20番１号
株式会社アールディ・フィールズ沖縄
代表取締役　宮城　敦

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	25,384
	固定資産	13,002
	合計	38,387
負債及び純資産の部	流動負債	28,312
	株主資本	10,074
	資本金	80,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△119,925
	その他利益剰余金	△119,925
	（うち当期純損失）	(16,481)
	合計	38,387

第 4 期 決 算 公 告

令和８年11月12日
沖縄県那覇市泉崎一丁目20番１号
株式会社ディアーズ・ブレイン沖縄
代表取締役　小岸　弘和

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	91,038
	固定資産	1,686
	合計	92,724
負債及び純資産の部	流動負債	106,592
	固定負債	50,000
	株主資本	△63,867
	資本金	30,000
	利益剰余金	△93,867
	その他利益剰余金	△93,867
	（うち当期純損失）	(31,473)
	合計	92,724

第 2 期 決 算 公 告

令和８年11月12日
沖縄県那覇市久茂地一丁目１番１号９階
株式会社キャリッジブレイン琉球
代表取締役　福田　信也

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	27,631
	固定資産	878
	合計	28,509
負債及び純資産の部	流動負債	17,537
	株主資本	10,972
	資本金	8,500
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	972
	その他利益剰余金	972
	（うち当期純損失）	(1,029)
	合計	28,509

第 17 期決算公告

令和８年11月12日
熊本市中央区黒髪一丁目４番１号
熊本管財株式会社
代表取締役　糸田　健次

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	67,091
	固定資産	344,364
	資産合計	411,456
負債及び純資産の部	流動負債	14,612
	固定負債	220,000
	負債合計	234,612
	株主資本	176,843
	資本金	10,000
	利益剰余金	166,843
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	164,343
	（うち当期純利益）	(20,384)
	純資産合計	176,843
	負債・純資産合計	411,456

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和九年一月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十二日
熊本市中央区黒髪一丁目四番一号
（甲）熊本管財株式会社
代表取締役　糸田　健次
熊本市中央区黒髪一丁目四番一号
（乙）熊本建設株式会社
代表取締役　糸田　健次
熊本市中央区黒髪一丁目四番一号
（丙）熊本賃貸保証株式会社
代表取締役　糸田　健次

第 13 期決算公告

令和８年11月12日
熊本市中央区黒髪一丁目４番１号
熊本賃貸保証株式会社
代表取締役　糸田　健次

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	24,255
	固定資産	30,000
	資産合計	54,255
負債及び純資産の部	流動負債	1,362
	負債合計	1,362
	株主資本	52,893
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,893
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	40,393
	（うち当期純利益）	(6,915)
	純資産合計	52,893
	負債・純資産合計	54,255

第 13 期決算公告

令和８年11月12日
熊本市中央区黒髪一丁目４番１号
熊本建設株式会社
代表取締役　糸田　健次

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	100,386
	固定資産	80,168
	資産合計	180,554
負債及び純資産の部	流動負債	21,697
	負債合計	21,697
	株主資本	158,857
	資本金	10,000
	利益剰余金	148,857
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	146,357
	（うち当期純利益）	(17,010)
	純資産合計	158,857
	負債・純資産合計	180,554

第 14 期 決 算 公 告

令和８年11月12日
東京都豊島区西池袋三丁目７番６号
リブルアーチ株式会社
代表取締役　玉川　陽介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	870,849
	固定資産	1,415,039
	資産合計	2,285,888
負債及び純資産の部	流動負債	10,247
	固定負債	842,506
	株主資本	1,433,134
	資本金	5,000
	資本剰余金	15,000
	その他資本剰余金	15,000
	利益剰余金	1,413,134
	その他利益剰余金	1,413,134
	（うち当期純利益）	(1,181,635)
	負債・純資産合計	2,285,888

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十二日
東京都豊島区西池袋三丁目七番六号
（甲）リブルアーチ株式会社
代表取締役　玉川　陽介
東京都豊島区西池袋三丁目七番六号
（乙）コアプラス・プライムオフィス株式会社
代表取締役　玉川　陽介
東京都豊島区西池袋三丁目七番六号
（丙）ハイラル株式会社
代表取締役　玉川　陽介

第 11 期 決 算 公 告

令和８年11月12日
東京都豊島区西池袋三丁目７番６号
ハイラル株式会社
代表取締役　玉川　陽介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	234,485
	固定資産	179,405
	資産合計	413,890
負債及び純資産の部	流動負債	27,185
	固定負債	129,297
	株主資本	257,408
	資本金	1,000
	利益剰余金	256,408
	その他利益剰余金	256,408
	（うち当期純利益）	(26,650)
	負債・純資産合計	413,890

第 1 期 決 算 公 告

令和８年11月12日
東京都豊島区西池袋三丁目７番６号
コアプラス・プライムオフィス株式会社
代表取締役　玉川　陽介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	390,214
	固定資産	127,851
	資産合計	518,066
負債及び純資産の部	流動負債	553
	固定負債	320,000
	株主資本	197,513
	資本金	10,000
	利益剰余金	187,513
	その他利益剰余金	187,513
	（うち当期純利益）	(187,513)
	負債・純資産合計	518,066

決　算　公　告

令和８年11月12日

東京都新宿区下宮比町２番28号
飯田橋ハイタウン301号室

株式会社コミュニティネット

代表取締役　有川志津雄

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	741,953,913
	固定資産	1,247,640,256
	繰延資産	79,085,207
	資産合計	2,068,679,376
負債及び純資産の部	流動負債	538,264,508
	固定負債	1,660,773,074
	負債合計	2,199,037,582
	株主資本	△131,951,704
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	518,415,000
	資本準備金	284,207,500
	その他資本剰余金	234,207,500
	利益剰余金	△705,791,704
	利益準備金	80,000
	その他利益剰余金	△705,871,704
	（うち当期純損失）	(277,591,608)
	自己株式	△44,575,000
	新株予約権	1,593,498
	純資産合計	△130,358,206
	負債・純資産合計	2,068,679,376

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十二日

東京都新宿区下宮比町二番二八号飯田橋ハイタウン三〇一号室
（甲）株式会社コミュニティネット
代表取締役　有川志津雄

東京都立川市砂川町四丁目七〇番地四
（乙）株式会社アドバンスケアシステム
代表取締役　原田　晃

決　算　公　告

令和８年11月12日

東京都立川市砂川町４丁目70番地４

株式会社アドバンスケアシステム

代表取締役　原田　晃

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	54,738,065
	資産合計	54,738,065
負債及び純資産の部	流動負債	88,805,786
	負債合計	88,805,786
	株主資本	△34,067,721
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△54,067,721
	その他利益剰余金	△54,067,721
	（うち当期純損失）	(25,314,853)
	純資産合計	△34,067,721
	負債・純資産合計	54,738,065

第６期決算公告

令和８年10月９日
東京都港区南青山五丁目６番19号ＭＡ５

バリュエンスベンチャーズ株式会社

代表取締役　嵜本　晋輔

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	66,525
	合計	66,525
負債及び純資産の部	流動負債	235
	株主資本	66,290
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△33,709
	その他利益剰余金	△33,709
	（うち当期純損失）	(1,229)
	合計	66,525

第７期決算公告

令和８年10月９日
東京都港区南青山五丁目６番19号ＭＡ５

バリュエンステクノロジーズ株式会社

代表取締役　田中　良介

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	829,472
	固定資産	224,715
	合計	1,054,187
負債及び純資産の部	流動負債	304,388
	（賞与引当金）	(680)
	株主資本	749,798
	資本金	66,000
	資本剰余金	66,000
	資本準備金	66,000
	利益剰余金	617,798
	その他利益剰余金	617,798
	（うち当期純利益）	(379,097)
	合計	1,054,187

第19期決算公告

令和８年11月12日

福岡市西区大字飯盛419番地の１

林ホールディングズ株式会社

代表取締役　林　　宗一

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	363,676
	固定資産	1,402,204
	繰延資産	159
	合計	1,766,039
負債及び純資産の部	流動負債	246,224
	固定負債	757,922
	株主資本	761,893
	資本金	75,000
	資本剰余金	7,228
	資本準備金	7,228
	利益剰余金	679,664
	利益準備金	1,474
	その他利益剰余金	678,190
	（うち当期純利益）	(248,532)
	合計	1,766,039

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十二日

福岡市西区大字飯盛四一九番地の一
（甲）林ホールディングズ株式会社
代表取締役　林　宗一

福岡市西区福重五丁目四番二〇号
（乙）株式会社にくやのにかい
代表取締役　林　宗一

第14期決算公告

令和８年11月12日
福岡市西区福重五丁目４番20号

株式会社にくやのにかい

代表取締役　林　　宗一

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,836
	固定資産	2,178
	繰延資産	600
	合計	6,615
負債及び純資産の部	流動負債	3,968
	固定負債	43,774
	株主資本	△41,126
	資本金	50
	利益剰余金	△41,176
	その他利益剰余金	△41,176
	（うち当期純損失）	(14,429)
	合計	6,615

第11期決算公告

令和８年10月20日

福岡市中央区天神一丁目11番１号
ＯＮＥＦＵＫＵＯＫＡＢＬＤＧ．12階

株式会社カシムラホールディングス

代表取締役　樫村　尚明

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,055,424,014
	固定資産	1,512,570,131
	有形固定資産	1,399,800,339
	無形固定資産	4,769,521
	投資その他の資産	108,000,271
	繰延資産	1,083,335
	資産合計	9,569,077,480
負債及び純資産の部	流動負債	3,424,166,724
	固定負債	4,519,228,752
	負債合計	7,943,395,476
	株主資本	1,624,425,725
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	1,000
	その他資本剰余金	1,000
	利益剰余金	1,574,424,725
	利益準備金	4,676,000
	その他利益剰余金	1,569,748,725
	（うち当期純利益）	(786,171,825)
	評価・換算差額等	1,256,279
	その他有価証券評価差額金	1,256,279
	純資産合計	1,625,682,004
	負債・純資産合計	9,569,077,480